

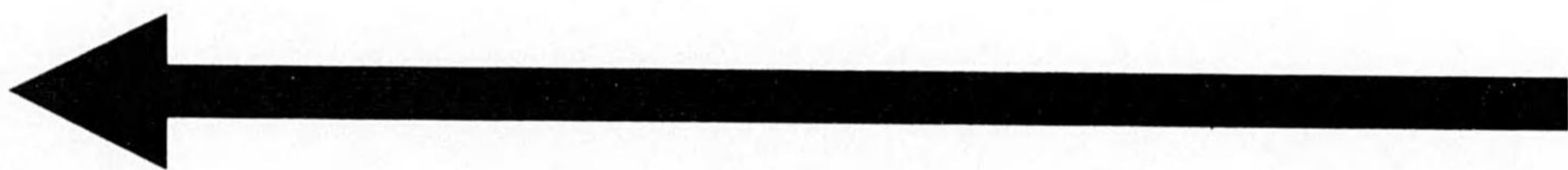
別書誌
合2冊

14.5

174



始



14.5-17イ



1200501211394

横田猷太郎著

東省特別區行政一般

滿鐵調査課

凡例

發行所寄贈本

一、本書は東省特別區行政全般につき露治時代並支那回收後の状態の鳥瞰圖を與へんとする目的を以て記したものである。

一、各種行政權の回收経路は東省特別區特有のものであり、殊に滿鐵附屬地に於て行政權を有する吾人に教ふる
ところ多きが故にこれに可成の紙數を割いた。

一、題して東省特別區行政一般といふ、各個行政の詳細なる研究はこれを後日に期し度いと思ふ。

一、本書をなすに當つては多數の資料を参照した。其の主要なるものを卷末に掲げた。記して感謝の意を表す。

本書編者 課員 横田猷太郎

昭和四年十月

庶務部調査課



凡例

145-171

東省特別區行政一般

目次

緒言.....一

序章 東支鐵道の建設.....二

前篇 露治時代

第一章 附屬地行政組織.....三

 第一節 總說.....三

 第一款 附屬地行政權の法源.....三

 第二款 附屬地の法理的性質.....七

 第二節 附屬地行政機關.....九

 第一款 中央機關.....九

 第二款 補助機關.....四

第二章 附屬地自治制.....六

 第一節 總說.....六

目次

發行所寄贈本



第一款 哈爾濱市制沿革……………二八

第二款 沿線都市の自治制沿革……………三九

第二節 自治機關……………四〇

第一款 哈爾濱市制機關……………四〇

附 款 哈爾濱市の事業並財政……………四五

第二款 哈爾濱以外の沿線都市の自治機關(滿洲里自治機關)……………四七

第三款 村落自治機關……………四八

第三章 附屬地土地管理……………七〇

第一節 總 說……………七〇

第二節 土地事務管掌機關……………七二

第四章 附屬地教育行政……………七二

第一節 總 說……………七二

第二節 教育行政機關……………七三

第三節 教育機關……………七三

第五章 附屬地警察……………七五

第一節 總 說……………七五

第二節 警察機關……………七五

第六章 附屬地行政經理……………七六

後 篇 現在狀態

第一章 東省特別區行政組織……………七九

第一節 總 說……………七九

第二節 一般行政機關……………八〇

第二章 東省特別區自治制……………八七

第一節 總 說……………八七

第一款 哈爾濱市制機關の回收……………九〇

第二款 沿線自治機關の回收……………一〇〇

第二節 自治機關……………一〇〇

第一款 哈爾濱特別市々々制機關……………一〇〇

附 款 哈爾濱特別市の事業並財政……………一〇七

第二款 沿線都市自治機關……………一一七

附 款 滿洲里市制機關……………一二三

第三章 東省特別區土地管理……………一六七

第一節 總説……………一六七

第二節 土地事務管掌機關……………一八四

第四章 東省特別區教育行政……………一九七

第一節 總説……………一九七

第二節 教育行政機關……………二〇一

第三節 教育機關……………二〇一

第五章 東省特別區警察……………二二一

第一節 總説……………二二一

第二節 警察機關……………二二六

第六章 東省特別區行政經理……………二三九

結言……………二三九

參考資料……………二四〇

東省特別區行政一般

緒言

本書は東省特別區行政一般の記述を其の目的とする。東省特別區とは、西滿洲里より東綏芬河に至り、北哈爾濱より南長春に至る東支鐵道附屬地十萬五千町歩にのぼる地域の總稱である。此の名稱たる一九二〇年十月三十一日發布の東省特別區法院編制條例第一條に「東支鐵道附屬地は訴訟便宜の爲め東省特別區域と定む」とありしに始まる。

抑々外國の鐵道利權なるものゝ本質は直接的に公法上の權力を被鐵道敷設國領土内に設定するものに非ずして、單に其の國人の資本を利用せしむるといふ經濟上の意味に過ぎざるものである。たゞ其の半面に於て外國は或ひは他日機會に乗じて經濟的意義以上の地歩を占めんとする野心を包藏するものと想像せられる。

而して實に之れを當初より露骨に表はせるものは露國の東支鐵道である。即ち警察權、兵備權の獲得に始まり遂に行政權全般の行使に至つたのであつた。

然るに勢ひの赴く所、日露の衝突となり露國は一敗地に塗るゝと共に茲に其の霸業は頓挫し、更に歐洲戰爭並露國革命による國力の疲弊に伴はれ雄圖空しく昔日の面影を失ひ、加之支那の國權回收運動日々に激甚を加へ、



遂に東支鐵道附屬地に有せし行政權の總ても、こゝに完全に支那の回收するところとなつたのである。

本書は前、後二篇に分ち、前篇に於ては露治時代の行政一般を、後篇に於ては支那の回收以後現時のそれを概観せんとする。

但し「東支鐵道の建設」は本書記述の目的とする所に非ざるも、露國の強力廣汎なる行政權獲得の理由を理解するに於て甚だ重要なりと信するが故に特にこれが章節を設けることとした。

序章 東支鐵道の建設

由來、露國は其の勢力の東漸即ち西比利亞の攻略竝に極東の獲得を以て過去十數世紀に渉る露國民の本能なりと公稱してゐた。

斯くて一八六〇年北京條約により沿海州一帯を占有するや浦鹽斯德を以て商港兼軍港となし東亞の根據地たらしめ、更にシベリヤ鐵道の敷設により完全に極東の死命を制せんとした。即ち、一八九一年、時の皇太子ニコライ、アレキサンドロヴィチ親しく浦鹽に於て起工式に臨み、ウスリー線工事に着手し、同九年ウラル、ストレーチェンスク間四二〇〇露里及浦港哈府間の開通を見たるも、露國は道を黒龍江北岸にとれば甚だしき迂回なる。工上極めて不便且經濟的價値少なき爲、こゝに長鞭南を指して北滿を横斷すべき東支鐵道の敷設を計畫するに至つたのである。

於之、一八九六年、三國干涉に於て支那に賣恩せる露國は同年五月（明治二十九年）ベトログラードに於てニコライ二世の戴冠式の舉行せらるゝに際し其の報償として時の駐支公使カシニ一伯は種々運動を開始し、李鴻章

露支同盟
密約成る

を臨時大使として任命を乞ひ其の出發に先立ちて兩者の間に種々會議が重ねられ^{註1}、遂に李は露都に赴くや大藏大臣ウイッテとの間に遼東半島還附援助の報酬として東支鐵道建設權を内容とする一秘密條約の締結を見るに至つた^{註2}。之れ即ち露支同盟密約である^{註3}。（一八九六年五月）

註1 當時、カシニ一と李鴻章との間に一密約成り之れを「カシニ一密約」と稱するも、之れは實際に存在せずとなすのが通説である。

註2 露支同盟密約は、ウイッテより外務大臣ロバノフ、ロストロフスキーに内容を傳達し、後者は之を條文に作製し一八九六年五月二十二日（日附には疑問の點あり）モスクワに於て調印を終つた。

露支同盟
密約成文

註3 露支同盟密約

千八百九十六年五月

第一條 東方亞細亞ニ於ケル露西亞國領土ニ對スルト又ハ支那國若ハ朝鮮國ニ對スルトヲ問ハス日本國ノ企ツル一切ノ侵略ハ必然的ニ本條約ノ即時適用ヲ招致スルモノト之ヲ認ム

右ノ場合兩締約國ハ其ノ當時兩締約國カ使用シ得ル一切ノ陸海軍ヲ以テ相互ニ支持シ且各締約國ノ兵力ニ對スル糧食供給ノ爲成ルヘク多クノ援助ヲ爲スコトヲ約ス

第二條 兩締約國カ共同動作ヲ執ルニ至リタルトキハ他方國ノ同意ヲ得ルニ非サレハ敵國ト平和條約ヲ單獨ニ締結スルコトヲ得サルモノトス

第三條 軍事動作中ハ支那國一切ノ港ハ必要アル場合ニ於テ露西亞國軍艦ニ開放セラルヘク露西亞國軍艦ハ右港ニ於テ其ノ必要トスル一切ノ援助ヲ支那國官憲ヨリ受クヘシ

第四條 支那國政府ハ露西亞國陸軍カ侵略セララルノ怖アル地點ニ接到セルコトヲ容易ナラシメ且其ノ抵抗手段ヲ確保スル爲支那國

序章 東支鐵道の建設

「アムール」(黒龍江)省及「ギリン」(吉林)省ヲ橫斷シテ浦鹽斯德ノ方向ニ二條ノ鐵道線ヲ建設スルコトニ同意ス該鐵道露西亞國鐵道トノ聯絡ハ支那國領土又ハ支那國皇帝陛下ノ主權ヲ侵害スルノ口實ト爲ラサルヘシ該鐵道ノ敷設及經營ハ露支銀行ニ之ヲ許與シ且之ヲ爲締結セラルル契約ノ條款ハ露西亞國駐劄支那國公使及露支銀行間ニ於テ正式ニ商議セラルヘシ

第五條 戰時ニ於テハ第一條所定ノ通り露西亞國ハ其ノ軍隊ノ輸送及軍隊ニ對スル糧食支給ノ爲第四條所定ノ鐵道ヲ自由ニ使用スルコトヲ得ヘシ

平時ニ於テハ露西亞國ハ其ノ軍隊及軍需品ノ通過輸送ノ爲同一ノ權利ヲ有ス但シ途中停車ハ輸送事務ノ必要ヲ理由トスル場合ノ外之ヲ許サス

第六條 本條約ハ第四條所定ノ契約ヲ支那國皇帝カ確認シタル日ヨリ實施セラルヘク右實施ノ日ヨリ十五年間有效トス右期間終了前六月ニ於テ兩締約國ハ本條約ノ更改ニ關シ商議スヘシ

註4

本密約の成立に先立ちてウイッテが李鴻章に語れる談片に曰く「露國の極東政策は支那の保全を基礎とす。露國は既に過去に於ても然りし如く將來に於ても機會を捉へて支那との友情を鞏固にするを利益とすべし。露國の此の如き態度に出づるは、勿論己れの利益の爲めに相違なきも支那に對する同情の念より發するもの少からざるなり。何となれば露清兩國は根柢に於て利害を同じうするものなればなり。之に反し日本の政策は全然自己の利害のみを基礎とし清國の保全を破らんとするものなり。日本の求むる所は清國の領土と露國の領海なり。彼は平和の敵なり。若し露清兩國にして提携して彼に當るに非ざれば彼の野心を制する能はず。然れば今日本にして急に清國を襲ふ如きことあらば露國は清國を助くべし。而して斯の如きは何時發生するやも保すべからざるなり。露國は有力なる軍隊と精巧なる重砲とを有す。而も一朝事あるに當り如何にして之を日清の戰場に送るべきか。交通機關は海陸に絶無たるなり。故に兩國にして提携事に當らんとせば先づ露兵の速に支那軍に聯合するの途を開かざるべからず。これ即ち鐵道の敷設を要する所以なり。鐵道なくば同盟なし。吾人の結論は此の二字に在り」とあるが、露國の目的とする所は一に鐵道建設權にあり、今や露支同盟密約の締結によりて露國は其の目的を達し、其の國是たる亞細亞大陸政策實行の基礎を確立するに至つたのである。

「東支鐵道建設及經營に關する契約」の締結

本條約に於て露國の以て主眼となすところは其の第四條に在る。(前出註3参照)

露國は本密約によりて東支鐵道利權に關する支那側の協賛を経、駐露支那公使許景澄と露清銀行の當事者とは第四條後段の指定する所に從ひて「東支鐵道建設及經營に關する契約」を締結し、支那は庫平銀五百萬兩を出資して同銀行の露支合辦契約が成立したのである。之れ即ち一八九六年九月八日にして、十月二十日北京に於て批准の交換が成つた。

註 露支同盟密約成るや露國はウフトムスキーを答禮使として北京に遣し清廷の歡を得てこゝに露清銀行の設立を見た。即ち、一八九五年十二月十日には露清銀行設立の特許狀發せられ、Le Comptoir National Descompte de Paris を中心とする佛國資本團の援助により巴里、ブラツセル、アムステルダムに於て資本を募集し、公稱資本一千五百萬留を以て設立せられた。

東支鐵道會社の創立

「東支鐵道建設及經營に關する契約」の締結せられたる翌年一八九七年二月、同契約に從つて露清銀行に依りこゝに東支鐵道會社は創立せられ、三月一日其の創立式を舉行し、同社總裁として許景澄任命せられ、本社をベトログラードに、支社を北京に置き、鐵道廳を哈爾濱に設け、鐵道會社條例第二十七條に從つて之を露國大藏大臣に直屬せしめたのである。

關係各國の資本關係

之を要するに露國は「露支同盟密約」第四條に依りて東支鐵道建設權を獲得し、「東支鐵道建設及經營に關する契約」に依りて鐵道の建設及經營を露支合辦の露清銀行に委託し、露清銀行は同契約第一條によつて此の鐵道の建設及經營のために東支鐵道會社なる一會社を設立して之に關する一切の權利義務を同會社に移讓したのである。さて、東支鐵道は右の如くにして其の建設を見たが、こゝに注意を要するは、各國の資本關係である。

一、庫平銀問題

「東支鐵道建設及經營に關する契約」前文に依れば、露清兩國は東支鐵道の建設及經營を露清銀行に委任し、清國政府は庫平銀五百萬兩の金額を露清銀行に拂込み右拂込資金の比率を以て該行の損益に關與する事となり、露清銀行が東支鐵道の建設及經營に當る形式となり、同時に露清銀行は鐵道の建設及經營の爲めに東支鐵道會社を設立する事となり、會社の株券は露支人之を所有すと定めてある。

右により露清銀行は鐵道の經營を別個の法人たる東鐵會社に委任し、自らは會社の株主たる資格に止まりたる如くである。而して清國は東鐵會社の株主たる露清銀行に對する權利を保留せる形式にある。併し同契約第十二條末尾に「鐵道完成シテ運轉開始ノ日ニ於テハ會社ハ清國政府ニ庫平銀五百萬兩ヲ支拂フモノトス」とあるが故に露清銀行に對する拂込資金を別個の會社が支拂ふ事の不合理は今暫く措くとするも、東支鐵道運轉開始後に於ては清國政府と東鐵會社との間に於ける資本關係は斷絶せるものと見るを至當とする。即ち理論上より言えば鐵道の運轉開始後に於ては露清銀行は露清合辦の實を失ひたれば、東鐵は露亞銀行其の他の露國人を株主とする露國人の事業となつたと見られる。何となれば清國政府は東鐵の株券を所有せず、又支那人の株主は一人もあらざるが故である。

然しながら、實際問題として、庫平銀五百萬兩を果して清國政府が出資したるか、或は又鐵道完成後に於て東鐵會社が果して之を支拂ひたるかに就きて考察せざるべからざるが、之に關しては出資或は支拂の事實を證する何等の證據もなきが如くである。

尙一九二〇年十月北京に於て中國交通部と露清銀行の後身たる露亞銀行との間に締結せられたる「東支鐵道の敷設及經營に關する續訂契約」に據れば、中國政府は庫平銀五百萬兩を出資し未だ返済せられざるものとの見解

を持し之を中國政府に對する東鐵會社の社債として整理してゐるが、其の後一九二四年五月勞農政府と中國政府との間に締結せられたる暫行管理中東省鐵路協定に於ては庫平銀問題には一言も觸れず、却つて其の前文に於て東支鐵道が露國國家の出資に依り完全に支那國領土内に建設せられたるものなる事を明白に認めてゐる。要するに今日に於ては庫平銀五百萬兩は契約面上の幽靈に過ぎずして事實に於て支出せられず、従つて又返済もせられずと見て可なりと考へられる。

註 一九二〇年支那が此の權利を主張し露亞銀行との契約に於て其の主張を貫徹し得たるは、事實上東鐵の株主にあらざる露亞銀行を株主と認むる事に對する交換條件なりと推測せられる。

二、東支鐵道會社の株式及株主の問題

東鐵會社定款に依れば、同會社は表面露支兩國人を株主とする商事會社にして、株主總會等の規定あるも、事實に於て支那は政府としても個人としても、一の株券を所有する事なく全部露國の所有する所なるは周知の事實である。然しながら露國側所有株券の所屬に就きては種々の説ありて真相を知るに由なかつた。然るに一九二二年三月、北京に於ける勞農政府代表アガリヨフ及びバイヂスが支那政府に對して東支鐵道の權利がモスクワ政府に在る旨聲明せしと共に其の間の真相暴露せられたのである。

註 當時ザリヤ紙の傳へたる所次如くである。(滿鐵調査課「露亞銀行と東支鐵道の關係に就て」より引用)

東支鐵道會社設立當時株式會社の形式を有せしは支那を購置する手段に過ぎずして、事實に於ては株券は一枚も發行せられず、露國政府はたゞ國立銀行に命じて一枚の株券保管證書を發行せしめ、該證書により國立銀行が東支鐵道會社の株券一千枚を保管せる事と爲し、而して該證書を何人にも交付せず同行の貸出部に保管せしめた。又一方國立銀行は露書を露清銀行よりとつたが、それは露清銀行が政府に對し同行所有の株券に對し將來何等抗議を提出する事なく、且株券其物を請求する事なき旨の保證を與へたるものであらう。

る。

斯の如くして露國政府自ら東支鐵道の實權を手中に收め大藏省の管轄下に置き、この状態は露國革命途續したが、一九一七年十月革命の勃發と共に過激派は國立銀行を襲ひ財産の掠奪を行ひたるが、前記株券保管證書は其の以前に於て國立銀行貸出部長フォン・ザメン氏の手を経て露亞銀行總裁の手に移り、而して之と同時に國立銀行は亦覺書をも紛失したのである。

一九二〇年露亞銀行が中國政府交通部との間に東支鐵道管理に關する暫定協約締結の議を起したるは右の事情を基礎となせるものにして、中國政府が露亞銀行の東支鐵道會社株主たる資格に就て質疑したるに對し、佛國政府當局の右證據物件提供となり、中國政府は改めて公式に露亞銀行が東支鐵道會社の株式の全部を所有する事を先づ認むる結果となつたが、上記の保管證書に基き露亞銀行が東支鐵道の株主たる權利を生じたりとなすは明かに一種の偽購と見るべきである。果して、一九二四年勞農露國と中國との間に締結せられたる暫行管理中東省鐵路協定は露亞銀行の東支鐵道會社に對する權利に關しては默殺し、一九二〇年に締結せられたる露亞銀行と中國政府間の東支鐵道に關する契約を全然無視し、中國政府は本協定に於て正式に東支鐵道が全く露國々家の出資により建設せられたるものなる事を認定した。

註 右協定前文には「大中華民國及大ソウエト社會主義共和國聯邦ハ東支鐵道カ露國國家ノ出資ニヨリ完全ニ支那國領土内ニ敷設セラレタルモノニシテ云々」とある。

即ち本協定により露亞銀行が東支鐵道の出資者なりとの考へ方は一蹴せられ東支鐵道の株主たる資格を剝奪せられたるものと言ふべきである。

之を要するに、東支鐵道は露國政府が四億三千餘萬留を支出し、露國々法に準據し、露國の資金に依り、露國人の經營する會社の敷設せるものなりと斷じて可なりである。

而して又東支鐵道の運用並經營に當りて實際權力の所在を見るに、鐵道會社總裁は「東支鐵道建設及經營に關する契約」第一條及「東支鐵道會社條例」第十九條に依り清國政府之を任命することとなり居るも初代總裁許景澄の後は總裁を置かず、實權は露人副總裁の掌中にあつたのである。

上述の諸關係によりて、東支鐵道が露國の純然たる專斷に委せられ、加之其の附屬地に於ても強力無比なる行政權を獲得するに至つた理由を知り得るのである。

註 東支鐵道建設及經營ニ關スル契約

一八九六年九月八日

露曆一八九六年八月二十八日

光緒二十二年八月二日

光緒二十二年七月二十日（千八百九十六年八月十六日）附ノ勅令ニ據リテ行動スル聖彼得堡駐劄支那國全權公使許ヲ一方ノ當事者トシ露亞銀行ヲ他方ノ當事者トシ左ノ如キ協定成立セリ

支那國政府ハ庫平銀五百萬兩ノ金額ヲ露亞銀行ニ拂込ミ右拂込資金ノ比率ヲ以テ特別契約所定ノ條件ニ從ヒ該銀行ノ損益ニ關與スルモノトス

支那國政府ハ赤塔城及露西亞國南島蘇里鐵道間ノ直接交通ヲ開始スヘキ鐵道ノ建設ヲ決定シタルトコロ右鐵道ノ建設及經營ハ左ノ條件ニ從ヒテ之ヲ露亞銀行ニ委任スルモノトス

第一條 露亞銀行ハ該鐵道ノ建設及經營ノ爲東支鐵道會社ナル名稱ヲ有スル一會社ヲ設立スルモノトス該會社ノ使用スル印章ハ支那國政府之ヲ交付ス該會社ノ定款ハ鐵道會社ニ關スル露西亞慣習ニ從フモノトス

會社ノ株券ハ支那國又ハ露西亞國臣民ノミ之ヲ所持スルコトヲ得該會社ノ社長ハ支那國政府之ヲ任命スルモ其ノ俸給ハ會社之ヲ支

辨スルモノトス社長ハ北京ニ其ノ住所ヲ有スルコトヲ得

社長ハ銀行及鐵道會社ノ支那國政府ニ對スル約定ノ詳細ナル實施ヲ特ニ監視スヘキ任務ヲ負ヒ其ノ他銀行及會社ノ支那國政府及中央並地方官憲ニ對スル關係ヲ監視スヘキ任務ヲ負フ東支鐵道會社社長ハ支那國政府及露支銀行間ノ一切ノ計算ヲ審查スヘキ任務モ亦負フモノトス

一切ノ交渉ヲ遲滯ナク進捗セシムル爲ニ露支銀行ハ一名ノ代理人ヲ北京ニ駐在セシムルモノトス

第二條 鐵道建設區域ハ支那國政府ノ任命シタル該會社社長ノ代表委員カ會社ノ技師及地方官憲ト協定シテ之ヲ建設スルモノトス右建設區域ノ設定ニ際シ墓地、墳墓並市街及村落ハ成ルヘク回避スヘキモノトス

第三條 會社ハ本契約カ勅令ニ依リ裁可セラルヘキ日ヨリ十二月ノ期間内ニ工事ニ着手シ及鐵道建設區域カ確定セラレ且右建設ニ付必要ナル土地カ會社ノ處分シ得ルニ至ル日ヨリ六年ノ期間内ニ全鐵道線カ完成スル標右工事ヲ進捗セシムルモノトス軌道ノ廣サハ露西亞鐵道ノモノト同一(露尺五呎即支尺約四呎二分ノ一)タルコトヲ要ス

第四條 支那國政府ハ地方官憲ニ命令ヲ發シテ會社カ鐵道建設ノ爲ニ必要ナル材料並勞働者、水陸運搬機關、人畜給養ノ爲ニ必要ナル食糧品等ヲ時價ニ依リ購入スルニ付全力ヲ竭シテ援助セシムルモノトス支那國政府ハ必要ノ程度ニ從ヒ右諸物件ノ運搬ヲ便宜ナラシムヘキ措置ヲ執ルヲ要ス

第五條 支那國政府ハ鐵道及其職員ノ安全ヲ一切ノ加害行爲ニ對シ確保スヘキ措置ヲ執ルヲ要ス會社ハ鐵道ノ管理等ノ爲ニ必要ナリト認ムルトキハ任意ニ數名ノ外國人又ハ內國人ヲ雇傭スルノ權利ヲ有ス

鐵道地域内ノ刑事事件、訴訟等ハ條約ノ規定ニ從ヒ地方官憲之ヲ解決スヘキモノトス

第六條 鐵道ノ建設、經營及保護ノ爲ニ必要ナル土地並土砂、石塊、石灰等ヲ獲得スル爲ニ必要ナル鐵道沿線ノ土地ニシテ官有地ナルトキニハ無償ニテ會社ニ引渡サルヘク私有地ナルトキニハ時價ニ依リ該土地所有者ニ對スル一時拂若ハ年賦拂ヲ以テ會社ニ引渡サルヘキモノトス

會社所屬ノ土地ハ一切ノ不動産稅ヲ免除セラルルモノトス會社ハ其ノ土地ニ關シ絕對的且排他的行政權ヲ有スヘシ

會社ハ其ノ土地ニ於テ一切ノ種類ノ建造物ヲ建設シ鐵道ニ必要ナル電信ヲ建設經營スルノ權利ヲ有スヘシ又會社ノ收入、旅客及貨物ノ運輸並電信等ヨリ生スル一切ノ收入及料金ニ付テハ一切ノ課金及稅金ヲ免除スヘシ但シ鑛山ハ之ヲ例外トシ特別ノ協定ニ依ツヘキモノトス

第七條 鐵道ノ建設、經營及修理ノ爲ニ必要ナル一切ノ物件及材料ハ一切ノ關稅及一切ノ內國金並稅金ヲ免除セラルルモノトス

第八條 會社ハ本鐵道經由ニテ輸送セラル、露西亞國軍隊及軍用材料カ重大ナル必要以上如何ナル口實ノ下ニ於テモ途中停車スルコトナク一ノ露西亞國停車場ヨリ他ノ露西亞國停車場ニ向ヒ直接輸送セラルルコトニ付責任ヲ負フモノトス

第九條 支那國臣民ニ非サル旅客カ鐵道附屬ノ土地ヲ退去セムト欲スル場合ニハ支那國旅行券ヲ所持スルヲ要ス會社ハ支那國臣民ニ非ル旅客カ支那國旅行券ヲ所持セサル場合鐵道附屬ノ土地ヲ退去セサルコトニ付責任ヲ負フモノトス

第十條 旅客ノ手荷物並一ノ露西亞國停車場ヨリ他ノ露西亞國停車場ニ向ヒテ輸送セラル、通過貨物ハ關稅ヲ課セラル、コト無ク又一切ノ內國課金及稅金ヲ免除セラルルモノトス會社ハ旅客ノ手荷物ハ之ヲ除キ右ノ貨物ヲ特別ノ貨車ニ積込ミテ輸送スヘキモノトス該貨車ハ支那國國境到着ニ際シテ支那國稅關之ニ封印ヲ施シ且稅關カ該封印カ完全ナリヤ否ヤヲ確認シタル後ニ非サレハ支那國國境ヲ退去スルヲ得サルモノトス右貨車カ途中許可無ク開封セラレタルコト證明セラレタル場合ニハ貨物ハ之ヲ沒收スルモノトス鐵道ニ由リ露西亞國ヨリ支那國ニ輸入セラレタル貨物並一ノ經路ニ由リ支那國ヨリ露西亞國ニ輸出セラレタル貨物ハ三分ノ一減ノ支那海關輸出又ハ輸入稅ヲ各支拂フモノトス貨物カ内地ニ運送セラレタル場合ニハ右貨物ハ其ノ課セラレタル輸入稅半額ニ均シキ通過稅ヲ別ニ支拂フモノニシテ右通過稅ハ該貨物ヲ一切ノ補足的課稅ヨリ免除スルモノトス

通過稅ヲ支拂ハサル貨物ハ内地ニ於テ課セラルル一切ノ關稅及釐金稅ヲ支拂フヘキモノトス

第十一條 旅客及貨物ノ運送貨並貨物ノ積込及荷卸料金ハ會社カ之ヲ決定スルモノトス但シ支那國公信郵便ハ無料ニテ且支那國陸海軍隊並ニ支那國軍用材料ハ半額ヲ以テ之ヲ運送スヘキ義務ヲ有ス

第十二條 支那國政府ハ工事中並鐵道カ完成シテ運轉セラル、日ヨリ更ニ八十年間會社ノ缺損ニ付如何ナル場合ニ於テモ何等責任ヲ負ハサル樣該會社ニ對シ會社自己ノ計算及危險ニ於テ鐵道ヲ經營スル完全且排他的ナル權利ヲ讓渡スルモノトス

右期間經過シタルトキハ鐵道ハ其ノ一切ノ附屬物ト共ニ無償ニテ支那國政府ニ引渡スモノトス全鐵道線カ完成シ且運轉セラル、日ヨリ三十六年ノ期間經過スルトキハ支那國政府ハ一切ノ投下資本並鐵道ニ關スル一切ノ債務及其ノ利息ヲ全部償還シテ右鐵道ヲ買戻スノ權利ヲ有ス

純益カ株主配當額ヨリ超過シ資本等ノ一部カ償還セラレタル場合ニハ該一部ノ金額ハ買戻價格ヨリ之ヲ控除スルモノトス支那國政府ハ該買戻金額ヲ露西亞國立銀行ニ豫メ預入ルルニ非サレハ如何ナル場合ニテモ鐵道ヲ占有スルコトヲ得サルモノトス鐵道完成シテ運轉開始ノ日ニ於テ會社ハ支那國政府ニ庫平銀五百萬兩ヲ支拂フモノトス

一八九六年八月二十七日
一九〇〇年九月八日
伯林ニ於テ
光緒二十二年八月二日

許 印

露清銀行

ウフトムスキー印

ロートシュタイン印

前 篇

第一章 附屬地行政組織

第一節 總 說

第一款 附屬地行政權の法源

東支鐵道附屬地行政權は一八九六年の「東支鐵道建設及經營に關する契約」第六條に淵源するものなる事は、今井博士「支那國際法論」第一卷、蜷川博士「南滿洲に於ける帝國の權利」、「南滿洲鐵道株式會社十年史」、永雄策郎氏「植民地鐵道の世界經濟的及世界政策的的研究乃至植民地鐵道の外的研究」等の齊しく主張する所である。

註 今井博士著「支那國際法論」第一卷二四四頁蜷川博士「南滿洲に於ける帝國の權利」九六頁「南滿洲鐵道株式會社十年史」六九二頁永雄策郎氏「植民地鐵道の世界經濟的及世界政策的的研究乃至植民地鐵道の外的研究」一六七頁

東支鐵道建設及經營に關する契約

第六條

佛原文

Les terrains réclament nécessaires pour la construction, exploitation et protection de la ligne, ainsi que les terrains aux environs de la ligne, nécessaires pour se procurer des sables, pierres, chaux, etc., seront remis à la Société

「東支鐵道建設及經營に關する契約」第六條

Gratuitement, si ces terrains sont la propriété de l'Etat; s'ils appartiennent à des particuliers, ils seront remis à la Société contre un seul paiement ou une location annuelle aux propriétaires, au prix conrant.

Les terrains, appartenant à la Société, seront exempts de tout impôt foncier.

La Société aura le droit absolu et exclusif de l'administration de ses terrains.

La Société aura le droit de construire sur ces terrains des constructions de tout genre et également de construire et d'exploiter le télégraphe nécessaire pour les besoins de la ligne. De même, les revenus de la Société, toutes ses recettes et les tarifs pour le transport de voyageurs et marchandises, télégraphes, etc., seront exempts de tout impôt et droit. Exception est faite pour les mines, pour lesquelles il y aura un arrangement spécial.

註 上記佛文は本條約原文である。本條約の解釋は總て右佛原文に依るべきものである。

右支譯文

凡該公司建造經理防護鐵路所必需之地又於鐵路附近開採沙土石塊石灰等項所屬之地若係官地內中國政府給與不納地價若係民地按照時價或一次繳清或按年向地主納租由該公司自行籌款付給凡該公司之地段一概不納地稅由該公司一手經理准其建造各種房屋工程並設立電綫自行經理尊爲鐵路之用際開出礦苗處所另議辦法外凡該公司之進項如轉運搭客貨物所得票價並電報進款等項俱免納一切稅釐

右日譯文

第六條 鐵道の建設、經營及保護の爲に必要な土地並土砂、石塊、石灰等を獲得する爲に必要な鐵道沿線の土地にして官有地なるときには無償にて會社に引渡さるべく私有地なるときには特價に依り該土地所有者に對する一時拂若くは年賦拂を以て會社に引渡さるべきものとす

會社所屬の土地は一切の不動産税を免除せらるるものとす會社は其土地に關し絶對的且排他的行政權を有すべし

會社は其土地に於て一切の種類の建造物を建設し鐵道に必要な電信を建設經營するの權利を有すべし又會社の收入、旅客及貨物の運輸並電信等より生ずる一切の收入及料金に付ては一切の課金及税金を免除すべし但し鑛山は之を例外とし特別の協定に俟つべきものとす

右の中、支那譯に於ては單に「由該公司一手經營」とあり、其の意味甚だ曖昧なれ共、これは當時右佛語原文の意味を正確に表はす時は支那當局者が自國民の非難を蒙るより都合よき文字に譯出せるものである。

該條約は佛語原文を以て標準とすべきものにして La société aura le droit absolu et exclusif de l'administratif des terrains 註 とあるより見て、東支鐵道會社は單に事業の經營に止らず、附屬地に對し行政權を有し、而も其の行政權たる絶對的且排他的の性質を有するものと解せらる。

註 「アドミニストラシオン」は佛語に於ては經理若くは監理の意味にして、これを政治的管理と解すべからずとは、米國側の意見である。

泉哲博士は、同様此語に少なからざる疑問を有せらるゝが如くである。(同博士「最近國際法批判」一五〇—一五二頁。)

而して、事實は一層明かに東鐵會社の絶對的排他的行政權を裏書し、東清鐵道條例第八條に依り鐵道附屬地内の安寧秩序を保護する爲め警察吏を任命し、又警察規則を制定すべきことを規定し、又至大の權力を有する鐵道長官を置き附屬地に對する軍事及政治上の全權を掌握し、行政上の方面に對しては其の一部屬として民政部を置き、凡ての行政事項を取扱はしめ、而して支那は之を默認して其の爲すが儘に任したのである。

而して吾人が東支鐵道會社建設の條に於て述べたる如く、東支鐵道會社は商法上の所謂會社に非ずして會社な

る名を冠せられたる露國政府の機關に過ぎざるが故に、上記東鐵會社の行政權執行は實は之れ露國政府が行ひつゝあるものと言ふべきである。

斯くして、露國は東支鐵道附屬地に於て右條約に依り完全なる行政權を獲得したのであつた。

尙、鐵道建設條約第六條の解釋を詳密獨得なる方法を以て試みたるは永雄策郎氏である。即ち、氏は其の著「植民地鐵道の世界經濟的及世界政策的的研究乃至植民地鐵道の外的研究」(一六七頁—一七一頁)に於て主張して曰く、

「本契約第六條第一項に所謂土地とは(一)「鐵道の建設、經營及保護の爲に必要な土地」と(二)「竝土砂石塊、石灰等を獲得する爲に必要な鐵道沿線の土地」と此の二目的の土地に限り、其の收得方法を規定してゐる。而して、第二項に於ては「會社所屬の土地」に對する免税と會社の行政權とに就きて規定し居るが、此の第二項にいふ土地は唯單に「會社所屬の土地」にして目的に限定なきが故に第一項に所謂二目的に限定せられたる土地及其他の目的を有する土地即ち苟も會社が所有する如何なる土地をも意味するが如きも、然らば會社が全然鐵道沿線を離れて遠く支那内地に於て土地を有する場合にも第二項の適用あるやといふに、これは常軌を逸する。尙又、第三項に所謂「土地」なるものは明かに第一項にいふ土地であり、特に鑛山を特別協定に讓つてゐる。於之、第二項も亦第一項にいふ二目的に限定せられたる土地なりと思ふ。」

斯くて氏は、上記二目的以外の目的を有する土地例へば哈爾濱、奉天、長春等に於ける附屬地に關する權利の淵源として前記第六條第二項を採用する通説を理解し難しとしてゐる。

氏に依れば、凡そ國際間に於ても個人間に於ても、條約乃至契約は兩者の意思の合致に依りて成立する。而し

て意思の合致を證明するものは「紙上に書かれ批准によりて成立する所謂條約のこともあり、行爲に表現したる一方の主張を他人が默認したること、即ち慣習のこともあり得る。即ち國際間に於ける權利義務の淵源は決して條約のみに限らない。而して商工業の目的に供せらるゝ東支鐵道附屬地に上記第六條は適用する事能はざるものなれば、此の土地に關する權限は専ら「東鐵會社が其の土地に於て實行しつゝあり、又は實行せむとしつゝありたる行爲、及當該行爲に對する支那の認諾、即ち慣習に求めざるべからず。即ち「東鐵附屬地權利の淵源は之を成文中に求めて演譯的に解すべきでなく、むしろ、大所高所より不文法中に歸納的に研究すべきものである。」

「第二項に所謂「會社所屬の土地」を廣く解して限定せられたる二目的以外の沿線の土地にも適用して可ならずやとの論者ありとせば、然らば何が故に廣く解するかと云へば結局吾人の所謂慣習に依るといふに歸着する。」斯くて、氏は、支譯文にいふ「一手經理」なる字句は、條約締結當時支那政府當局が反對黨乃至民論の攻撃を恐れ故意に使用したるか否かは暫く措き、「附屬地に絶對的且排他的行政權は行はれずといふが如き主張が支那側乃至何人かに存するとせば、そは又佛原文と共に之れを實證すべき吾人の所謂慣習を無視する妄論であると言はねばならぬ」とし、東鐵會社の有する權利の實に慣習法に基くものなる事を強調してゐる。氏の解釋は附屬地行政の地域問題を徹底的に究明したるものである。

上述の如く、東鐵附屬地行政權の法源は諸家齊しく之を本條約文に求め異説無きものである。

第二款 附屬地の法理的性質

鐵道附屬地の法理上の解釋に就きては種々議論の存する處である。

註 鐵道附屬地の發達よりすれば、東支鐵道附屬地と南滿洲鐵道附屬地とは自ら其の性質を異にし、日本が露國より同鐵道附屬地の權利を繼承するに當り國際法上及國內法上の法的手續を経過したる關係に於て更に種々の議論分るゝも、今は、鐵道附屬地一般の法理的性質のみを考察の對象となし、特に個々の鐵道附屬地のそれに及ばないこととする。

蜷川博士は「南滿洲に於ける帝國の權利」中に於て、支那は鐵道國に對し附屬地内に軍隊を配して鐵道保護に任ずる事を認めしが故に「同附屬地に於ては刑事事件のみならず人民の財産、身體問題に影響ある民事事件に就ても之に與へたるもの」となし、其の地域の割譲ありたるものと解し、而して東清鐵道建設條約に一定の年限後支那は事業全部を買収するの權ある事を規定せるも其の實現性は全く不明なるが故に、これは期限に非ずして條件となすべく、從つて鐵道國は附屬地に對して解除條件附領土權を有するものと結論して居る。

註 蜷川博士、前掲書一〇一頁以下

之に對し、今井博士は種々なる點より反駁し、「鐵道附屬地は鐵道事業經營の安全を謀らんが爲めに其の經營國の屬地的行政權を認めたる一種の新制度なり」とし、之を商業の爲にすれば居留地となり、農業の爲めにすれば三姓地方露人の農牧地の如きものとなるとし、尙、博士は居留地、鐵道附屬地、其他同様の法律關係を有する制度を一箇の範疇に入れて之を外國行政地域となしてゐる註¹。

而して、鐵道附屬地の國際上の法律關係は大體に於て專管居留地に於けると同様のものなりとし、國際上各種の問題は專管居留地の法律關係を標準として之を解決するを以て捷徑なりとする註²。

鐵道附屬地に於ける鐵道國の行政權は屬地的に行はれ、總ての人及び物を支配すれ共、裁判權に至りては、支那の他の地方と同じく、鐵道國の領事裁判權と共に他の各條約國の領事裁判權が屬人的に併立して行はれ、又、支那の裁判權も支那人に對して行はる。然れ共、其裁判權の實行の爲に鐵道國の行政權を害すべからざるが故に

鐵道國以外の國の官憲は各自の國人に對しては直接に強制處分を加ふべからざるものである註³。

註¹ 今井博士「支那國際法論第一卷」二六三頁

註² 前掲書 二五九頁

註³ 前掲書 二六〇頁

鐵道附屬地を以て鐵道國の領土と斷ずるは妥當にあらず、又、學理上に於ける性質が專管居留地と略々同一なるの故を以て鐵道附屬地を以て直ちに專管居留地なりと爲す註¹。說にも吾人は同意し難い。

要するに吾人は、鐵道附屬地は支那固有の領土なる事に異論なく、今井博士の所謂鐵道國の屬地的行政權を認めたる一種の新制度地域と解し、外國行政地域的一種と見、支那の行政權が之等の地域に對して一時停止し鐵道國固有の行政權が其の空所に延長したるものにして、鐵道國が支那の行政權を代行するものに非ざるものと解する註²。

註¹ 岡松博士「大連附屬地に於ける行政に就て」

註² 今井博士前掲書 一七〇頁

第二節 附屬地行政機關

第一款 中央機關

東支鐵道附屬地行政に就ては一九〇三年の「臨時極東統治條例」第八章の規定するところである。

附屬地行政の中央機關として東支鐵道民政部がある。

民政部の事務は鐵道長官及副長官之を司掌し、副長官は直接諸般の事務を統理する。

臨時極東
統治條例
第八章
民政部

長官及副長官は極東太守の指揮監督の下にあり、其の行政に關する權限、任務並責任は極東統治條例に於ける知事、副知事及州行政會議に關する條項を適用すべく、其の他長官の管掌事項は次の如くである。

- 一、會社が其管轄地内に於て、租税及其他の徴收金を徴收すべき必要ありと認めたるときは、長官は之を太守に具申し適法の指揮を抑ぐこと
 - 二、民政に關する事項に對し極東駐在の露國公使館と交渉すべき必要ある場合は之を極東太守に具申すべきこと
 - 三、長官は鐵道及鐵路交渉局に關する事項に就ては支那官憲と直接交渉すること
- 長官及副長官は會社に於て選舉し、大藏大臣の承諾を経て太守之を承認する。
會社附屬地の地方機關として管區長を置く。

管區

管區長は管區に於ける行政及警察に關する事項を管掌する。管區數は三である。

註 極東統治條例に依りて附屬地行政の大綱成りたるも、一九〇五年南部線の喪失と共に、露國は其の滿洲に於ける特權の喪失を防がんが爲、東支鐵道附屬地行政機關の確立に努力し、一九〇六年六月大藏大臣の發議により、外務、大藏兩省、東支鐵道代表者等會合、附屬地行政の根本原則を定むるところあつた。

一九〇七年三月二十日、大藏大臣の決裁を経て、「東支鐵道支社一般分掌規程」公布せられ、こゝに、民政部の確立を見たのである。

民政部の組織

右規定に依りて附屬地行政は民政部長たる副長官之を司掌する。而して附屬地行政の管掌に任ずる民政部の組織は左の如くである。
民政部に左の八課を置く。

民政課 (警察を含む)

土地課

交渉課

教育課

寺院課

新聞發行課

醫務衛生課

獸醫防疫課

右各課に課長一名あり、民政部長官の監督の下に所屬課員を統率監督し、所屬事務の中樞機關として之を管理する。

各課所管事務

一、民政課

民政課は左の事務を分掌する。

- イ、鐵道附屬地内に於ける市政監督に關する事項
- ロ、市制未施行地方の管理事項
- ハ、必要と認むる場合市役所の議定事項の審査並認可に關する事項
- ニ、哈爾濱及沿線警察署の事務

民政課員二百七十八名
外に鐵道警察部員七十六名

註 特別評議會並特別委員會は一九一七年の露國革命と共に解散せられた。

第二章 附屬地自治制

第一節 總 說

東支鐵道附屬地に於ける一般行政は前述の如く民政部に依りて一切の事務が管掌されたが、哈爾濱、滿洲里、海拉兒及橫道河子等沿線の市街地には各々其の事情に應じて自治制が布かれてゐたのである。

抑々東支鐵道の建設は、建設及經營に關する契約第二條第二項「建設區域ノ設定ニ際シ墓地、墳墓、竝市街及村落ハ成ルヘク回避スヘキモノトス」に據りたる爲め當初沿線は住民稀少なりしも、鐵道の開通と共に急激に増加し各地に市街地の發生を見るに至つた。之等の市街地は當初東支鐵道會社の管理下にありたるが、居住者の増加と共に自治制要望の聲高まり、鐵道當局も諸般の設備を完成し市民の安寧幸福を圖るには如何にしても鐵道會社が附帶的に之に當るが如き程度にては到底完全を期すること難く且鐵道會社自身にも財政上困難なる點もあり、自治制設定の必要を痛感するに至つた。

こゝに於て一九〇六年大藏大臣ウイッテの意見により沿黒龍總督グロデコフ將軍は哈爾濱に極東軍總司令イワノフ中將を委員長とする哈爾濱自治制實施問題審議委員會を組織し、各種自治制事項の調査審議を進めた。

而して右委員會の作成せる各種審議事項は露都特別會議の審議に附せられ、同年（一九〇六年）十月十七日二十四日の大藏大臣、外務大臣、陸、海軍大臣により開かれたる會議により、「東支鐵道附屬地施政一般原則」の制

沿線市街地の發生

定を見、こゝに東鐵附屬地自治制の確立を見るに至つたのである。

附屬地自治制の確立

註 自治制實施問題審議委員會に於て議論の中心となれる問題は附屬地自治機關を國籍の如何を問はず住民全部より選出せる議員を以て組織すべきか否かなりしが

- 一、附屬地在住の露人多數にして、加之其の職業亦雜多なるが故に市民總會を開催すること困難なること
 - 二、支那人の市政參與を許さざる時は其の不滿を惹起し、東支鐵道會社に反感を拘くに至り、他の外國人に利用せらるゝ虞あること
- により前者に依ることとしたのである。

註 東支鐵道附屬地施政一般原則

「東支鐵道附屬地施政一般原則」

第一條 東支鐵道附屬地行政ハ東支鐵道會社カ敷設契約並ニ同社定款ニ依リ附與セラレタル權利ニ依リ現存條約ヲ遵守シテ行フモノトス

第二條 哈爾濱及沿線ノ住民地ニシテ市役所ヲ設置スル可能性アル所ニハ同地住民ノ選出セル者ヲ以テ市制ヲ設定スルモノトス

第三條 市役所ハ其所在地東支鐵道附屬地帯内ニ於テ東支鐵道本社ノ承認セル計畫ニ依リ決定指定セラルヘキ東支鐵道會社所屬土地市有地、個人所有地ヲ管轄ス同地域ニ於ケル道路、公有廣場、小公園、公園、橋梁等ハ凡テ市役所之ヲ管理ス但シ之ヲ公有以外ノ他ノ目的ノ爲メニ運用スル場合ハ東支鐵道會社ノ許可ヲ必要トス

第四條 東支鐵道會社ノ設立ニカカリ市役所ノ管轄ニ屬スル地域内ニ在ル建物類ヲ市役所ニ移管スル場合ハ其ノ都度鐵道本社ト市役所間ノ協議ヲ經ルモノトス

第五條 市役所ノ事業ノ範圍及組織ハ鐵道本社ノ承認スヘキ特別規程ニ據リ決定スヘシ

第六條 市役所ハ各種施設ヲ爲ス場合ハ第五條ニ示セル特別規則ニ依リ決定スヘキ地租、家屋稅、商工稅其他諸稅ヨリ得ル資金ニヨル

第七條 市役所ノ設置ナキ東支鐵道附屬地ニ於ケル地方的施設ハ鐵道長官ノ認可ニヨリ會社機關カ現物負擔ノ代リニ賦課スル課金ニ依リ充當スルモノトス

第八條 鐵道附屬地市役所事務監督及市役所ノ設置ナキ地方ノ事務管理並必要ノ場合ニ於ケル市役所ノ規則ノ查閱承認ノ爲メ鐵道長官ノ下ニ民政課ヲ設置ス

民政課ハ鐵道長官指揮ノ下ニ民政部副長官之ヲ管轄ス

第九條 東支鐵道附屬地ノ一般的社會施設並民政課ノ費用ニ充ツル爲メ各住民地方課金ヨリ毎年其ノ五%以下ヲ差引キ鐵道支社ニ納入スヘシ右差引額ハ鐵道長官當該市役所ト協定シテ決定スヘシ

第十條 民政關係ノ訴訟ハ鐵道本社ニ於テ解決スヘシ

吾人は次に本節第一款に於て哈爾濱市制の沿革を、第二款に於て其の他の沿線都市の沿革を述べ、更に次節に於て當該自治機關に就いて記さんとする。

第一款 哈爾濱市制沿革

第一項 市會の成立

市會の成立

前記「東支鐵道附屬地施政一般規則」に従ひ哈爾濱市制規定案も作成せられ、一九〇七年一月、東支鐵道本社
の承認を経た。

右規定案を東鐵幹部、市民側代表並當時露本國より來哈し居りたるシボフ等屢々會議を開催逐條審議し、シボフ亦露本國各都市の市制を基礎としこれに世界各國都市の文化的施設を參酌せる新たなる規定案を作成し、種々比較研究し、十月三十日の第三回會議に於て案の決定を見るに至り、十一月二十三日附東支鐵道本社
の承認を経

一九〇八年三月哈爾濱市會成立す

た。斯くて商業會議所及び東支鐵道會社土地課に於ては自治會組織準備に着手し、市會議員の選舉を終へ、翌一九〇八年三月參事會長エ・エ・ベルグ、會員エ・エル・ズイノフスキー、イ・エス・フリッデ、エ・イ・ドビツフ選舉せられ、こゝに哈爾濱市會の成立を見たのである。これ東支鐵道建設隊が始めて哈爾濱の地に足跡を印してより實に正に十年である。

第二項 市制と露支豫備協約

斯くて哈爾濱に自治制の施行を見るに至るや、露國は支那側は勿論北米合衆國を始め諸列國の強硬なる抗議を受くるに至つたのである。

支那の抗議

即ち、支那側は露國の施政方針に對し、鐵道建設契約第六條中の「土地」とは單に鐵道線路及其他鐵道の技術的設備に必要な地域即ち鐵道營業に直接必要な土地を意味するものなれば、其の他の附屬地は支那政府が之を管理すべきものなりと主張し、強硬なる抗議を提出したのである。

諸列國の抗議

尙、又支那はさき一九〇六年七月、哈爾濱を外國人の居住及貿易地として開放したのであるが、東支鐵道會社の租借又は買入れたる廣大なる土地に關する規定をなさざりし爲め、本問題は鐵道附屬地以外の廣き區域に於ける商業關係にも影響するところ甚大なるを以てこゝに外國領事團の注意を喚起するところとなり、米國領事フイツシャー先づ強硬に抗議し、哈爾濱が開市場たる以上、たとへ鐵道附屬地と雖其の商業地區を露國の意の儘に任すべきに非ず、殊に課税問題の如きは、各國領事によりて決せらるべきものなりとし、他の各國領事もこは日露講和條約の趣旨に反するものなりとして自國人の納税を肯んぜず、たゞ日本の川上領事のみ露國と其の利害一致するを以て當初より其の施政に賛意を表したのである。

日本の態度

露國の主

露國側は、支那並に列國の抗議に對し、露國はさきに日露媾和條約第三條に於て清國の主權を侵害し又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上の利益を滿洲に於て有せざることを聲明したるも、該聲明は既存條約にて得たる既得權を侵害するものに非ずと解し、從つて鐵道建設契約にて得たる附屬地行政權は又附屬地の商業中心地に於ても效力を有し、而も右行政權は附屬地内の支那人、外國人一切に適用さるべきものと主張したのである。

註 日露媾和條約及追加約款（一九〇五年九月五日）第三條本文次の如し。

第三條 日本國及露西亞ハ互ニ左ノ事ヲ約ス

一、本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權カ其ノ效力ヲ及ホス地域以外ノ滿洲ヨリ全然且同時ニ撤兵スルコト

二、前記地域ヲ除クノ外現ニ日本國又ハ露西亞國ノ軍隊ニ於テ占領シ又ハ其ノ廳理ノ下ニ在ル滿洲全部ヲ擧ケテ全然清國專屬ノ行政ニ還附スルコト

露西亞帝國政府ハ清國ノ主權ヲ侵害シ又ハ機會均等主義ト相容レサル何等ノ領土上ノ利益又ハ優先的若ハ專屬的讓與ヲ滿洲ニ於テ有セサルコトヲ聲明ス

露國の讓

斯くて露國は飽く迄も附屬地行政權を行使せんとしたが、支那側の態度頗る強硬であり、且一方列國が北滿洲の經濟的價値を認識し其の地盤開拓に懸命にして到底讓步せざるべきを思考し、露國政府は充分讓步の態度に出づることに決した。

かくて、ホルワットは對支交渉課長グニエルと共に北京に至り、一九〇九年五月十日（明治四十二年）「東支鐵道附屬地行政權問題に關する露支豫備協約」を締結するに至つたのである。

右協約に依れば根本主義として鐵道附屬地内に於ける支那の主權を認め、支那は鐵道附屬地内に於ける主權の

附屬地行政權問題に關する露支豫備協約内容

發動に基く一切の措置を執るべく、鐵道會社又は自治團體は東支鐵道會社の締結したる諸條約に違反せざる限り何等の名義を以てするも右の措置を妨ぐるを得ざる事を明確にし、附屬地内に於ける住民は國籍の如何を問はず地位平等にして議員たるの資格を有すること、而して支那交渉局總辦は露國鐵道長官と並立し自治制に對する監督權を行ひ委員及議員の任命權其の他或種の決議に關する認可權の如きも鐵道長官と共に右總辦も亦之を有するものなることを決定し、而して本豫備協約が附屬地市制に對して機會均等主義を採用せること及支那の行政監督權を認めたることは其の特徴とするところである。

註 「東支鐵道附屬地自治行政ニ關スル露支豫備協定」本文

東支鐵道附屬地自治行政ニ關スル露支豫備協定

千九百九年五月十日北京ニ於テ調印

露支兩國政府ハ千八百九十六年八月二十七日（光緒二十二年八月二日）締結セラレタル東支鐵道敷設經營協定ノ解釋ニ付意見ノ相違ヲ生シタルニ因リ該鐵道附屬地ノ自治制組織ニ關スル左ノ一般協定ヲ決定セリ

第一條 東支鐵道會社附屬地内ニ於ケル支那國ノ主權ハ根本原則トシテ之ヲ承認ス該主權ハ何等侵害ヲ蒙ルコトナカルヘシ

第二條 支那國ハ鐵道附屬地ニ對シ主權ノ發動ニ基ク一切ノ措置ヲ執ルヘシ鐵道會社又ハ自治團體ハ東支鐵道會社ト締結シタル諸協定ニ違反セサル限り何等ノ名義ヲ以テスルモ右ノ措置ヲ妨グルコトヲ得ス

第三條 東支鐵道ニ關スル現行諸協定ハ引續キ有效ナルモノトス

第四條 支那國主權ノ發動ニ因リ法律、命令及規則ハ支那國官吏ニ於テ告諭ノ形式ヲ以テ之ヲ編輯シ且公布スヘシ

第五條 鐵道附屬地ニ出張スル支那國高等官吏及諸官吏ハ鐵道會社及自治團體ヨリ相當ノ敬意ト儀禮トヲ以テ迎ヘラルヘシ

東支鐵道附屬地自治行政ニ關する露支豫備協定

第六條 自治團體ハ之ヲ鐵道附屬地内ノ重要商業中心地ニ設置スヘシ該商業中心地ノ居住民ハ地方ノ重要程度ト居住民ノ多少トニ從ヒ投票ニ依リ代表者ヲ選舉スヘク該代表者ハ一名ノ執行委員ヲ選擇スヘシ然ラサル場合ニハ居住民自ラ自治團體ノ事務ニ從事スヘク且一名ノ代表者ヲ互選スヘシ該代表者ハ住民總會ノ決議ヲ實行スルノ責ニ任スルモノトス

第七條 鐵道附屬地内ニ於テハ支那國民ト他國民トノ間ニ何等ノ差別ヲ設ケサルヘク同一ノ權利ヲ享有シ同一ノ義務ヲ負擔スルモノトス

第八條 團體員ニシテ一定價格ノ不動産ヲ有シ又ハ毎年一定ノ使用料及課金ヲ納ムルモノハ總テ議員選舉權ヲ有ス

第九條 議長ハ其ノ執レノ國籍ニ屬スルヲ問ハス議員會議ニ於テ議員ノ互選ニ依リ之ヲ選舉スヘシ

第十條 地方公益ニ關スル一切ノ事項ハ議員會議之ヲ管掌ス教會、商業會議所、學校及慈善團體ノ如キ居住民ノ一部ノ利益ニ關スル施設物ハ私ノ醜金ニ依リ各關係居住民之ヲ維持スヘシ

第十一條 議員會議ハ議員中ヨリ國籍ノ如何ヲ問ハス市政擔任ノ委員ヲ選舉スヘシ市政委員ノ數ハ三名ヲ超過スヘカラス右ノ外交渉局總裁及鐵道長官ハ各一名ノ委員ヲ任命スヘシ

第十二條 議員會議ヨリ選出シタル委員及任命ニ依ル前記委員ハ議長ト共ニ執行委員會ヲ組織ス

第十三條 交渉局總裁及鐵道長官ハ議員會議議長及執行委員會會長以上ノ地位ヲ有シ適當ト認ムル場合ニハ監督ヲ爲シ及自ラ檢閲ヲ爲スノ權利ヲ有ス第一條ニ掲クル委員ハ常務ニ關スル報告書ヲ右總裁及長官ニ出スヘク又議員會議ニ於テ議決シタル一切ノ事項ハ右總裁及長官ニ提出シテ其ノ共同承認ヲ經タル後執行委員會ノ名ヲ以テ告示ノ形式ニ依リ之ヲ公布シ國籍ノ如何ヲ問ハス一切ノ居住民ニ對シ之ヲ施行スヘシ

第十四條 交渉局總裁及鐵道長官ニ於テ議員會議ノ決議ヲ承認セサル場合ニハ該決議ハ議員會議ノ再議ニ付セラルルモノトス該決議カ出席議員四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ採擇セラレタルトキハ拘束力ヲ有スルモノトス

第十五條 鐵道附屬地内ノ商業中心地ニ於ケル自治團體ノ公益上及財政上ノ重要問題ハ之ヲ議員會議ニ於テ審直ノ後東支鐵道會社總裁(千八百九十六年ノ協定第一條ニ基テ支那國大官)及東支鐵道本社ニ移牒シテ其ノ共同審議及認可ヲ求ムヘシ

第十六條 停車場工場等ノ如キ特ニ鐵道ノ使用ニ供セラルル土地ハ東支鐵道會社之ヲ專管ス前記以外ノ一切ノ鐵道會社附屬地中未ダ租與セラレサル土地並鐵道會社ノ專用ニ係ル建物ハ未ダ双方ノ協定ニ依リ自治團體ニ引渡サレサルトキハ一時從前通鐵道會社ノ管理ニ屬スルモノトス本條ニ掲クル土地ハ當分地税等ヲ免除セラルルモノトス

第十七條 前記ノ諸一般協定ニ基キ自治團體及警察ニ關スル細則並稅率ヲ決定スヘシ本協定調協ノ日ヨリ遲クトモ一月内ニ該細則ヲ討議スヘキコトヲ約定ス

第十八條 市制ニ關シ前記細則決定施セラレ且實施セラルルニ至ル迄自治團體ハ假ニ現行細則ニ從ヒ且市政ニ關スル交渉局總裁及鐵道長官ノ監督權ニ關スル本協定第十三條ノ規定ヲ適用スルモノトス交渉局總裁若ハ鐵道長官ニ於テ議員會議ノ議決ヲ承認セサル場合及總裁ト長官トノ間ニ意見互ニ一致セサル場合ニハ支那國及外國居住民ヨリ各一名ノ特別委員ヲ選出スヘシ交渉局總裁及鐵道長官ハ右二名ノ特別委員ト合同シテ支那人又ハ外國人ノ中ヨリ尙一名ノ望家ヲ選出シタル上和衷協同シテ該事件ヲ審議處理スルモノトス哈爾濱ニ於ケル支那商業會議所ハ三名ノ委員ヲ任命スルノ權能ヲ有ス該委員ハ該委員會ノ他ノ委員ト同一資格ニテ同市執行委員會ニ出席シ且事務ヲ分掌スルモノトス滿洲里、海拉爾驛ノ商業會議所ハ該兩驛ノ執行委員會ノ委員トシテ各二名ノ委員ヲ選出スルモノトス其ノ他單ニ民會ノミヲ有スル商業中心地ニ在リテハ支那國民及露西亞國民ハ同一ノ權能ヲ以テ市政ニ干與スヘシ議員及委員ノ選舉ハ新細則決定後直ニ該新細則ニ依リ之ヲ施行スヘシ

本協定ノ本文ハ露、支、佛三國語ヲ以テ各四通ヲ作り双方ノ委員正式ニ之ニ記名調印スルモノトス異議生シタル場合ニハ佛蘭西語ノ本文ニ據ル

舊曆千九百九年四月二十七日(新曆五月十日)即宣統元年三月二十一日北京ニ於テ之ヲ作成ス

イ、コロストロウエツ印

デー、ホルワット印

深 敦 彦印

附屬交換公文

右協約第一條ニ關スル露支間覺書

外務部ヨリ露公使宛

東支鐵道附屬地ハ支那國ノ領土ニシテ既ニ協定ニ於テ明言セシ如ク支那國ハ該附屬地ニ對シ完全ナル主權ヲ有ス
故ニ同附屬地ニ居住スル各外國人民カ支那國ト諸外國ト締結セル條約ニ依リ享有スヘキ利益ハ附屬地内ニ在リテモ同様之ヲ尊重ス
ヘキモノトス一切ノ誤解ヲ解カム爲メ特ニ此ノ覺書ヲ交換ス

露公使ヨリ外務部宛

鐵道附屬地ハ支那國ノ領土トス特ニ茲ニ支那國ノ主權ヲ承認スルヲ聲明ス本日特ニ自治團體ニ關スル協定ニ署名セントスルニ當リ
本公使ハ附屬地内ニ居住スル各外國人カ支那國ト締結セル條約ニ依リ享有スル利益ハ附屬地ニ在リテモ之ヲ尊重スルコトヲ聲明ス

第三項 英露協定の成立

さて右豫備協定に依り支那は附屬地に於ける其の主權を完全に認められ、露國と相並びて市政監督權を得るに至つた。

英露協定の成立

然も右は所謂豫備協約に過ぎず、これに基きて細目協定を決定すべきものとせられ、それ迄は假に現行自治制を施行する事となり居る爲め、支那側は細目協定の成立に露國側は其の遷延に、共に各策謀したのである。

斯くて同年七月、支那側は附屬地の最高監督權は東支鐵道會社に委すべきにあらず、東三省總司令が之を行使すべきものなりと主張し、加之列國は右協約第十三條並第十五條（前掲條文參照）は第三國の治外法權並機會均

等の權利を侵害するものなりとして抗議するところあり、此の情勢の下に於て支那側は疾風迅雷的に右豫備協約の破棄を申出でたのである。

露國は勿論右の提議を斷然拒絕し、形勢混濁とし、遂に、同協約細則の決定期間たる一箇月も無爲に過ぎ、一九一一年の第二回市會議員改選期に至るも未だ何等の決定を見なかつたのである。

而して露國側は、舊哈爾濱市制規則に據りて選舉を行はんとし、支那は豫備協約の改訂、細目協定の成立を見ざる中は改選に應ぜざる旨通告し、第三國領事團亦同様の通告を發した。

これに對し露國は頗る強硬なる態度に出で、斷然市會議員の改選を實行し、第二回の改選には日本側を勧誘して一名の日本人議員を見るに至つた。

右の如くにして、露國は舊規程に據る市制を實行し、強制的に一般在住市民より公課金を徴收し納税を拒絕する者に對しては或は立退を命じ、或は種々の迫害を加ふる爲め、在住民は自己の營業上不便尠なからざるを以て已むを得ず適當に納税し其の經營を維持する状態に在つた。

然るに、こは在哈各國領事團の問題となり、遂に北京公使團間に論議せらるゝに至り、斯くて時の駐哈英國領事スラー氏に對し實情調査を命じたる爲め、同領事は東支鐵道會社當局と會見、市制規則を逐條審議し、且種々折衝するところあり、露國側も日露戰爭以後の哈爾濱市の發展は經濟都市としてのそれなるを思ひ、徒に哈爾濱市に於て各國が反目を續くることは其の發達を阻害するものなりと認め大いに讓歩するところあり、其の徴收せる公課金は市の公共施設以外には決して流用せずと言明し、こゝに兩者間に契約の締結を見るに至つたのである。これ即ち一九一四年四月三十日の「東支鐵道地帯内ニ設クヘキ自治行政及課税制度ヲ英國臣民ニ適用スルコトニ

關スル英露協定及千九百十四年ノ東支鐵道地帯規則」である。續いて佛、蘭、白、西、丁、伊等の諸國之に参加し、日本も亦一九一七年に至り之に加つたのである。

註 「東支鐵道地帯内ニ設クヘキ自治行政及課稅制度ヲ英國臣民ニ適用スルコトニ關スル英露協定及千九百十四年ノ東支鐵道地帯規則」拔萃

東支鐵道地帯内ニ設クヘキ自治行政及課稅制度ヲ英國臣民ニ

適用スルコトニ關スル英露協定拔萃一九一四年四月三十日

三 協 定

第一條 露西亞帝國政府ハ哈爾濱鐵道居留地其ノ他東支鐵道地帯内ニ存在スル諸居留地ニ於テ徵收スル租稅及手数料ヲ專ラ右諸居留地住民共通ノ利益ノ爲自治行政及公共事業ニ充ツヘキ旨ヲ聲明シタルニ因リ大不列顛國皇帝陛下ノ政府ハ哈爾濱鐵道居留地其ノ他東支鐵道地帯内ニ存在スル諸居留地ニ居住スル英國國民カ露國國民ノ納付スル所ト同一ノ手数料及租稅(金錢ヲ以テスルト現品ヲ以テスルトヲ問ハス)ヲ支拂フヘキコトニ同意ス大不列顛國皇帝陛下ノ政府ハ更ニ右手数料及租稅ノ支拂地地方規則及細則ノ遵守ハ前記英國臣民ニ對シ千九百十五年一月一日ヨリ之ヲ強制シ得ヘキコトニ同意シ又右日附以來露國國民ニ對シ施行セラルヘキ同種ノ追加又ハ修正ノ規則及細則カ英國臣民ニ對シテモ亦拘束力ヲ有スヘキコトヲ均シク約ス右施行ノ豫告ヲ爲シ且英國臣民ノ治外法權ニ抵觸スヘキ何等ノ規定ヲモ包含セサルコトヲ要ス前記豫告ノ期間ハ新規則又ハ修正規則ノ場合ニ於テハ二箇月トシ新規則又ハ修正規則ノ場合ニ於テハ二週間トス

第二條 前條ノ規定ニ鑑ミ哈爾濱鐵道居留地其他東支鐵道地帯内ニ存在スル諸居留地ニ居住スル英國臣民ハ地方自治行政ノ選舉權及被選舉權(其ノ現存スルモノタルト將來設ケラルルモノタルトヲ問ハス)ヲ享有スヘク且地方自治行政規則ノ規定ニ從ヒ露國國民

「東支鐵道地帯内ニ設クヘキ自治行政及課稅制度ヲ英國臣民ニ適用スルコトニ關スル英露協定及千九百十四年ノ東支鐵道地帯規則」

ト同様ニ右權利ヲ行使スヘシ哈爾濱ニ於テハ三年ノ任期ヲ有スル合計六名ノ議員ヨリ成ル市參事會中ニ外國人(非露國人)ノ住民タルヘク其ノ選舉法ハ左ノ如ク之ヲ定ム完全ナル領事裁判權ヲ有スル外國(露國ヲ除ク)ノ哈爾濱駐在代表者(本協定ノ規定ニ從ヒ各自國ノ國民ヲシテ租稅ヲ納付セシメ且地方規則及細則ヲ遵守セシメタル代表者)ハ多數決ヲ以テ相互間ニ協議ヲ遂ケタル上相當ノ時期ニ三名以上五名以下ヲ候補者名簿ヲ作成シテ東支鐵道理事ニ提出シ之ヲ市參事會ニ回付セシムヘシ市會ハ右名簿中ヨリ通常ノ多數決(同數ノ場合ハ抽籤ニ依ル)ヲ以テ市參事會ニ於ケル外國人(非露國人)團體ノ代表者ヲ選出スヘシ右參事會員ノ選舉ハ他ノ會員ト時ニ之ヲ行フヘク其任期モ亦他ノ參事會員ト同一ナルヘシ右參事會員カ任期滿了前ニ辭任シ又ハ解任セラレタルトキハ市會ハ前記領事官代表者ノ新名簿ヲ作成セル後最初ノ通常議會ニ於テ前掲ノ方法ニ依リ殘餘ノ任期ニ在職スヘク補缺ノ參事會員ヲ選出スヘシ前掲ノ方法ニヨリ選出セラレタル參事會ヲ其任期滿了前ニ解任スルコトハ前記領事官代表者ノ過半数ノ同意ヲ以テスルニ非ラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス

當期ノ三年任期ノ爲就職スヘキ外國人團體ノ參事會員ハ領事官代表者カ其作成セル名簿ヲ東支鐵道理事ニ提出セル後二週間内ニ補缺選手ヲ以テ前掲ノ方法ニ依リ之ヲ選出スヘシ

第三條 哈爾濱鐵道居留地其ノ他東支鐵道地帯内ニ居住スル英國臣民ハ露國國民ト同一ノ權利及特權(經濟的性質ノ一切ノ事項就中商工業及地區ノ賃借ニ關シテ)享有スヘシ右ノ平等權ハ將來何時タリトモ現在ノ制限セラレタル土地權カ擴張セラレタルトキ又ハ地區賃貸者若ハ家屋所有者カ東支鐵道會社賃貸期限ノ經過若ハ滿了ノ際何等カノ補償ヲ受クヘキトキニモ亦之ヲ適用ス

第四條 英國臣民ニシテ其ノ經營スル商工業ニ對スル課稅割當額ニ關シ不服ヲ申立ツルトキハ本人カ英國領事館代表ノ面前ニ於テ自己ノ營業ノ規模及性質ニ關シテ作成セル口供書ハ確定的證據力アルモノト看做サルヘシ又英國臣民ハ英國領事館ヨリ當該目的ノ爲發給セル許可書ヲ提出セサル限リ旅館、下宿屋、食堂、興業場又ハ酒店ヲ開業、設立又ハ維持スルコトヲ許サレサルモノトス

第五條 哈爾濱其他東支鐵道地帯内ニ存在スル諸居留地ニ於ケル警察官憲ハ英國臣民ニ對スル強制手段執行ノ爲英國領事官代表者ヨリ爲ス請求ヲ敏速ニ實行スルノ措置ヲ執ルモノトス但シ警察官吏ハ治安ノ紊亂ニ關スル場合ヲ除クノ外右ノ請求ナクシテ自己ノ發意ヲ以テ英國臣民ニ對シ強制手段ヲ執ルコトヲ得サルヘシ

第六條 英國臣民ハ露西亞政府カ哈爾濱鐵道居留地其他東支鐵道地帯内ニ存在スル諸居留地ニ居住スル他ノ外國ノ臣民又ハ人民ニ許
與スルコトアルヘキ一切ノ特惠待遇ノ利益ニ均霑スルノ權利ヲ有ス

第七條 露西亞帝國政府ハ本協定ニ附屬セシメタル規則及細則ヲ第一條所掲ノ日附迄ニ本協定ノ規定ニ適應セシムヘキコトヲ約ス
下名ノ本員等ハ右ニ掲ケタル所カ東支鐵道地帯内ニ設クヘキ自治行政及課税制度ヲ英國臣民ニ適用スルコトニ關シ本員等ノ間ニ締結
セラレタル協定案ナルコトヲ玆ニ認證ス

千九百十四年四月三十日(十七日)哈爾濱ニ於テ

露西亞帝國總領事	ダブリュー、トラウチオールド
東支鐵道當局代表員	イ、I、ダ、ニ、エ、ル
大不列顛國領事	エツチ、イ、I、ス、ライ

東支鐵道附屬地行政權に關する日露往復文書

東支鐵道
附屬地行
政權に關
する日露
往復文書

(甲號)書翰を以て啓上致候陳者本官は爰に閣下に對シ東支鐵道附屬地に居住する日本人の地位に付きては全然一九一四年十二月三日
英露兩國政府の協定せる該附屬地行政權に關する英露協約の條項及其精神を以て決定致し度き希望を表示すヘキ旨本國政府の訓令に
接したることを通知するの光榮を有し候

本官は閣下に於て我國政府の希望を實現するため必製なる措置を執られんことを希望し玆に閣下に向つて深厚なる敬意を表し候

敬具

一九一七年三月一日

於北京 芳澤代理公使

露國全權大使クイダシエフ公府閣下

第四項 一九一七年迄の推移

一九一七
年革命迄
の推移

さて露支間の豫備協約に規定せる細則は一九一七年露本國の革命後、支那政府に於て東支鐵道利權の回收を爲
すに至る迄制定せられず、露國は一九〇七年の舊市制による監督權を行使し、即ち附屬地行政は東支鐵道民政部
によりて總攬せられ、豫備協約による支那の行政權は有名無實の儘推移したのである。

第二款 沿線都市の自治制沿革

哈爾濱に市制施行せられてより沿線各都市に於ても亦其の設定を見た。即ち人口二千以上の都市たる滿洲里、
海拉爾、一面坡、横道河子、綏芬河、昂々溪、博克圖に於て最も早く自治制の施行を見たのである。

滿洲里

一、滿洲里
一九〇七年十月二十六日市制規則案成り、一九〇八年二月七日東鐵本社、同十日大藏大臣の認可を見た。四月
十三日、五月三日市會議員及市參事會員の選舉を行つた。

海拉爾

二、海拉爾
一九〇七年八月十六日市制規則案は特別委員會の承認を經、十月十六日東鐵本社、十七日大藏大臣の認可を受
け十二月三十一日第一回の選舉を行つた。

昂々溪

三、昂々溪
一九〇八年五月十九日市制規則案作成、八月十九日第一回の選舉を行つた。

綏芬河

四、綏芬河

前篇 第二章 附屬地自治制

一九一八年五月一日市制規則の認可を経、六月九日第一回選舉を行つた。

第二節 附屬地自治機關

第一款 哈爾濱市制機關

前節第二款第四項に述べたる如く、一九一七年の革命迄は未だ露支豫備協定の細目の制定を見るに至らず、哈爾濱市政は一九〇七年制定の「哈爾濱市政規則」によりて規律せられたのである。而して該制度の大綱は實に左の如きものである。

監督機關

市役所

市の機關の行動は東支鐵道長官並在露東支鐵道本社の監督を受くるものとする。

哈爾濱市に市役所を置き一般市政を掌管するが其の權限事務は土木、教育、衛生、公安に関するものにして(第二條)、之が爲め必要なる左の如き課税をなすの權利がある(第五條)。

- イ、建設物ヲ有セサル土地ノ評定價格ニ對スル課金
- ロ、家屋其ノ他ノ營造物ニ對スル課金
- ハ、商工業ニ對スル課金
- ニ、自轉車、自働車、乘用馬車及其ノ他ニ對スル課金
- ホ、馬及犬ニ對スル課金
- ヘ、借家税
- ト、市内ニ於ケル不動産ノ移轉及土地永借契約ニ對スル課金

チ、動産ノ公費ニ對スル課金

リ、市立病院ニ於テ治療ヲ受クル權利ニ對スル徵稅
但し警察權は東支鐵道會社に保留せられる。

市の機關はイ、市會及ロ、市參事會である(第十條)

市會

市會

市會は市參事會議長の下に市會議員六十名を以て成立する(第三十二條)。選舉權及被選舉權は納稅額、不動産永借權及短期賃借料を以て標準となし、國籍、人種、階級、宗教の如何を問はない。即ち、年齢二十五歳以上にして市域内に一箇年以上定住し、左記の資格の一を有する者は選舉に参加し得る(第十二條)。

- イ、永借權ニヨリ課金徵收ノ評定價格一、五〇〇留以上ノ土地又ハ家屋或ヒハ短期賃借ニヨリ賃料一箇年六〇〇留以上ヲ支拂フ土地ヲ占有シ、若クハ商工業者ノ代表トシテ同上ノ土地ヲ支配スル者又ハ一箇年借家料六〇〇留以上ヲ支拂フ者
- ロ、市税トシテ一箇年一〇留以上ノ課金ヲ納付スル者

選舉の方法は候補者を定めて可否の投票をなし、過半数の可票を得たるもの、高點者六十名を當選とし(第十條、第二十五條)若し之に充たざるも四十名に達すれば之を以て市會を組織する。四十名に達せざる場合には更に之に達する補缺選舉を行ひ、尙之に達せざるときは其の不足數は鐵道長官之を選任する(第三十條)。

市會議員の任期は三年である(第三十二條)。

市會の召集は議長の意見、鐵道長官の請求又は議員二十五名以上の建議あるとき議長之を召集する。市會は半

數以上の議員の出席を以て成立する(第三十五條)。議決は出席議員の多數決によるも新課税の實施、現行課税額の増加若くは撤廢、又は長期市債の募集、市財産の長期貸下、市規則の改正、議長及參事會員の任期中に於ける改選等に關する事項は議員總數の三分の二以上の出席を要し、出席議員の四分の三以上の多數決により決定する(第三十七條)。

市會の管掌事項

- 市會の管掌事項は左の如くである(第三十八條)。
- イ、次期年度ニ於ケル市ノ歳出入豫算ノ決議
 - ロ、前年度ニ於ケル市參事會ノ事務報告ノ認定
 - ハ、市役所ノ徵收スヘキ課金ノ基準、徵稅額及徵收手續ヲ定ムルコト
 - ニ、市有及公共用營造物及施設物ノ使用ニ對スル課金ヲ定ムルコト
 - ホ、市ノ課金滞納ノ延期及不納缺損ヲ定ムルコト
 - ヘ、役務ヲ定メ及之ヲ金員ニ換ユルコト
 - ト、新課金ノ實施
 - チ、市ノ安寧秩序ニ關スル諸規則ヲ制定スルコト
 - リ、公共ノ費用ノタメノ起債並市ノ名義ヲ以テスル保證義務ノ負擔
 - ヌ、市内公共ノ利益事業ニ對スル特許ヲ與フルコト
 - ル、市參事會長及會員ノ選舉並其任期中ノ改選
 - ヲ、市參事會ニ對スル訓令ノ認可並變更

- ワ、市有不動産ノ賣却並貸下
- カ、市ニ對スル寄附金ノ受納
- ヨ、市區ノ變更
- タ、日用品ノ價格並馬車、荷車、電車、船舶等ノ料金ノ制定
- レ、工場、製造場及商店ノ傭主、使用人並労働者間ノ關係ヲ規律スル諸規則ノ制定
- リ、市規則ノ變更

市會の決議事項は總て市參事會より一週間以内に鐵道長官に通知すべきものとし(第三十八條)、前記市會管掌事項中イ、ハ、ヘ、ト、ヌ、ヨ、レ、ソ項は鐵道長官の認可を必要とし、又市債及保證(第三十八條リ項参照)に關する決議も鐵道長官の認可を要するも、保證並當座の必要に充つる小額の債務は其額が其前に發行せる債務保證と合して同年度市收入總計の半に達せざる場合は鐵道長官の認可を受くる必要はない(第四十條)。

右諸決議はハ項は鐵道長官に提出せられし日より二週間、其他の事項は同二箇月以内に拒絶の通知なきときは會社に於て認可せられたるものと看做し之を實施することを得るのである(第四十一條)。

市參事會

市參事會

市參事會は參事會長及五名の參事會員より成る(第四十二條)。參事會長は露國の國籍を有する者なることを要し、市會の選出にかゝり(第四十三條)、參事會員中三名は市會之を選舉し、一名は外國領事團の推薦せる候補者より、残りの一名は鐵道長官が會社職員中又は議員名簿に記載せられたる者の中より任命する(第四十二條)。

市參事會々議は議長若くは其の代理者を含む四名以上の出席者あるときは成立するものとし、議事は多數決の

方法に依る(第四十八條)。

參事會の議事録は謄本を以て鐵道長官に提出すべきものとし、議決事項中出席者全員一致を以て議決せる事項は直ちに之を實施することを得るも、其他の事項は議事録提出の日より一週間以内に鐵道長官の異議なきとき初めて其の效力を生ずる。若し長官に於て異議あるときは參事會の再議に附し、參事會が長官の指示に一致せざるときは市會に移して之を解決する(第四十九條)。

市參事會の管掌事項

市參事會は市の行政事務一切を管掌する。其の事項左の如くである(第四十七條)。

イ、市會議決事項ノ實施

ロ、市會ニ對スル報告及其ノ主管事項ニ關スル意見ノ提出

ハ、市吏員ノ任免、更迭並豫算ノ範圍内ニ於テ吏員ノ俸給額ノ決定

ニ、市參事會附屬ノ行政機關ニ對スル訓令及規則並市有施設物ノ使用規則ノ作成及認可

ホ、市ノ豫算案並事務報告ノ作成

ヘ、市吏員ノ行動及措置ニ對スル訴願ノ審査

ト、組合家屋ノ設計ノ認定並其改築及大修繕ニ對スル許可ノ交付

チ、市參事會ハ市有財産ニ關スル事項ニ付原被告タルコト

前記市制及諸機關の定むる諸規則は市制實施の區域に於ける凡ての住民及團體を拘束する力あるものとせられ(第五十二條)、尙外人も之によりて定められたる諸種の課税に服し、其の強制手續は裁判の方法に依らずして露國警察官吏の幫助を得て市の特別徵稅吏によりて實行せられる。尙外人が附屬地内に土地を借受くる場合には附

屬地の露國行政規則に服従すべき旨の誓約を要し、若し此の地に領事ある第三國人なるときは其の領事の承認を経たる旨の證明を提出すべきものとする(第五十三條)。

附款 市事業並市財政

(本款は *Иеропищекн(030p)* (E.B.T.H.T.I.ニ依る所多し)

市の事業

市の事業 哈爾濱市役所は、先づ市制規則第四條に依り、東鐵會社より一九〇八年六月末迄に左の地區を授受せられた。

埠頭區市場用 二八、五九六サージエン

市立公園用 一一、二六六サージエン

貨物倉庫敷地用 五、六一三サージエン

電車用 六、〇〇〇サージエン

新市街市場用 五、六八七サージエン

新市街公園用 五五、〇〇〇サージエン

埠頭區學校用 二、二七八サージエン

教育

次に教育施設に就きては、一九〇八年七月十一日の市會に於て市立小學校一校、二學級市立學校一校の開設可決され、一九一〇年九月二十八日の市會に於ては市立小學校一、一九一二年九月十七日の市會に於て市立小學校一、一九一六年五月二十三日高等小學校の開設を可決し、同年十月十日哈爾濱市學務規則案を可決した。

衛生

衛生方面に就いては、一九〇八年八月三日の市會に於て貧民に對する無料治療問題を審議し、同十日病院委員

會の設立を見、一九一〇年四月市立外來治療所の設置を可決、更に一九一一年五月三十日衛生税の設定を見、一九一三年九月九日、市立病院開設せられた。

建築

建築規則は、一九〇八年七月十七日市會に提出、一九一五年三月三十一日漸く之が規則の制定を見た。

點燈

市の點燈問題に就ては、一九一〇年二月八日委員會を組織し、終に一九一六年四月十一日ミチコフ所有發電所を三十萬留を以て購入する事に可決した。

市會は、一九〇九年三月八日、馬車營業規則を發布した。

市財政

市財政 一九〇八年十二月十三日哈爾濱市評價課稅委員會規則承認せられ、同月二十八日始めて第一回評價課稅委員會組織せられ、一九〇九年九月十三日家屋建物評價案の認可を見た。之より先、一九〇八年七月十七日先づ商業稅設立せられ、同二十七日劇場其の他各種興業物入場券に對する稅額決定した。

一九〇九年一月十五日居住稅、土地評價稅（經營土地に對しては從價〇・四％、荒地は同〇・二％）、家屋建物稅（從價〇・八％）の制定に關する案並に土地建物評價規則案が市會に提出せられた。工業稅は同年十一月十六日設定せられ、十二月二十一日には商工企業に對する營業稅徵收規則が作成せられた。

火酒に對しては從來分配稅をとり來りたるが、これに代りウエッドロ稅案擡頭したるも、一九一〇年以後此兩者の併用稅の設定を見た。一九一二年七月十一日、酒精飲料課稅法設定せられ、次いで酒精飲料及麥酒帶封稅徵收統一問題審議せられ、一九一五年六月十四日の市會に於て可決せられた。

布度稅案は一九一一年八月一日始めて市會に提出せられ、當時、市會は鐵道に依り哈爾濱に到着し並哈爾濱より搬出せらるゝ貨物に對し布度稅を設定すべき件に關し鐵道本社に申請することを決議し、一九一二年十月二十

二日に至り再び市會に於て布度稅問題の擡頭を見、鐵道本社に申請の結果、一九一三年十二月九日附期間十年間總稅額一、二四五、二八八留六一哥の限度を以て徵收すべしとの條件を以て許可せらるゝに至つた。

哈爾濱市役所の歲出入に就いては統計圖表の關係上後編第二章第二節第一款附款に於て記することとする。

第二款 哈爾濱以外の沿線都市の自治機關

（滿洲里自治機關）

哈爾濱市以外の他の沿線都市の自治機關は概ね上述哈爾濱市と同様である。今こゝに滿洲里に就いて記することとする。

滿洲里自治制は一九二二年七月十三日公布の「滿洲里驛公共行政に關する規則」並同施行細則に規定せらるゝところである。

監督官廳並權限事務は大體哈爾濱市政の項に於て記したると同様である。

市會

市會は選舉せる市會議員より成る（第十三條）。

選舉權及被選舉權は納稅額、不動産永借權及不動産短期賃借料を以て標準とし、國籍、宗教の如何に拘はらざること亦哈爾濱市と同様である。

參事會

參事會

市參事會は會長一名、會員四名より成る（第三十九條）。參事會長は露國々籍を有する者に限られ（第四十條）、

參事會中三名は市會に於て選舉し、一名は東支鐵道長官により任命せらる(第三十九條)。
參事會の決議に就きては哈爾濱市と同様なり。

註 滿洲里の財政に就きては後編章節に於て述ぶることとする。

第三款 村落自治機關

村落自治制 村落公議會

村落自治は一九〇八年三月二十九日公布の村落自治制に規律せられ、鐵道長官之が施行村落を決定する。
村落自治機關として村落公議會がある。村落公議會は二十一名の公議員及三名の豫備員より成る。

公議員の選舉並被選舉權は、國籍、人種、階級及宗教の如何を問はず、年齢二十五歳以上にして該村落區域内に一年以上居住し、左記の資格の一を有する者に與へらる。

イ、該村落區域内に價格一〇〇留以上の不動産を有すること

ロ、借地代又は借家代一箇年二〇〇留以上を支拂ふこと

公議會は村長一名、助役一名を選舉する。村長は露國々籍を有する者に限る。村長、助役、公議員の任期は三年である。

公議會の議長は村長之に當る。公議會は村長の意見、鐵道長官の請求又は公議員三分の一以上の建議あるとき議長之を召集する。公議會は半数以上の議員の出席を以て成立する。

公議會の 管掌事項

イ、村落の收支豫算及決算の査定

ロ、村落の諸施設及財政の管理

ハ、村落公共用の目的を有する財産税及商業税其他の設定

ニ、村落に屬する不動産及動産の管理並運用

公議會の決議事項は村長より一週間に以内に鐵道長官に報告して其の認可を必要とし、鐵道長官は其の報告受領の日より三週間に以内に其の決定を與へるのである。決議事項は長官の認可により始めて其の效力を發生する。

村落公議會と支那官憲及外國領事との交渉は鐵道會社を経由して行ふものとする。

哈爾濱市 規則

註¹ 哈爾濱市政規則 (一九〇七年十一月二十三日)

第一條 東支鐵道附屬地施設一般原則ニ基キ哈爾濱市ノ財政及施設ノ管理ハ選舉機關タル同地市役所ニ委任ス(第十條) 東支鐵道本社並ニ東支鐵道長官ハ右機關ノ事業ヲ監視スルモノトス

第二條 哈爾濱市役所ノ管掌事項左ノ如シ

イ、市ノ收入ト定メラレタル税金及公課ノ管理

ロ、市所屬ノ財産及資本ノ管理

ハ、市ノ施設ニ對スル管理、承認セラレタル計畫ニ依ル市建設ニ關スル監督、道路、廣場、橋梁、埠頭、公園、水道、下水、市街、點燈、電話、屠畜場等ノ維持

ニ、市役所ノ權限内ニ在ル方法ニ依リ諸缺點ノ排除並ニ必需品ノ暴騰ノ防止、此ノ目的ノタメノ燃料、穀物、肉類ノ販賣經營

ホ、市内ノ醫療、衛生、獸醫部、市營病院、墓地等ノ管理

ヘ、慈善施設ノ管理

ト、消防部及ヒ火災相互保險事業ノ管理

前篇 第二章 附屬地自治制

チ、公共ノ營造物、圖書館、陳列館、劇場其他教育機關ノ建設並維持、私立學校ニ對スル援助
リ、地方商工業發達ニ對スル保護、市場ノ建設、不正商人ノ取締、製作場、工場、商工業企業ニ於ケル企業主、従業員勞働者間ノ
關係ニ對スル規則ノ制定

ス、乗合馬車、電車、自動車、汽船ノ經營並ニ市内ニ於ケル同種私營ノ諸企業及ヒ運送業ニ對スル監視
ル、差押家屋ノ經濟的管理

ヲ、個人並公共的建造物ニ對スル監督
ワ、質屋及ヒ金融機關ノ建設

備考「ヌ」及ヒ「ヲ」項ニ示セル企業主、従業員勞働者ノ關係ニ關スル規則制定及ヒ「ヌ」項ニ示セル企業建造物ノ監視並ニ建築計畫
ノ承認ニ關スル市役所ノ權利ハ東支鐵道ニ之ヲ通用セス

第三條 市役所ノ事業範圍ハ東支鐵道本社ノ承認セル計畫書ニ示サレタル市域即チ同會社所屬地、市役所々屬地及私有地トス右地域
内ノ道路、廣場、公園、橋梁等ハ一般公衆ノ使ノ用ニ充テラルヘキモノニシテ若シ之ヲ公共以外ノ目的ニ共セントスル時ハ必
ス鐵道本社ノ承認ヲ受クヘキモノトス

東支鐵道會社カ個人又ハ施設ニ貸下クヘク豫定セル市域内ノ空地ハ之ヲ貸下クル迄ハ鐵道會社ノ所有地トシテ保留セラレ及鐵道會
社施設ノ占有スル地區又ハ鐵道會社ノ短期貸下土地モ會社所屬トス

第四條 市役所ハ市ノ名義ニ依リ、財産ノ取得、賣却、契約ノ締結、市債ノ發行、裁判所ノ原、被告タルノ權利ヲ有ス

第五條 市役所ハ本規則ニ定メラレタル手續ニ依リ公共費用ニ充當スル爲メ左ノ課金ヲ定ムルコトヲ得

イ、建設物ヲ有セサル土地ノ從價稅

ロ、家屋其ノ他ノ營造物ニ對スル課金

ハ、商工業ニ對スル課金

ニ、自動車、自動車、乗客用馬車其他ニ對スル課金

ホ、馬及犬ニ對スル課金

ヘ、借家稅

ト、市内ニ於ケル不動産ノ移轉及土地ノ長期貸借並讓渡ニ對スル課金

チ、動産ノ公費ニ對スル課金

リ、市立病院ニ於テ治療ヲ受クル權利ニ對スル課稅

ヌ、興行場、歡樂場ニ對スル課金

附則 市區内ノ東支鐵道會社所屬土地建物ノ中、市役所ノ課金ヲ課セラルルモノハ會社従業員ノ住宅、若クハ貸付地域或ハ附屬計
劃書第五十五條ニ依リ貸付豫定地ノミトシ後輩龍軍區、鐵道旅團ノ下級兵員並ニ鐵道勞働者ノ兵舎住宅ハ上記課稅ヲ免除スルモ
ノトス

第六條 右ノ他地方公證役場ニ於テ行フ公正証書ニ課スル手数料ハ市收入トナス

第七條 流行病、家畜流行病ノ豫防、撲滅、慈善事業等ノ全附屬地ニ一般ノ社會的必要ヲ充タメニ市役所ニ入ル課金(第五、六條)ヨ
リ毎年市役所トノ協定ニヨリ上記課金額ノ五%ヲ超エサル額ヲ差引キ之ヲ鐵道支社ノ收入トナス

此外尙鐵道長官ト市役所トノ協定ニヨリ決定スヘキ哈爾濱警察署維持費ノ一部ハ市ノ負擔トス

第八條 市民ヨリ徵集スル課金ハ總テ平等ナル原則ニ依リ決定徵收スルモノトス課金額並ニ其徵收方法ハ本規則第三十八條及ヒ第四
十條ニ示セル方法ニ依リ市役所之ヲ定ムルモノトス使用中ノ土地從價稅ハ二分ノ一%、非經營中ノ土地從價稅ハ四分ノ一%、家屋
建物稅ハ從價ノ一%ヲ超ユヘカラス課金ニ關聯スル過怠金ノ徵收ハ警察ノ手ヲ經若クハ市ノ特別徵收吏ニヨリテ行ハレ訴訟手續ニ
依ラサルモノトス

附則 外國臣民ヨリ滯納課金並既定課金ニ關聯セル過怠金ヲ徵收スル場合ニハ市參事會ハ當該領事ニ其ノ手續ヲ爲スヘキモノトス

第九條 市役所ハ本規則所定手續ニ依リ其管轄スル事項ニ就キ哈爾濱全市民ニ對シテ強制力ヲ有スル規定ヲ發布シ及之カ遂行ヲ監視
シ並ニ該規定違反者ニ對シ當該國法律ニ從ヒ起訴スルノ權利ヲ有ス

東支鐵道長官ノ發布セル全鐵道附屬地共通ノ問題ニ關スル取締規則ハ當該事項ニ關シテ全部又ハ一部ニ就キ鐵道長官ノ將來新規則ノ發布マテ有效トシ哈爾濱市ノミニ關スル規則ハ當該問題ニ關シテ市役所カ取締規則發布迄有效トス

第十條 市役所ハ左ノ機關ヨリ成ル

イ、市會

ロ、市參事會及之ニ附隨スル執行機關

議員ノ選舉

議員の選

第十一條 選舉權ヲ有スル者(第十二條)ニヨリ市會議員六十名及同豫備員十二名ヲ選舉スルタメニ選舉會ヲ組織ス

第十二條 議員選舉權ハ國籍(露國政府及ヒ英國政府間ノ協定ニ加入セサル外國臣民ヲ除ク)人種、階級、宗教ノ如何ヲ問ハス年齡

二十五歳以上ニシテ市域内ニ一箇年以上定住スル左記ノ者トス

イ、永借權ニヨリ課金徵收ノ評定價格一、五〇〇留以上ノ土地又ハ家屋、或ハ短期賃借ニヨリ賃料一ヶ年六〇〇留以上ヲ支拂フ土地ヲ占有シ若クハ商工業者ノ代表者トシテ同上ノ土地ヲ支配スル者又ハ一ヶ年借家料六〇〇留以上ヲ支拂フ者

ロ、市稅トシテ一年一〇留以上ノ課金ヲ收納スルモノ

備考 自ラ「クワルチーラ」ヲ借入ルルコトナクシテ其勤務スル商會施設ノ建物内ノ「クワルチーラ」ヲ利用シ本規則第十二條及第十三條其他總テノ條件ニ適スル者ハ議員選舉ニ參加シ得ルモノトス

第十三條 選舉參加權ハ婦人ハ代理人、年少者又ハ未成年者並ニ被後見者ハ其保護者若クハ後見人之ヲ代行ス

第十四條 不可分ナル不動産ヲ數人ニテ共有スル場合ニハ共有者ノ一人ハ他ノ管理者ノ同意ノ下ニ選舉權ヲ行使スルモノトス

第十五條 何人ト雖モ市ノ選舉ニ於テ自身ノ投票ト委任又ハ代理ニヨル投票トノ二票以上ノ投票權ヲ有スルコトヲ得ス

第十六條 選舉參加權ヲ有セサルモノ左ノ如シ

イ、公民權ニ制限ヲ加ヘラレタル者又ハ破廉恥罪ニヨリ處刑セラレタル者

ロ、市課稅ノ未納者但シ同滯納金ヲ支拂フ迄

第十七條 商店又ハ會社代表者、婦人ノ代理人並ニ年少者、未成年者及其他一般ノ被後見者ニ對スル後見人若クハ保護者ハ其年齡及ヒ哈爾濱ニ於ケル居住關係ノ諸條件(第十二條)ニ適合シ且ツ本規則第十六條ノ要求ニ依リ除外セラレサル場合ニ限り選舉ニ參加スルコトヲ得

第十八條 選舉人名簿ハ市參事會之ヲ作成シ選舉日ヨリ少クトモ一ヶ月前ニ之ヲ公表スルモノトス

第十九條 市域居住者ハ右名簿公表ノ日ヨリ一週間以内ニ右名簿ノ誤謬、不正確ニ就キ市參事會ニ抗議シ得ルモノトス右期間經過後市參事會ハ其正當ナリト認メタル異議ニ從ヒ名簿ヲ訂正シ不正當ト認メタル異議ニ關スル意見ヲ添附シテ鐵道長官ニ提出シ裁決ヲ求ムヘシ鐵道長官ノ之ニ關スル決定ハ最終的ノモノトス

第二十條 第十九條ニ示セル手續ニ依リテ訂正セル最終的選舉名簿ハ選舉ノ少クトモ一週間以前ニ更ニ公告ス右公告後ニ於テハ之カ訂正、追加ハ絕對ニ許サレサルモノトス右名簿ニ記入セラレサル者及ヒ選舉開始迄ニ選舉權ヲ喪失セル者ハ同選舉ニ參加シ得ス

第二十一條 選舉會長ハ市參事會長トシ參事會長ハ選舉迄ニ選舉會及ヒ投票數計算ノタメノ助手ヲ出席選舉者ニヨリ指定スヘシ若シ參事會長及ヒ會長代理カ選舉會長タリ得サル場合ハ鐵道長官ニ於テ議員中ヨリ選任セラレタル者ヲ會長トスルモノトス

第二十二條 選舉會ハ有權者出席人員百名ニ達シタル時之ヲ開始ス

第二十三條 市會議員ハ選舉有權者ヨリ之ヲ選出スルモノトス候補者タルヲ拒絕セス且ツ推薦者五名以上ニ達スル選舉有權者若クハ自ラ候補タル希望ヲ届出テタルモノハ候補者タル事ヲ得

第二十四條 選舉ハ無記名投票ニ依リ行ハル

第二十五條 議員ニ選舉セララルニハ可決票カ否決票ヨリ多數ナルヲ要ス若シ選舉投票數ノ半分以上ノ可決票ヲ得タル者カ議員定員數ヲ超過スル場合ハ其ノ受ケタル可決票數ノ多キモノノ順序ニ從ヒ同數ナル時ハ抽籤ニ依ル當選者定數外ニアル當選者ハ予備議員トス

第二十六條 候補者ニ對スル投票ハ賛否共選舉名簿ニ記入シ選舉終了後選舉會ニ於テ之ヲ讀上ケ且ツ會長及ヒ選舉參加者ハ之ニ署名スヘシ

第二十七條 選舉終了後ハ選舉會ハ之ヲ解散シ選舉名簿原本ハ會長之ヲ選舉終了後一晝夜以内ニ市參事會ニ交付スヘシ市參事會ハ此名簿ニ依リ當選者及同予備議員名簿ヲ作成シ之ヲ二晝夜以内ニ選舉名簿ヲ添ヘテ鐵道長官ニ提出スヘシ

第二十八條 選舉ノ際ノ不正事件ニ對シテハ選舉濟後三日以内ニ鐵道長官宛ニテ異議ノ申立ヲナス事ヲ得

第二十九條 鐵道長官ハ提出セラレタル選舉簿若クハ異議ノ申立ニヨリ本規則所定ノ選舉規則ニ根本的ニ違反スルヲ發見シタル場合ハ該選舉ノ全部ヲ無効トシテ再選舉ヲ命スルコトヲ得又不正事件ハ單ニ個々ノ當選議員ニ係ハルヲ認メタル場合ニハ同當選者ヲ除名シテ補缺中ノ最大多數可決票所有者ヲ以テ之ニ代フル事ヲ得

第三十條 當選者ノ數四十名ニ達セサルキトハ其不足數選舉ノタメニ本規則所定ノ手續ニ依リ新ニ選舉會ヲ開催スルモノトス若シ第一回選舉ヲ行フモ尙四十名ニ達セサル場合ハ其不足數ハ鐵道長官カ最後ノ選舉名簿ニ記載セラレタル者ヨリ可及的ニ第一回選舉ニ際シテ比較的多數ノ贊成票數ヲ受ケタル者ヨリ選任ス

若シ當選者數四十名ヲ超過スル場合ニ於テモ候補者全部ノ選舉ハ完全ニ之ヲ行フモノトス右ノ場合將來議員カ除名セラレタル場合ニ於テハ之ヲ補充スル事ナク市會議員數カ漸減シテ四十名ヲ下ラサル間ハ成立スルモノトス

第三十一條 選舉ヲ終了又ハ第三十條所定ノ手續ニ依リ議員數ヲ補充シタル後ニ於テ鐵道長官ノ命令ヲ以テ最終的議員名簿ヲ作成シ之ヲ公告スルモノトス

市會

市 會

第三十二條 市會ハ市參事會會長議長ノ下ニ議員六十二名ヲ以テ成立ス議員ノ任期ハ三年トス

第三十三條 議員ニシテ其任期内ニ選舉權ヲ失ヒ又ハ議員タルヲ拒絕セル場合ハ脱退セルモノト看做サレ予備議員中ノ最高可決票保有者ヲ以テ之ニ代フ

議員ニシテ本規則第十六條(イ)項ニ示セル犯罪若クハ過失ヲ犯セル場合ハ同人ニ關スル裁判終了迄議員名簿ヨリ除名スヘシ
附則 若シ補缺全部カ議員選舉ニ先タツ三月以内ニ交代セル場合ハ議員數三十名ヲ下ラサル場合ハ現在議員數ヲ以テ成立ス此

場合三十七條所定ノ數個ノ問題ノ有效議決權數ハ二十以上トス

第三十四條 議員ハ議員中ヨリ市會ノ書記及ヒ同代理ヲ三ヶ年間ノ任期ヲ以テ互選ス

附則 市會ハ市會書記及同代理ヲ選舉セスシテ其任務ヲ市參事會書記ヲシテ代行セシムル事ヲ得

第三十五條 市會ハ議長之ヲ必要ニ應ジ其審議事項ヲ的確ニ示シテ之ヲ招集ス同年度ノ市參事會報告ハ九月迄ニ翌年度豫算ハ十一月迄ニ審議スヘシ

市會ハ議長ノ意見、東支鐵道長官ノ要求、若クハ議員二十五名以上ノ建議ニ依リ議長之ヲ招集ス

議長ハ鐵道長官ノ右ノ要求若クハ二十名ノ議員ノ申請アリタル場合ハ五日以内ニ招集日ヲ指定スヘシ

市會ハ半數以上ノ議員ノ出席ヲ以テ成立ス

第三十六條 市會決議ハ議事録ニ記載シ議長、市會書記、市參事會及ヒ同會議出席議員中ノ希望者之ニ署名スヘシ

第三十七條 議事事項ハ市參事會ノ意見ヲ附シテ議長之ヲ市會ニ提出シ市會ノ裁量ニ依リ記名若クハ無記名投票ヲ以テ通常多數決ニ依リ決定セラル可同數ナル時ハ議長ノ投票一票ニ依リテ決定ス人事ニ關スル問題ハ必ス無記名投票ニ依リ新課稅ノ實施、現行課稅額ノ増加、若クハ廢止、長期市債ノ募集、市產ノ長期貸下、本規則ノ改正、市參事會會長及參事會員ノ解職等ニ關スル事項ハ議員總數ノ三分ノ二以上ノ出席ヲ必要トシ出席議員四分ノ三以上ノ多數決ニヨリ決定セラルモノトス

附則

一、外國臣民タル參事會員ヲ長期更迭セントスル時ハ本規則第十二條所掲ノ協約第十一條ニ掲ゲタル列國哈爾濱代表者ノ過半數ノ同意ヲ必要トス

二、市會ハ議員中ヨリ若クハ最終的選舉名簿中ニ掲載セラレタル者ノ中ヨリ市會ノ議決ニ掛クヘキ事項ノ豫備審議、市役所ノ財産資本ノ審査等ニ關スル委員會ヲ組織スヘキモノトス

第三十八條 市會ノ管掌ニ屬スル事項ハ左ノ如シ

イ、次期年度ニ於ケル市ノ歳出入豫算ノ決議

市會の管掌事項

- ロ、前年ニ於ケル市參事會ノ事務報告ノ認定
- ハ、本規則第五條ニ示定セラレアル課金ノ基準、徵稅額及徵收手續ヲ定ムルコト
- ニ、市有及公共用營造物及施設物ノ使用ニ對スル課金ヲ定ムルコト
- ホ、市課金ノ滞納ノ延期及不納缺損ヲ定ムルコト
- ヘ、役務ヲ定メ及之ヲ金員ニ換フルコト
- ト、本規則第五條ニ記載セラレサル新課金ヲ施行スルコト
- チ、市ノ安寧及秩序ニ關スル諸規則ヲ制定スルコト
- リ、公共費ニ充當スルカ爲メ起債シ及市ノ名義ヲ以テ保證義務ヲ負擔スルコト
- ヌ、公共の利益ヲ齎ラス企業及市内ニ於ケル水道、下水道、電車、電燈其他ノ施設ニ對スル利權ヲ下附スルコト
- ル、市參事會長及會員ノ選舉並其任期中ノ改選
- オ、市參事會ノ訓令ニ對スル認可及變更
- ワ、市有不動産ノ賣却及貸下
- カ、市ニ對スル寄附金ノ受納
- ヨ、市區ノ變更
- タ、日用品ノ公定價格並馬車、荷車、電車、船舶等ノ賃金率ノ制定
- レ、工場、製造場及商店ノ傭主、使用人並労働者間ノ關係ヲ規定スル諸規則ヲ制定スルコト
- ソ、本規則ノ改正
- 第三十九條 市會ノ決議ハ凡テ一週間以内ニ市參事會ヨリ鐵道管理局ニ通知スルモノトス
- 第四十條 市會決議中本規則第三十八條イ、ハ、ヘ、ト、ヌ、ミ、レ及ソ項ニ於テ規定セラレタル事項ニ關スル決議ハ鐵道理事會ノ認可ヲ受クヘキモノトス尙市債、擔保及保證業(第三十八條リ項)ニ關スル決議モ亦鐵道理事會ニ於テ認可セラル但シ擔保及保證業

- 務ノ負擔並ニ市ノ經費ノ爲ニ要スル少額ノ起債ハ若シ從前ノ負債及保證義務額ト合算シタル總額カ過去一箇年度ノ市歳入ノ半額ニ達セサル場合ハ鐵道理事會ノ認可ヲ要セス前記決議ハ之ヲ鐵道長官ニ交付セル日ヨリ起算シ二箇月以内ニ其ノ認可ヲ拒絕セラレサルトキハ鐵道理事會ニ於テ認可セルモノト看做サレ且ツ之ヲ實施スルコトヲ得ルモノトス
- 第四十一條 本規則第三十八條ハ項ニ記載セル市會ノ決議ハ之ヲ鐵道長官ニ通告セル日ヨリ起算シテ二週間以内ニ鐵道長官ヨリ異議ナキ場合ハ之ヲ實施スルコトヲ得

市參事會

市參事會

- 第四十二條 市參事會ハ會長一名及會員五名ヨリ組織セラル市參事會長ハ議員中ヨリ選舉セラル會員中三名ハ議員中ヨリ一名ハ外國領事代表者等ヨリ推薦セラレタル候補者中ヨリ尙一名ハ東支鐵道長官ニ於テ會社職員中又ハ選舉人名簿ニ記載セラレタル者中ヨリ選任セラル
- 附則 市參事會ノ組織中ニハ本條ニ於テ定メラレタル會員ノ外支那人以外ヨリ三名ノ會員ヲ加入ス
- 第四十三條 市參事會長及被選舉市參事會員ハ三箇年ノ任期ヲ以テ選舉セラル會長若シ參事會又ハ市會ノ會議ニ出席スルコト能ハサル場合ハ當該會議ニ出席セシムルカ爲メニ參事會ニ於テ露國人被選舉會員中ヨリ議長代理者ヲ選出ス被選舉參事會員ニシテ辭職、解職、病氣若クハ死去等ノ原因ニ依リ參事會ヲ脱退セル者アル場合ハ當該三箇年任期滿了迄ノ任期ヲ以テ該脱退者ノ後任者ヲ選舉ス
- 第四十四條 市參事會長及市參事會員ノ選舉ハ市會ニ於テ推薦セラレタル候補者中ヨリ無記名投票ヲ以テ執行セラル該選舉ニ於テハ出席議員總數ノ絕對多數ノ投票ヲ受ケタル者ノ中得票ノ最多數ナル者ヲ當選者ト認ム
- 外國人市參事會員ハ次ノ如キ手續ニ依リテ選舉セラル即チ外國人代表者等ハ協議ノ結果多數決ニ依リテ作成セル三名以上五名以下ノ候補者ヲ列記セル名簿ヲ東支鐵道長官ノ手ヲ經テ市參事會ニ提出シ市會ハ該候補者名簿ヨリ一人ヲ選出スルモノトス該選舉ニ於テハ最多數ノ投票ヲ受ケタル者ヲ當選者ト認ム但シ得票數同數ナル場合ハ抽籤ヲ以テ當選者ヲ決定ス外國人市參事會員ノ選舉ハ他

ノ市參事會ノ選舉ト同時ニ執行セラルル外國人市參事會員ニシテ其任期中ニ參事會ヲ脫退セル場合ハ其殘有任期間ノ交代者トシテ市會ハ最近ノ通常會議ニ於テ前記ノ手續ニ從ヒ前記領事代表者等ノ作成セル候補者名簿ニ基キ新參事會員ヲ選舉スルモノトス

第四十五條 選舉ノ際ノ不正行為ニ對スル異議ハ選舉終了ノ日ヨリ七日以内ニ鐵道長官ニ提出スルコトヲ得鐵道長官ニシテ該異議ヲ正當ト認メタルトキハ其ノ審議ノ爲メ臨時市會ノ召集ヲ請求スルコトヲ得該臨時市會ハ既行選舉ヲ認可シ若クハ其裁量ニ依リ全部若クハ一部ノ改選ヲ行フコトヲ得

第四十六條 市役所ノ經費中ヨリ支出セラルル市參事會長及參事會員ノ勤勞ニ對スル報酬額ハ市會ニ於テ其選舉執行前ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

第四十七條 市參事會ノ職務ハ市ノ行政事務一切ヲ管理スルニアリ其ノ事項左ノ如シ

イ、市會決議事項ノ實施

ロ、市會ニ對スル報告及其主管事項ニ關スル意見ノ提出

ハ、市吏員ノ任免、更迭並豫算ノ範圍内ニ於ケル市吏員ノ俸給ノ決定

ニ、市參事會附屬ノ行政機關ニ對スル訓令及規則並ニ市有施設物ノ使用規則ノ作成及認可

ホ、市ノ豫算案及事務報告ノ作成

ヘ、市吏員ノ行動及措置ニ對スル訴願ノ審査

ト、組合家屋ノ設計ノ認定並其改築及大修繕ニ對スル許可ノ交付

チ、市參事會ハ市有財産ニ關スル事項ニ付原被告タルコト

第四十八條 市參事會ノ會議ハ議長若クハ其代理者共四名以上出席セル場合ハ成立セルモノト看做ス市參事會ノ議事ハ出席議員ノ多數決ニヨリ可否同數ナルトキハ議長ノ意見ニ從フ

第四十九條 市參事會ノ議事録ハ謄本ヲ以テ東支鐵道長官ニ提出ス市參事會ノ決議中當該會議ニ列席セル參事會員全部ノ同意ヲ以テ決議セル事項ハ直チニ之ヲ實施スルコトヲ得其他ノ決議ハ當該議事録ヲ鐵道長官ニ提出セル日ヨリ一週間以内ニ同長官ヨリ異議ノ

申立ナキ場合ハ其ノ效力ヲ發生スルモノトス

前記異議提出ノ場合ハ該問題ハ市參事會ニ於テ再審議セラルル若シ參事會ニシテ鐵道長官ノ指示ニ同意セサルトキハ該係争問題ハ市會ノ決議ニ附セラルルモノトス

第五十條 市會並ニ市參事會ニ於ケル執務及討議ハ露語ヲ以テス

第五十一條 市役所機關ト支那官憲及外國領事トノ交渉ハ總テ鐵道會社ヲ介シテ行フ

第五十二條 前記手續ニ依リテ成立セル諸決議ハ哈爾濱市内ノ全住民及團體ニ對シ拘束力ヲ有ス

第五十三條 市役所ト東支鐵道支社間ノ論争及誤解ハ總テ東支鐵道本社之ヲ解決スヘシ

第五十四條 本規則ニハ東支鐵道本社ノ承認セル市役所管轄地區圖面ヲ添附ス

註² 滿洲里驛公共行政ニ關スル規則

一九二二年七月十三日付東支鐵道會社理事會議事録第七九一五ニヨリ認可

一九一四年十二月七日付市會議事録第二五號

一九一五年二月七日付「コクシャロフ」署名ノ電報第八號ヲ以テ東支鐵道會社理事會認可セラレタル一九一九年十一月二十八日付東支鐵道會社理事會議事録第五三一號ヲ以テ訂正

一九一九年五月十五日付東支鐵道管理局土地課長發電及民國十年三月二十二日付市政局公文第二號ヲ以テ訂正

第一條 東支鐵道區域ニ於ケル民政部組織ニ關スル總則ニヨリ滿洲里驛市街地ニ於ケル公共經濟及施設ノ管理ハ選舉機關タル同地公役所ニ委任ス(第十一條)右機關業務ノ適法ナルヤ否ヤ及當不當ニ對スル監督權ハ東支鐵道會社理事會及同鐵道長官ニ屬ス

第二條 滿洲里公役所ノ管掌事項左ノ如シ

イ、市ノ收入ト定メラレタル税金及公課ノ管理

ロ、公役所々屬ノ財産及資本ノ管理

滿洲里驛
公共行政
ニ關スル
規則

ハ、市ノ施設管理即認可セラレタル計畫ニヨル市建設ニ關スル監督、街路、廣場、橋梁、市場、公園、水道、下水、市街、點燈及電話、屠殺場等ノ維持

ニ、食料品ノ缺乏排除ニ關スル監督及第一必需品ニ對スル定價ノ設定

ホ、市ノ醫療、衛生、獸醫部、市病院及墓地ノ管理

ヘ、公共救濟事業及慈善施設ノ管理

ト、消防部及火災相互保險事業ノ管理

チ、公共ノ營造物、圖書館、博物館、劇場及其他ノ教育機關ノ建設並ニ維持、市立學校ニ對スル補助

リ、地方商工業發達ニ關スル保護、市場歲市ノ設立、商人ノ取締、工場商店ニ於ケル企業主、勤務者勞働者間ノ關係ニ關スル規則

ノ制定

ヌ、乗合馬車、市街鐵道ノ經營並ニ同種ノ個人企業及運送業ニ對スル監督

ル、差押家屋ノ經濟的管理

オ、個人並公共的建造物ニ對スル監督

ワ、質屋及金融機關ノ設備

附 則

リ、ヌ及オノ項ニ示セル企業主、勞働者及勤務者ニ關スル規則制定並運輸業馬車業及建築ニ對スル監督ニ關スル公役所ノ權利ハ海支鐵道會社ニ之ヲ適用セス

第三條 公役所ノ事業ノ範圍ハ東支鐵道會社理事會ノ認可セル計畫書ニ示サレタル地域即チ同會社所屬地、公役所々屬地及ヒ會社ニ於テ短期貸下ヲナシタル土地トス

第四條 公役所ハ市ノ名義ヲ以テ財産ノ取得、賣却、契約ノ締結、市債ノ發行ヲ爲シ裁判所ニ於テ原告又ハ被告トシテ行動スルノ權利ヲ有ス

第五條 公役所ハ本規則ニ定メラレタル手續ニヨリ公共ノ費用ニ充當スル爲メ左ノ税金ヲ定ムルコトヲ得

イ、建設物ヲ有セサル土地ノ從價稅

ロ、家屋其ノ他ノ營造物ニ對スル課金

ハ、商工業ニ對スル課金

ニ、馬匹、犬、自轉車、馬車等ニ對スル課金

ホ、借家稅

ヘ、市ノ施設物ノ使用料

ト、市内ニ於ケル不動産ノ移轉及土地ノ長期貸借並讓渡ニ對スル課金

チ、不動産ノ競賣ニ對スルモノ

リ、市立病院ニ於テ治療ヲ受クル權利ニ對スル課金

同地域内ニ在ル一切ノ道路、市場、廣場、公園等ハ一般公衆ノ使用ニ供セラルルモノトシ唯會社理事會ノ許可ヲ得タル場合ニ於テ

ノミ公共以外ノ他ノ目的ニ供セラルルコトヲ得

東支鐵道會社カ市ノ地域内ニ於テ個人又ハ公共事業ニ對シ貸下ヲ豫定セル土地ニシテ空地ナルモノハ之ヲ貸下クル迄會社ニ於テ自

由ニ處分スルコトヲ得

附 則 本規則第三十六條ニ基キ施行セラレタル新稅ハ本項ニ列舉セル税金目中ニ含マル

第六條 右ノ他地方公證役場ニ於テ行フ公正證書ニ課スル手数料ハ市ノ收入トス

第七條 認可セラレタル市ノ地域圖ニ示サレタル東支鐵道會社ノ土地及建造物並同鐵道管理局及沿黑龍軍管區ノ廳舎ハ公役所ノ收入

タル税金ヲ課セラレサルモノトス

附 則

一 行政區ハ市ノ地域内ニ在ルモノト雖モ公役所ノ管轄ニ屬セス
 二 個人カ行政區域内ニ商店ヲ開設スル場合ニハ右商店ニハ一般手續ニ於テ公役所ノ收入トシテ課税ス但シ本區域内ニ所在セル公
 共用ノ建物内ニ於テ行フ商業ニ對シテハ右課税ヲ免除ス

第八條 鐵道地域内ニ於ケル民政部組織ノ總則第九條ニ記載セル公共ノ費用ニ充當スルタメ公役所ノ收入トシテ徵收スル課金(第五
 條第六條)中ヨリ毎年鐵道會社ニ對シ同會社ト公役所ト協議ノ上右税金ノ五分以下ヲ移讓スルモノトス

警察ハ相當數ハ鐵道會社ノ費用ヲ以テ維持スルモノトス若シ將來市ノ發達ト共ニ右經費カ著シク増加スルトキハ前項ノ歩合ヲ双方
 協議ノ上所定ノ五分以上ニ増加スルコトヲ得

第九條 市民ニ對スル有ユル課金ハ凡テノ納付者ニ取リテ平等ナル基準ニ基キテ査定シ徵收セラルルモノトス該課金ノ賦課率並ニ其
 徵收手續ハ本規則第三十六條及第三十七條ニ記載セル規定ニヨリ公役所ニ於テ制定ス土地ノ評價額ニ對スル課金ハ使用セラレアル
 土地ニ對シテハ其評價額ノ千分ノ五、使用セラレアラサル土地ニ對シテハ其評價額ノ千分ノ二・五ヲ超過スルヲ得ス家屋稅ハ其評
 價額ノ百分ノ一ヲ超ユヘカラス納課金並課金ニ關聯スル過怠金ノ徵收ハ訴訟手續ニ由ラスシテ警察ノ手ヲ經テハ特別收稅吏ニ依
 リテ執行セラル

附則 外國人ヨリ滯納課金並ニ既定課金ニ關聯セル過怠金ヲ徵收スルカ爲メニハ市參事會鐵道管理局ヨリ當該領事ニ其手續ヲ爲
 スヘキモノトス

第十條 公役所ハ本規則ニ於テ定メラレタル手續ニ依リ其管掌ニ委任セラレタル諸事項ニ付滿洲里全市民ニ對スル義務ノ規定ヲ發布
 シ其遂行ヲ監視シ該規定違反者ニ對シ當該國法律ニ從ヒ起訴スルノ權利ヲ有ス
 東支鐵道管理局長ノ發布セル當該義務規定ハ本規則ニ定メラレタル手續ニ依リ同一事項ニ關シ全部的又ハ一部分的ノ新規定ヲ發布セ
 ラル迄其效力ヲ保有ス

全鐵道地域ニ共通セル問題ニ關聯シ東支鐵道長官ニヨリ發布セラルルコトアルヘキ取締規則中特ニ滿洲里市ノ生活ニ關聯セル部分
 ハ同一問題ニ關シ市役所ニ於テ取締規則ヲ發布スル迄ノ間ノミ其效力ヲ保有スルモノトス

第十一條 公役所ハ左ノ機關ヨリ成ル

一 市會

二 市參事會並ニ之ニ附屬スル執行機關

市會議員ノ選舉

第十二條 三年間ノ任期ヲ以テ選舉セラルヘキ議員三十名及其豫備議員十五名ヲ選舉スルカタメニ選舉權ヲ有スル市民ヲ以テ選舉會
 ヲ組織ス

第十三條 議員選舉權ハ國籍、民族、階級及宗教ノ如何ヲ問ハス年齡二十五歳以上ニシテ市ノ地區内ニ一箇年以上定住シ且左ノ資格
 ヲ備フル者ハ悉ク之ヲ有ス

イ、長期租借權ニ基キ課金徵收ノ爲メノ評價額五百留以上ノ土地又ハ家屋並短期租借權ニ基キ年額二百五十留以上ノ租借料金ヲ支
 拂フヘキ土地ヲ直接占有シ若クハ商工業企業ノ代表者トシテ之ヲ支配スル者又ハ年額二百五十留以上ヲ支拂フヘキ家屋ヲ賃借セ
 シ者

ロ、其他公役所課金年額十留以上ヲ納ムル者

附則 自ラ住宅ヲ賃借セスシテ其勤務セル商工業ノ家屋内ノ住宅ニ居住スル者ニシテ第十三條及第十四條ノ他ノ凡テノ條件ヲ
 具備スル者ハ議員選舉權ヲ有ス

第十四條 選舉ニ當リテハ婦人ハ其代理人、年少者又ハ未成年者若クハ被後見者ハ其保護者又ハ後見人之ヲ代行ス

第十五條 不可分ナル不動產ヲ數人ニ共有スル場合ニハ共有者ノ一人ハ他ノ共有者ノ同意ニ依リ選舉權ヲ行使スルモノトス

第十六條 何人ト雖モ市ノ選舉ニ於テ自身ノ投票ト委任又ハ代理ニヨル投票トノ二票以上ノ投票權ヲ有スルコトヲ得ス

第十七條 左記ノ者ハ選舉權ヲ有セス

イ、公民權ニ制限ヲ加ヘラレタル者又ハ破廉恥罪ニ因リ處刑セラレタル者

ロ、市ノ課金又ハ税金ヲ滯納セル者但シ該滯納金ヲ納入スル迄ノ間ニ限ラル

第十八條 商店又ハ會社ノ代表者、婦人ノ代理者並ニ年少者、未成年者及被後見者等ノ後見者若クハ保護者等ハ自身ニ於テ年齡及滿

洲里ニ於ケル居住ニ關スル資格ヲ有シ且本規則第十七條ノ規定ニヨリテ除外セラレサル場合ニ限り選舉ニ參加スルコトヲ得

第十九條 選舉人名簿ハ市參事會ニ於テ作成シ少クモ選舉ノ一箇月前ニ之ヲ一般ニ公布スルモノトス

第二十條 選舉者名簿公布ノ日ヨリ一週間以内ニ市民ハ名簿ノ不正確及不完全ナル箇所ニ付市參事會ニ異議ヲ提出スルコトヲ得 此期限經過後ニ於テ市參事會ハ正當ナル理由アリト認メタル異議ニ從ヒ名簿ヲ訂正シ不正確ト認メタル異議ニ對スル決定書ト共ニ鐵道長官ニ提出シ其裁決ヲ求ムヘキモノトス而シテ之ニ對スル鐵道長官ノ裁決ハ最終的ノモノトス

第二十一條 第二十條ニ依リ作成セラレタル最終的選舉名簿ハ少クモ選舉ノ一週間前ニ更ニ公告セラルヘキモノトス斯クシテ公布セラレタル改正選舉名簿ハ何等ノ修正及補足ヲ加フルコトヲ得ス該名簿ニ記入セラレサリシ者及選舉開始迄ニ選舉權ヲ喪失セル者ハ當該選舉ニ參與スルコトヲ得ス

第二十二條 選舉會ニ於テハ市參事會長其議長職ヲ執ルヘキモノトス議長ハ投票ヲ集メ且之ヲ計算スルカ爲メ補佐者トシテ出席選舉者中ヨリ必要ナル人員ヲ選舉開始前ニ招致スルモノトス若シ市參事會長又ハ其代理者ニシテ選舉會ノ議長タルコト能ハサルトキハ鐵道長官ニ於テ議員中ヨリ選任セラレタル者ヲ議長トス

第二十三條 選舉會ハ選舉權ヲ有スル者ノ半數以上來會スルニ非サレハ選舉執行ヲ開始スルコトヲ得ス

第二十四條 選舉投票權ヲ有スル者ニ限り議員ニ選舉セラルルコトヲ得選舉人中五名以上ノ推薦ヲ受ケ辭退セサル者或ハ自ら被選舉者タル希望ヲ届出テタル者ハ悉ク投票セラルルコトヲ得

第二十五條 選舉ハ無記名投票ニ依リ行ハル

第二十六條 議員ニ選舉セラルルニハ選舉否決票ヨリ選舉可決票多數ナルコトヲ要ス若シ投票ノ半數以上ノ可決票ヲ受ケタル被選舉者ノ人員力議員定員數ヲ超過スルトキハ其受ケタル可決票數ノ多キモノヨリ順次議員ニ選舉セラルルモノトシ又被選舉者等ノ受ケタル可決票力同數ナル場合ニハ抽籤ニ依リテ當選議員ヲ決定ス當選者ニシテ議員定數外ニ當ルモノハ之ヲ豫備議員トナス

第二十七條 議員候補者ニ對スル投票ハ賛否共夫々選舉簿ニ記載ス該選舉簿ハ選舉ノ終了後選舉會ニ於テ讀上ケタル後選舉會議長及選舉參加者之ニ署名スルモノトス

第二十八條 選舉會ハ選舉ノ終了ト共ニ閉會ス選舉簿ハ選舉執行後一晝夜以内ニ之ヲ議長ヨリ市參事會ニ交付ス市參事會ハ該選舉簿ニ基キ市會議員及豫備議員名簿ヲ作成シ二晝夜以内ニ選舉簿ト共ニ之ヲ東支鐵道長官ニ提出スヘシ

第二十九條 選舉ニ際シ行ハレタル不正行為ニ對スル異議ノ申立ハ選舉終了後三日以内ニ東支鐵道長官ニ提出スルコトヲ得

第三十條 鐵道管理局長ハ提出セラレタル選舉簿又ハ選舉ニ對スル異議ノ申出ニ依リ本規則ニ於テ定メラレタル選舉規定ニ根本的ニ違反セルコトヲ發見シタル場合ニハ該選舉ノ全部ヲ無効トシ再選舉ノ執行ヲ命スルコトヲ得又若シ個々ノ議員ノ選舉力不正ナリト認メタルトキハ當該議員ノ當選ヲ無効トシ豫備議員中ノ最高得點者ヲ以テ補缺セシムルコトヲ得

第三十一條 當選者ノ數二十名以下ナルトキハ補缺選舉ノタメ本規則ニ於テ定メラレタル手續ニ依リ更ニ新選舉會ヲ召集ス但シ再選舉後ニ於テモ尚總體ニ於テ議員數二十名以下ナルトキハ定員二十名ニ對スル不足議員ハ鐵道長官ニ於テ最終的選舉人名簿ニ記入セラレアル者ノ中ヨリ選任補缺ス但シ此場合該補缺議員ハ可及的ニ第一回若クハ第二回ノ何レカノ選舉會ニ於テ多數ノ投票ヲ受ケタル者ヨリ選任スルモノトス

第三十二條 選舉終了後又ハ本規則第三十一條ニ定ムル手續ニ依リ市會議員ノ缺員ヲ補充シタル後ニ於テ東支鐵道管理局長ノ命令ヲ以テ其ノ最終的議員名簿ヲ作成シ一般ニ公告スルモノトス

市 會

第三十三條 市會ハ通常會議及臨時會議トス通常會議ハ市參事會ニ於テ毎月新聞紙上ノ公告並會議開會五日前ニ配布スル告示狀ヲ以テ之ヲ召集ス公告及告示狀ハ議題ヲ適確ニ記載スヘシ前年度ノ決算報告ハ三月ノ會議ニ於テ審議シ翌年度預算ハ十月ノ會議ニ提出スヘシ臨時市會ハ市參事會ニ於テ其ノ直接發意ニ依リ又ハ鐵道管理局長ノ要求ニ依リ若クハ議員七名以上ノ請求ニ依リ之ヲ召集ス右鐵道管理局長ノ要求又ハ議員七名以上ノ請求書提出ノ場合市參事會ハ五日以内ニ臨時會ヲ定メ通常會議ノ爲ニ定メラレタル規則ニ從ヒ告知狀ヲ發送スヘシ

通常及臨時市會ハ議員半數以上出席スルトキハ成立セルモノト認メラル

第三十四條 市會ニ於テハ市參事會長ヲ議長トス

議員ハ三箇年ノ任期ヲ以テ市會ノ書記並其代理者ヲ選舉ス

市會ノ決議ハ議事録ニ記載シ議長、市會書記及市參事會署名シテ之ヲ公告ス

附則 市會ハ市會書記及其代理者ヲ選舉スルコトナクシテ其職務ヲ市參事會書記ニ課スルコトヲ得

第三十五條 總テノ議事事項ハ之ニ關スル市參事會ノ意見ト共ニ議長ヨリ市會ニ提出セラレ市會ノ裁量ニ依リ記名若クハ無記名投票ヲ以テ通常多數決ニ依リ決定セラル但シ可否同數ナルトキハ議長ノ投票ニ依リテ決定ス新稅ノ實施、現行稅ノ増加又ハ廢止長期市債ノ募集、本規則ノ改正、市參事會長及參事會會員ノ解職等ニ關スル問題ハ議員全員三分ノ二以上ノ出席ノ上出席議員四分ノ三以上ノ多數決ヲ以テ決定セラルモノトス

附則 市會ハ議案ノ豫備審議及公役所ノ財産資金ノ監査ノ爲議員中ヨリ委員會ヲ組織スルコトヲ得

第三十六條 市會ノ管掌ニ屬スル事項左ノ如シ

イ 次期年度ノ歳出入豫算ノ決議

ロ 前年度ノ市參事會ノ業務報告ノ認定

ハ 本規則第五條ニ記載セラレアル課金ノ基準、賦課額及徵收手續ヲ決定スルコト

ニ 市課金ノ滞納ノ延期並ニ不納缺損ヲ定ムルコト

ホ 現物の役務ノ制定及該役務ヲ金錢的役務ニ換算スルコト

ヘ 本規則第五條ニ記載セラレサル新稅ノ設定

ト 市内施設並公共ノ安寧ニ關スル取締規則ノ制定

チ 公共費ニ充當スルカ爲起債シ及市ノ名義ヲ以テ保證義務ヲ負擔スルコト

リ 公共的の利益ヲ屬ス企業及市内ニ於ケル水道、下水道、市街鐵道、電燈其他ノ施設ニ對スル利權ヲ下附スルコト

ヌ 市參事會長及會員ノ選舉並ニ其任期中ノ改選

ル 市參事會ノ訓令ニ對スル認可及變更

オ 市ニ對スル寄附金ノ受納

ワ 市區ノ變更

カ 日用品ノ公定價格並ニ馬車、荷車、市街鐵道等ノ賃金率ノ制定

コ 製造場、工場及商工業内ニ於ケル雇主、使用人及労働者ノ干係ニ關スル規則ヲ制定スルコト

ク 本規則ノ改正

第三十七條 市會ノ決議ハ凡テ一週間以内ニ市參事會ヨリ鐵道長官ニ通知スルモノトス

第三十八條 市會決議中本規則第三十六條イハホヘチリワヨ及タ項ニ記載セラレアル事項ニ關スル決議ハ會社理事會又ハ鐵道長官ノ認可ヲ受クヘキモノトス

市參事會

第三十九條 市參事會ハ會長一名及會員四名ヨリ組織セララル右ノ中三名ハ議員中ヨリ一名ハ東支鐵道長官ニ於テ選任スルモノトス

第四十條 市參事會長及被選舉市參事會會員ハ三箇年ノ任期ヲ以テ選舉セララル右ハ再選ヲ妨ケス

議長ハ露國々籍ヲ有スル者ニ限ル

被選舉參事會會員ニシテ辭職、解職、病氣若クハ死去等ノ原因ニ依リ參事會ヲ脫退セル者アル場合ハ最近ノ通常市會迄市參事會會員選舉ニ於ケル最高ノ次點者就任ス會長ノ場合ニハ選舉ニ於ケル最高點者タル露國臣民ノ參事會會員之ヲ代理ス

第四十一條 市參事會長及市參事會會員ノ選舉ハ市會ニ於テ推薦セラレタル候補者中ヨリ無記名投票ヲ以テ執行セラル該選舉ニ於テハ出席議員總數ノ絕對多數ノ投票ヲ受ケタル者ノ中得票ノ最多數ナル者ヲ當選者ト認ム

第四十二條 選舉ニ於ケル不正行爲ニ對スル異議ハ選舉終了ノ日ヨリ七日以内ニ鐵道長官ニ提出スルコトヲ得

鐵道長官ニシテ該異議ヲ正當ト認メタルトキハ其密議ノ爲メ臨時市會ノ召集ヲ請求スルコトヲ得

右臨時市會ハ其裁量ニ依リ全部若クハ一部ノ改選ヲ行フコトヲ得

第四十三條 市參事會長及參事會員ノ勤勞ニ對スル報酬額ハ市會ニ於テ其選舉執行前之ヲ定ムルモノトス

鐵道管理局長ニ依リテ任命セラレタル市參事會員ハ公役所ノ費用ヨリ手當ヲ受ケサルモノトス

第四十四條 市參事會ノ職務ハ市ノ行政務一切ヲ管理スルニアリ其ノ事項左ノ如シ

イ、市會決議事項ノ實施

ロ、市會ニ對スル報告及其ノ主管事項ニ關スル意見ノ提出

ハ、市吏員ノ任免、更迭並ニ豫算範圍内ニ於ケル市吏員ノ俸給額ノ決定

ニ、市參事會附屬ノ行政機關ニ對スル訓令及規則並市有施設物ノ使用規則ノ作成及認可

ホ、市ノ豫算案及業務報告ノ作成

ヘ、公役所職員ノ行動及處置ニ對スル訴願ノ審査

ト、市參事會ハ市有財産事項ニ關シ裁判所ニ於テ原、被告タルコト

第四十五條 市參事會ハ會長及其代理者共三人以上出席スルトキハ成立セルモノト認メラルル市參事會ノ議事ハ出席議員ノ多數決ニヨリ可否同數ナルトキハ議長ノ意見ニ從フ

第四十六條 緊急ノ場合ニハ市參事會ハ臨時取締規則ヲ發布シ年額二千圓以下ノ豫算外支出ヲナスコトヲ得

但シ右ノ處置ハ凡テ參事會ニ於テ次期市會ノ承認ヲ受クヘキモノトス

第四十七條 市參事會ノ議事録ハ原本ヲ以テ東支鐵道長官ニ提出ス

市參事會ノ決議ニシテ臨時取締規則及豫算外支出(本規則第四十六條)ニ關スルモノハ鐵道長官ノ認可ヲ俟テ始メテ實施スルコトヲ得

鐵道長官右決議受領後十日以内ニ異議ノ申立ナキ場合ハ認可セラレタルモノト看做ス

市參事會ノ決議中當該會議ニ出席セル參事會員全部ノ同意ヲ以テ決議セル事項ハ直チニ之ヲ實施スルコトヲ得其他ノ決議ハ當該議

事録ヲ鐵道長官ニ提出セル日ヨリ一週間以内ニ同長官ヨリ異議ノ申立ナキ場合ハ其效力ヲ發生スルモノトス

右異議ノ申立アリタル場合ハ該問題ハ市參事會ニ於テ再審議セラルル若シ市參事會ニシテ鐵道長官ノ指示ニ同意セサルトキハ該係争

問題ハ市會ノ決議ニ附セラルルモノトス

第四十八條 市會並ニ市參事會ニ於ケル事務並討議ハ露語ヲ以テ行フ

第四十九條 公役所機關ト支那官憲及外國領事トノ交渉ハ總テ鐵道會社ヲ介シテ之ヲ行フ

第五十條 上記手續ニ依リ成立スル公決所決議ハ本規則ニ基キ管理セラルル地區域ノ住民全部ニ對シ拘束力ヲ有スルモノトス

第五十一條 一九一四ヲ二月七日付市會議事録第二十五號ハ削除

第五十二條 公役所ト鐵道管理局間ノ係争問題ハ凡テ會社ノ理事會ニ於テ之ヲ解決ス

註³ 滿洲里驛公共行政實施規則

第一條 滿洲里驛公共行政ニ關スル規則カ東支鐵道會社理事會ニ於テ承認セラレタルトキハ其管轄地域ハ認可セラレタルモノトス

第二條 滿洲里市内ノ短期貸下住宅地域ハ租借人ニ於テ之ヲ長期ニ變更スヘシ其價格及條件ハ市ヨリ選舉セラレタル者ト鐵道會社ヨリ任命セラレタル者トヨリ成ル特別委員會ニ於テ決定セラレ且東支鐵道會社ニ認可セラレタルモノトス

第三條 東支鐵道管理局長ハ本規則及計畫書認可ノ件ヲ地方新聞並特別ノ揭示ヲ以テ滿洲里市民ニ公告スルモノトス

市稅支拂以外ノ選舉權ニ關スル右規則所定ノ總テノ要求ニ適合スル豫備人名表ヲ作成スルタメニ公役所管轄區域内ニ於ケル地區借受人、家主、商工企業管理者ヨリ選出セル特別委員會ヲ作成ス右名簿作成後鐵道長官ハ同名簿ニ示セル者ヲ市參事會長一名及參事會員二名選舉ノタメ第一回總會ニ召集ス右總會ハ出席人員ノ如何ニ係ラス成立セルモノトシ鐵道長官ヨリ任命セラレタル者之ヲ開會シ市民ヨリ議長ヲ選出シ其下ニ前記ノ選舉ヲ行フ

第四條 市參事會ハ東支鐵道會社ヨリ市ノ經濟施設ニ關スル一切ノ事務、課金殘部書類及契約書並無償ニテ引渡サルヘキ道路、廣場、市場並市ニ必要ナル左ノ地圍ヲ引繼クモノトス

滿洲里驛
公共行政
實施規則

イ 屠殺用地	四、〇〇〇平方サージエン
ロ 病院敷地	二、四〇〇同
ハ 學校及消防隊用地	四、〇〇〇同
ニ 汚物置場	一〇同
ホ 公園用地	五、〇〇〇同
ヘ 寺社用地	三、〇〇〇同
ト 墓地用地	七、〇〇〇同
チ 放牧用地	二〇〇同

右引續ニ付テハ引續次第證書及目錄ヲ作成ス

附則 前各項ニ示シタル土地ハ公役所ニ對シ其實際必要ノ度ニ應シ引渡セルモノニシテ鐵道會社ノ許可ナクシテ其ノ目的ニ使用スルコトヲ得

第三章 附屬地土地管理

第一節 總 說

東支鐵道附屬地の收用は、「東支鐵道建設及經營に關する契約」第六條第一項「鐵道ノ建設經營及保護ノ爲ニ必要ナル土地並土砂、石塊、石灰等ヲ獲得スル爲ニ必要ナル鐵道沿線ノ土地ニシテ官有地ナルトキニハ無償ニテ會社ニ引渡サルヘク私有地ナルトキニハ時價ニ依リ該土地所有者ニ對スル一時拂若クハ年賦拂ヲ以テ會社ニ引渡サルヘキモノトス」に依るものにして、未だ具體的收用方法を規定したるものはなかつた。

土地收用部

土地收用に就きては會社は土地收用部なる機關を設置し之に當つた。收用地の單位には、响を用ひ停車場以外の線路用地は線路の一方を十五サージエン、他の一方を十八サージエンと定め、停車場用地は必要の程度に應じて收用する。哈爾濱の收用面積は一九〇二年實に一〇、五八一・八一デシヤチンに達してゐる。

一九〇二年、ウイツテ來滿するや文化開發の見地より附屬地擴張の要を認め、此時より會社は支那官憲の指定地價以上の價格にて土地買收を開始した。支那側は鐵道の土地買收に對し好感を抱かず、會社の侵畧的野心を摘發する事數度に及び、且土地整理の爲の境界の設定、建物の取拂、立退等に關して會社と地方民との間に紛争を惹起し收拾すべからざる状態であつた。斯くて一九〇四年三月十日、會社は之れが懸案解決の爲東鐵長官代理ダニエルは黑龍江省委員周宛と「黑龍江省土地收用契約」を締結した。該條約は會社に有利なる條件を具備し居たるが、支那官憲は彼を目して賣國奴なりとして黑龍江省より追放し、右契約の承認を拒絶した。

東鐵會社 收用附屬 地面積

然るに一九〇五年南部線を喪失せる東支鐵道會社は此の状態を繼續する事の不利なるを思ひ、一九〇七年八月十七日東鐵長官ホルワットと黑龍江省委員宋小濂との間に「黑龍江省内土地收用契約」、並に同日、吉林省委員杜學瀛との間に「吉林省内土地收用契約」を締結した。右により收用せる附屬地面積は次の如くである。

西部 線 (ザトン冬營地を除く)	(單位デシヤチン) 六八、〇六七・〇六
南部 線	六、二〇六・九七
東部 線 (哈爾濱を除く)	二〇、一三三・九七

哈爾濱

松花江右岸

松花江左岸(ザトン各營地)

哈爾濱計

總計

五、七〇一・二二一

五、四〇一・〇〇一

一一、一〇二・三三三

一〇五、五一〇・三三三

第二節 土地事務管掌機關

土地課

東支鐵道附屬地の土地區劃其他土地事務管掌の中央機關は民政部土地課である。土地課長は民政部長官の指揮の下に附屬地土地事務の全般に亘りて總攬管掌し、所屬課員を監督指揮する。

- 土地課の管掌事項次の如くである。
- 一、地區の區劃並整理に關する事項
- 二、附屬地の貸下に關する事項
- 三、市制未施行地方に於ける公課金の徴收に關する事項
- 四、地代收納の確否取調に關する事項

第四章 附屬地教育行政

第一節 總 說

東支鐵道附屬地に於ける教育權も他の行政權と同様「東支鐵道建設並經營に關する契約」によりて得たる權利である。

當初鐵道沿線に私立學校設立せられたりしが鐵道會社に於ても其の施設を痛感し、民政部教育課に於てこれが管掌に當ることとなつた。

第二節 教育行政機關

教育課

附屬地教育の中央機關は民政部教育課である。

教育課長は民政部長官の監督の下に所屬課員を統率監督し、所屬事務の中樞機關として之を管理する。教育課は左の事務を分掌する。

- イ 附屬地内各種學校の管理に關する事項
- ロ 附屬地内測候事務監督に關する事項

第三節 教育機關

民政部教育課の管轄學校は次の如くである。

- 一、二級制學校 括弧内は開校年時
- 哈爾濱第一松花江學校 (一八九九)
- 一面坡鐵道學校 (一九〇二)

綏芬河 同	(一九〇〇)
横道河子 同	(一九〇三)
滿洲里 同	(一九〇四)
海拉爾 同	(一九〇四)
博克圖鐵道學校	(一九〇二)
昂々溪 同	(一九〇四)
札來諾爾 同	(一九〇五)
第一新哈爾濱同	(一九〇三)
第二同 同	(一九〇六)
二、一級制學校	
免渡河鐵道學校	(一九〇七)
興安 同	(一九〇八)
札蘭屯 同	(一九〇六)
安達 同	(一九〇六)
哈爾濱第二同	(一九〇六)
舊哈爾濱 同	(一九〇八)
双城堡 同	(一九〇七)

密門 同 (一九〇七)
 穆稜 同 (一九〇五)
 註 教育機關に就きては、尙、哈爾濱、滿洲里自治機關の項參照

第五章 附屬地警察

第一節 總 說

東支鐵道の建設當初にあつては、鐵道守備隊が附屬地の安寧秩序の維持に當つてゐた。
 一九〇三年、鐵道の營業開始と共に警察制度の確立案起り、黑龍江將校八名、下士卒七一四名を警察員とし、哈爾濱に本部を置き附屬地の警備に當つた。
 一九〇四年七月、哈爾濱に警察部を置き、沿線を四區に分ち警察署を置いた。
 次いで一九〇八年其の區劃を變更し、又哈爾濱警察部内に探偵部が設置せられ、更に一九〇九年には警官養成所の設けらるゝあり、斯くて一九一七年頃迄には露本國と遜色なき迄の發達を遂げたのである。
 尙、右の附屬地警察と關係なく、東支鐵道には鐵道警察制度の存するものがあつた。鐵道警察は一九〇四年設置せられ、専ら鐵道所屬の建築物内の秩序維持に當つた。

第二節 警察機關

民政課

附屬地警察の中央機關は民政部民政課である。民政課長は民政部長官の管轄の下に民政課各係員を統率、警察

事務に従事する。

民政課には警察事務管掌の爲め左記各係がある。

刑事監獄係

探偵係

哈爾濱市警察部

沿線各區並哈爾濱市の警察區劃左の如くである。

沿線各區は左の四區に分つ。(一九〇八年三月三十日附東支鐵道達示)

第一區 滿洲里驛より伊列克特驛迄

第二區 伊列克特驛よりザトン驛西部信號機迄

第三區 哈爾濱新市街境界より新市街迄

第四區 哈爾濱驛東部信號機より綏芬河驛迄

哈爾濱市内は次の四區に分つ。(一九〇四年より)

一、新埠頭區 一、舊埠頭區 一、新市街區 一、舊哈爾濱迄

第六章 附屬地行政經理

附屬地行政經理事務は、民政部民政課並土地課の管掌する處である。

民政課行政係は附屬地一般の租税の徵收事務に當り、其の地方機關としては管區長がある。

土地課は鐵道附屬地の貸下料、市制の設定なき附屬地に於ける公課金の徵收事務を掌る。

註 附屬地課税額其の他は、第二章第二節第一款第二項哈爾濱市の事業並財政の項參照。

土地課に依る収入額は、後篇第三章第一節土地管理總説の項參照。

後 篇

第一章 東省特別區行政組織

第一節 總 說

東省特別
區行政長
官

支那は露國の革命を期として着々東支鐵道附屬地に露國の有する各種の行政權、司法權、守備權等を回收し(回收徑路は後出各章に詳述せり)、各箇執行機關を設けたるが(同上)、更に之が統制機關として東省特別區行政長官を置くに至つた。これ實に一九二二年十二月である。

これより先、一九二〇年十月三十日發布の東省特別區法院編制條例第一條に「東支鐵道附屬地は訴訟便宜の爲め東省特別區域と定む」とありしより東省特別區の名稱は始まつたが、更に十二月八日東省特別區行政長官辦事條例大綱發布され、特別區内の行政、外交、司法、軍警の各機關は特別區行政長官の統理するところとなり、これに特別區一般行政機關の確立を見るに至つた。

行政長官は護路軍總司令が之を兼任する規定なるを以て、時の護路軍總司令朱慶瀾第一次の行政長官として一九二三年五月一日就任した。

註 東省特別區行政長官辦事條例大綱(一九二三年十二月八日)

一、行政長官ノ管轄區域ハ東支鐵道ニ沿フ各特別區トナス

後篇 第一章 東省特別區行政組織

- 二、特別区内ノ行政、外交、司法、軍警ノ各機關ハ護路軍總司令兼東省特別區行政長官ノ監督節制ニ屬ス
- 三、行政長官ノ辦公處ハ護路軍總司令部内ニ置ク其ノ組織及人員ハ行政長官之ヲ定ム
- 四、行政長官ノ辦公處ノ經營ハ護路軍經費中ヨリ之ヲ支出ス
- 五、特別区内ノ行政、外交、司法、軍警ノ諸經費ハ均シク舊ニ照シ辦理ス
- 六、護路軍及特別警察ノ訓練及其人員ノ昇遷轉補ハ護路軍總司令兼東省特別區行政長官ニ於テ之ヲ處理ス
- 七、行政長官ノ權限ハ區域内ノ各機關ニ對シ命令シ吉黒ニ省督軍及東三省々長ニ對シテハ通告協議シ東三省保安總司令ニ對シテハ上申ヲ行フ
- 八、行政長官ハ護路軍總司令ノ印章ヲ用ヒ別ニ發行セス
- 九、本條例ニ未タ盡サル事項ハ隨時之ヲ修正スルコトヲ得

第二節 一般行政機關

東省特別區一般行政の中央機關として東省特別區行政長官が置かれる。

特別區行政長官は管轄區域たる東省特別區に於ける諸般の行政事務を統理する。

行政長官は所屬署員を監督指揮し所屬署員の進退を專行する。但し高級署員の場合は大元帥に具申決裁を求めらる。

行政長官は其の實質的權限に屬する事項を實行するが爲に次の形式的權限を有する。

行政長官の形式的權限

第一に行政長官は命令を發することを得る。

右の行政命令は法令の範圍内に於て發することを要する。

行政長官の補助機關

第二に行政長官は若し必要と認めたる時は職制並事務規則の變更をなすことを得る。

第三に行政長官は安寧秩序維持の爲兵力の使用を駐屯軍々隊長と協力して爲すことを得る。

行政長官は其の部下と共に東省特別區行政長官公署を構成する。行政長官公署には行政長官の外に政務廳長其の他の署員を置く。政務廳長は長官の監督の下に行政事務を統理し、各部科の事務を監督す。

行政長官公署に左の科を置く（註2参照）

- 一、總務科
- 二、内務科
- 三、教育實業科
- 四、外交科

總務科

總務科に二股を置く。

第一股の管掌事項は、人事、文書、監査等の庶務事項である。

第二股の管掌事項は、計算記録、各種記録の保存事項である。

内務科

内務科に二股を置く。

第一股の管掌事項は警察、交通、選舉、衛生事項である。

第二股の管掌事項は市郷管理事項、定期刊行物、建築土地事務等である。

教育實業科

教育實業科に二股を置く。

第一股の管掌事項は學校管理、社會事業、國民教育、言論監視事項である。

後篇 第一章 東省特別區行政組織

第二股の管掌事項は農業、森林、漁業、船舶等諸事項である。

外交科

外交科は、外交事務を掌る。

財政處

尙、財政處は一般會計、特に地畝管理局、警察總管理處、市政管理局の收入を掌る。

尙、行政長官の諮詢に應ずる爲めに顧問參議がある。

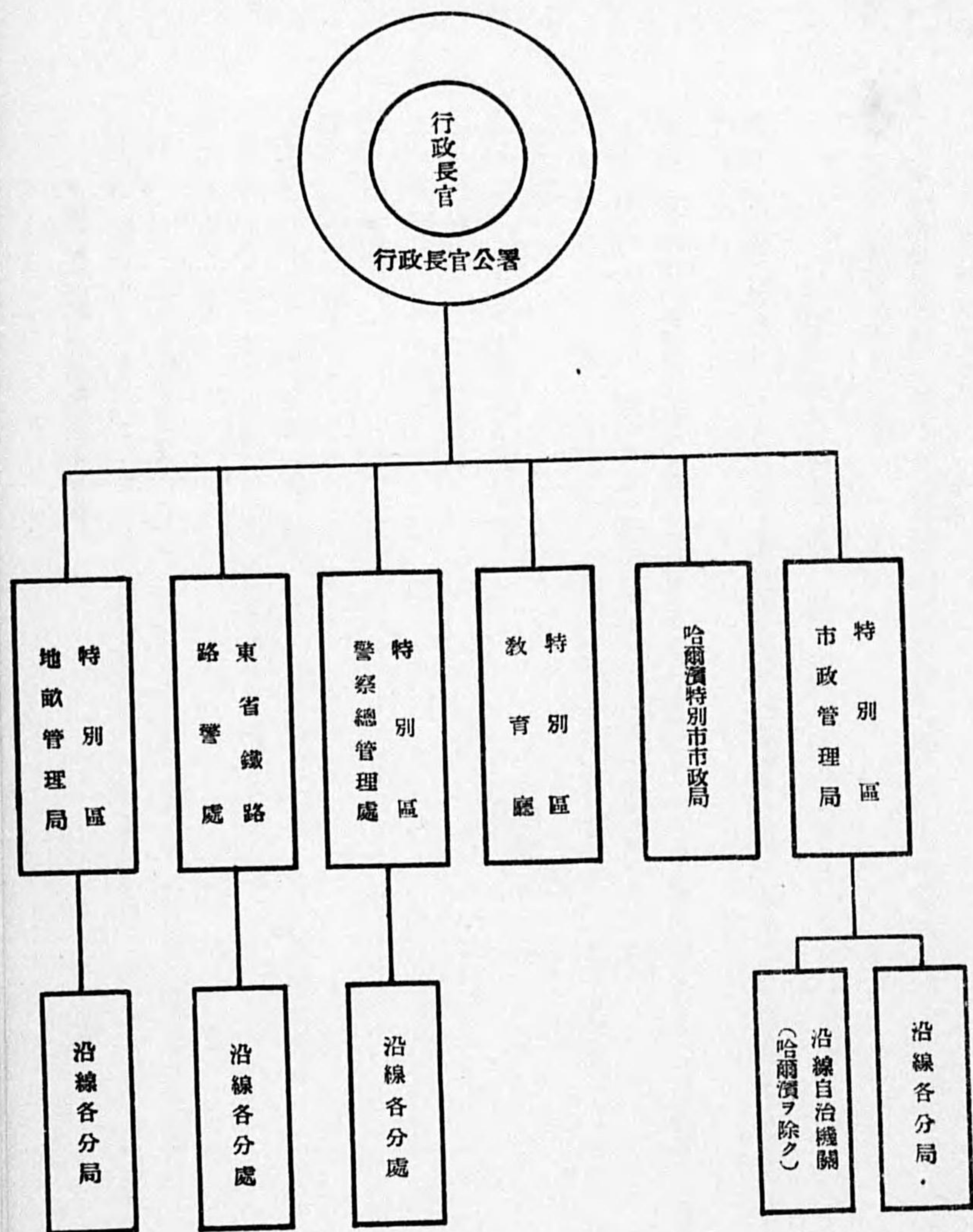
一九二九年一月現在の署員

行政長官	張景惠
政務廳長	葆廉
秘書長	梁禹襄
主席參議	魏紹先
參議	張明哲
同	宋文林
同	洪鑄
同	傅潤成
同	趙金麟
同	于靜遠
同	張廷蘭
同	張明文

名譽參議

同	耿之光
同	張德全
同	王紹先
同	鄒尙文
同	史尙文
同	王柱田
顧問	馮惟德
同	盧維持
同	會有益
同	朱益清
同	楊雲峰
名譽顧問	鐘廣生
同	張朝暉
同	委英順
同	權世恩
諮議	錢澄
同	羅廷棟

後篇 第一章 東省特別區行政組織



直屬機關

行政長官の直屬機關として、「特別區地畝管理局」、「特別區市政管理局」、「特別區警察總管理處」、「東省鐵路營處」及「特別區教育廳」がある。
右直屬諸機關に就ては、各章別に記するところあるを以て、今こゝに略する。

財務處處長	宋汝賢
實業科長	許紹志
教育科長	康梓林
內務科長	楊明理
外交科長	薛世聰
總務科長	劉兆民
同	蘇兆生
同	吳楚生
同	丁元秉
同	孫書堂
同	關鴻翼
同	蔣德林
同	王睿堯
名譽諮議	靳恒藻
諮議	

後篇 第一章 東省特別區行政組織

註1 特別區行政長官公署の組織は、「東省特別區行政長官辦事條例大綱」並一九三三年五月一日公布の「特別區行政長官ノ權限ニ關スル規則」の規定するところである。

特別區行政長官公署ノ權限ニ關スル規則 一九三三年五月一日

第一條 行政長官、其ノ必要トスル職制職員ヲ隨時制定任命スルコトヲ得而シテ先ツ之カタメニ長官公署ニ特ニ政務廳長ヲ選任スヘシ

第二條 政務廳長ハ行政長官ニ直屬シ下記ノ行政長官公署各科、股ヲ指揮シテ長官ノ命令指示ヲ遂行スヘシ尙政務廳長ノ監督ノ下ニ邊境官憲ノ統一ヲ圖ルタメニ現任官吏並ニ政府機關ニ必要ナル指示及ヒ解釋ヲ與フルコトヲ得

第三條 長官ノ下ニ之ニ直屬スル三名乃至四名ノ秘書ハ直接長官ノ指示ニ從ヒ極秘重要ナル事項ヲ管轄遂行シ且ツ必要ナル訓令規則等ヲ制定ス

第四條 公署ニ左ノ三科ヲ設ケ科長及職員ヲ置ク

一、總務科

二、行政科

三、教育實業科

第五條 總務科ニ二股ヲ置ク

第一股ハ外交、軍事、司法、財政、租稅、監査、人事、制服清裝規則並ニ公署ノ凡有ル往復文書ヲ管轄ス

第二股ハ計算、買入、記録、公署記録保存其ノ他他股ニ屬セサル事項ヲ管轄ス

第六條 行政科ニ二股ヲ置ク

第一股ハ警察、交通、各種社會團體及其ノ承認、選舉宗教並國家祭典、慈善事業、救貧事業、醫務衛生事務ヲ管轄ス

第二股ハ市鄉管理事項、集會許可、定期刊行物、諸契約事項ノ監督、建築土地測量事務、水路ノ建設維持、官有建物施設ノ計算維

持事項ヲ管理ス

第七條 教育實業科ニ二股ヲ置ク

第一股ハ學校ノ管理、言論監視、社會事業國民教育ノ監視事項ヲ掌ル

第二股ハ農務、工場ノ組織、商業鑛山ノ採掘、森林業、漁業、牧畜業、船舶業、電氣事業ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 政務廳長ノ下ニ弘報部ヲ置ク弘報部管掌事項次ノ如シ

イ、定期刊行物ノ地方及外國通信者トノ連絡ヲ取ル

ロ、地方新聞ヲ拔萃シテ行政長官ニ報告ス

ハ、必要ノ場合ニ地方新聞記事ヲ反駁ス

ニ、定期刊行物ニ對シ必要ニシテ公共ノ利益トナルヘキ通信記事論文ヲ作成供給ス

ホ、定期刊行物ニ必要ナル政府通報ヲ供給ス

ヘ、支那内務ニ關スル必要ナル記事概論ヲ作成公布ス

ト、長官公署ニ提出セラルル報告ヲ審査シ之ニ對シテ意見ヲ附ス

第九條 行政長官公署ノ承認ヲ得タル問題ハ凡テ其ノ遂行ニ先タチ弘報部ノ意見ヲ聽取スヘシ弘報部ハ右問題ノ遂行ヲ妨ケサル如ク適宜且詳細ニ同問題ニ關スル書類ヲ閱覽スヘシ

第十條 行政長官公署ニ技師一名、技手ニ名ヲ置キ各種技術上ノ問題及計畫ノ作成審議ニ當ラシム

第十一條 行政長官公署ニ(イ)長官ノ印章保管ノタメ委任ヲ(ロ)翻譯電報ノ受付發送ヲ掌ルタメ主任官吏一名、助手二名ヲ置ク

第十二條 行政長官公署ニ通信ノ配達授受ノタメ主任文使一名並助手數名ヲ置ク

第十三條 極秘重要事項ハ長官ノ親ヲ選任セル特定ノ者ニ之ヲ掌理セシム

第十四條 本章程ハ公布ノ日ヨリ實施ス

註² 一九二六年一月、弘報部廢止、財政廳設置せらる。行政科を内務科と變更。一九二六年六月、外交科を新設す。

第二章 東省特別區自治制

第一節 總 說

自治行政權の回收

東支鐵道附屬地自治機關は革命後も曲りなりにも東支鐵道會社の管理下に在りたるが、各種行政諸權の回收に成功せる支那は、一九二〇年十月の「東支鐵道建設及經營に關する續訂契約」第六條の「會社ノ權利及義務ハ以後總テ商業上ノ事項ニ限ラルヘク政治上ノ行動及職務ハ全ク之ヲ禁止ス之カ爲メ支那國政府ハ如何ナル種類ナルカヲ問ハス隨時制限的措置ヲ執ルノ權利ヲ留保ス」なる條項に依り、附屬地自治行政權の回收を圖り、一九二一年(民國十年)二月五日大總統令を以て「東省特別區市政管理局」を設置した。而して同局長に濱江道尹董志恩を、同副局長に黑龍江省鐵路交涉局總辦馬忠駿を任命するところがあつた。二月十二日右兩名就任、東鐵本社並會辦宛に市政管理局の設置は東支鐵道に關する續約第六條に據る旨説明し、鐵道督辦は鐵道本社に對し市政權を市政管理局に讓渡すべき旨通告し、更に二月十六日、兩名は哈爾濱市會に臨み、東鐵會社民政部の管理に屬せし附屬地自治行政事項を新設の東省特別區市政管理局にて管掌する事を告げた。

東支鐵道
民政部の
廢止

鐵道會社は之に對し何等の抗議をもなす能はず市政權放棄に決し、二月十九日東支鐵道本社、東支鐵道管理局並市政管理局よりの代表者より成る委員會を組織し、市政權讓渡に關する各種事項を審議し、かくて、五月五日、東支鐵道民政部は廢止せられ、從來同部に屬せし土地課、教育課、醫務衛生課、獸醫防疫課等を統轄する爲めに

別に總務部なる機關設置せられ、前民政部長アフ、ナシエフ中將新たに總務部長に任じ、茲に、東支鐵道附屬地の自治行政權は全く支那側の手に歸したのである。

註¹ 董市政管理局長並馬市政管理局副局長が二月十二日在哈列國領事團に發せる通告左の如し。

本年二月五日附大總統令ヲ以テ董志恩ヲ東省特別區市政管理局長ニ馬忠駿ヲ同副局長ニ各兼任セシムトノ命ニ接シタルニ因リ本局長副局長ハ之ヲ拜命シ本月十二日市政管理局ノ兼職ニ就任セリ查スルニ東支鐵道管理續訂契約第六條中ニ會社ハ以後凡有ル權利及凡有ル義務ニ對シ其何項タルヲ論セス均シク商業範圍内ニ制限シ一切ノ政治事項ハ均シク之ヲ禁止スヘシノ語アリ是ヲ以テ當哈爾濱市及東省鐵路各沿線ノ市政ハ均シク本局ノ管理ニ歸スヘキモノトス但シ一九一四年ノ英露協約ハ繼續履行シ且市政ニ對シカメテ改善ヲ圖リ以テ外國在留民ノ幸福ノ増進ヲ期スヘシ
茲ニ右ノ趣旨領事ニ通告ス

吉林濱江道尹兼哈爾濱交涉員

東省特別區市政管理局長 董 志 恩

黑龍江鐵路交涉局總辦兼

東省特別區市政管理局副局長 馬 忠 駿

註² 尙、其の中央政府に宛てたる市政回收の報告文中にも亦左の如く述べてゐる。

命ニ遵ヒ市政管理局長ヲ兼任シ二月十三日就任シ直チニ鐵道會社カ從來掌管セル市政權ヲ全部本局ノ管理ニ移シ各領事並ニ會社ニ通告セルカ何等ノ異議ナク沿線ノ自治會ニ對シテハ會社ノ原ト有セル權限ニ依リ己ニ其所用人員ヲ任命シテ事務ニ當ラシムルコトトセルカ唯民國三年英露協約ヲ締結シテ英國カ自治會ニ加入シ其後白、丁、佛、日、伊等ノ各國モ相繼イテ之ニ加入シ遂ニ各國共同關係ヲ生スルニ至レリ我國市政回收ノ始ニ於テ改竄更張シテ反對ヲ招クカ如キコトアリテハ不利ナルヲ以テ各領事ニ通告セル文中ニモ該協約ヲ尊重スト宣言シ並ニ該自治會章程ニシテ適用セラレサルモノヲ除クノ外ハ總テ從來ノ如ク施行スヘキヲ聲明セリ

註³ 自治機關の設置しあらざる沿線の公共事業に對する徵稅權は、一九一三年七月一日迄東支鐵道會社之を保有した。

かくて、支那側は一九二一年十二月に至り、東省特別區市政管理局章程を發布したのである。然るに同章程は條文僅かに七條、市政管理局の權限分明ならず、且市政管理局と各市役所並東支鐵道との關係に至りては何等規定するところなく、不備のものたるを免かれなかつたのである。

同局の權限右の如く不明なる爲め、同年十月在哈列國領事團は市制の組織變更に付市政管理局長並東鐵側に要求したるも解決せず、問題を北京公使團に移したるにより、公使團は翌一九二二年四月、左の如き抗議を北京政府市政部に提出した。

「現在ノ哈爾濱ノ政治形態ハ公使團ハ之ヲ變則ト認ム。支那政府ガ哈爾濱ニ市政管理局ヲ設置セルハ一九二一年二月五日付ノ大總統令ニ依ルモノニシテ外交團ニ對シテハ何等ノ通牒モナク、タ、當時ノ聲明書（前揭董及馬ノ領事團ニ對スル通告書）ニ依レハ官憲ガ市政役員會議ニ干涉セザル事及英露協約ヲ侵害セザル事ヲ明白ニ證セリ然ルニ右聲明ハ事實ニ於テ毫末モ履行セラレヌ當局官憲ハ東支鐵道ノ一部職權就中市政權ヲ吉林省交涉局ニ讓ラシメタリ。從來吉林省交涉局及支那警察ノ處置ハ一九一四年ノ哈爾濱市政ニ關スル英露協定ヲ全然無視セルモノナリ。市役所議員中ニ支那官憲ノ參加スル事ハ明カニ選舉制ニ對スル侵害トイフヘシ」。

右通牒に對して北京政府は何等の回答も與へず、本問題の前途暗澹たるを思はしめた。

註 東省特別區市政管理局章程

第一條 政府ハ東省特別區域ノ市政ヲ統一シ並ニ市政ノ發展ヲ期スルヲメテ市政管理局ヲ設ケテ之ヲ管理ス

後篇 第二章 東省特別區自治制

- 第二條 市政管理局ニ左ノ役員ヲ置ク局長一名ハ内務總長ノ推薦ニヨリ大總統之ヲ任命ス主任二名ハ内務總長ノ紹介ニヨリ大總統之ヲ任命ス其他ノ官吏及書記ノ定員ハ局長ニ於テ之ヲ定メ内務總長ニ提出シテ其認可ヲ受ク
- 第三條 市政管理局ノ必要トスル顧問ノ數ハ局長ニ於テ之ヲ定メ内務總長ノ承認ヲ經テ之ヲ招聘ス
- 第四條 特別區ニ於テ施行スヘキ重要ナル事項ハ總テ局長ヨリ内務總長ニ申請シ其承認ヲ經テ施行スヘシ
- 第五條 特別區ニ從來設置セル各機關及已ニ着手セル公共事業ハ繼續經營スヘシ
- 第五條 特別區ニ從來設置セル各機關及已ニ着手セル公共事業ハ繼續經營スヘシ
- 第六條 特別區内ノ市政ニ關スル諸規則ニシテ本章程ニ抵觸スルモノアラハ内務總長ノ認可ヲ經テ局長之ヲ變更スルコトヲ得
- 第七條 未タ規定セサル事項ハ局長ニ於テ規則ヲ制定シ内務總長ノ認可ヲ經テ之ヲ施行スヘシ

哈爾濱市制機關の回收

上述の如く市自治行政權を獲得せる支那側は、更に進みて市會の回收を急ぎ種々なる干渉を続け來りしが、一九二六年二月議員改選期前より屢々市制規則の改正を支那側議員より要求し居り、遂に三月二十三日第一議案市制改正案の討議に入るや、「市會並市參事會に於ける文書及討議用語は之を露西亞語とす」(舊制第五〇條)なる條項に至りて兩者の意見の衝突を來したのであつた。

之より先、市參事會に於て討議の際、市參事會側は修正第一案として「市會並市參事會ニ於ケル文書ハ露支兩文ヲ用キ討議用語ハ露語トス但シ必要アル場合ニハ露支兩語ニ通譯ス」なる事務規定案を提出し、支那側議員は「市會並市參事會ニ於ケル文書及討議用語ハ之ヲ露支兩語トス」との修正第二案を提出し居り、而して同日の市會に於ては市參事會は右の第一案を提出せるが、右案が附議せらるゝや支那側議員は、「市會並市參事會ニ於ケル文書及討議用語ハ之ヲ支那語トス」なる提案を主張し、こは哈爾濱が完全なる支那の主權下に在る事實より推し

て當然なりと述べたのである。

之に對し、露國側議員は勿論、日、英國側議員も絶對反對を唱へ、採決の結果、三十一對十二にて同案否決せらるゝや、支那側議員は本問題の解決を見る迄は市會事務に参加し得ざる旨を述べ一齊に退場したのであつた。

本問題決裂後、支那側議員は結束して爾後の市會に出席せず引續き反對運動を續けた。

一方、市會關係露人中には領事團の勢力を利用することにより有利に本問題を展開せんと企圖する者もあつたが、領事團は右紛争に關係することなかつた。

斯かる間に用語問題勃發當時奉天にありし東省特別區行政長官張煥相歸哈し、市政管理局長等と共に、種々凝議するところあり、遂に哈爾濱市會解散に決し、三月三十日突如東省特別區市政管理局布告第一〇九二號を發布し、同日直に市政管理局長儲鎮、副局長李紹庚等市參事會に到り、市參事會長チシエンコ、市參事會員ロフヒン及新任自治臨時委員長傅閏成、同委員貴丹庭、劉澤榮等を召集し哈爾濱市會及市參事會の解散を命じ、其會場に於て支那側に於て市自治臨時委員會の組織を命じた。

かくて、支那側は會議を開き傅委員長以下委員五名、監査委員會委員五名及稅率査定委員會委員七名の選任を見、事務の引繼を完了、第一九〇八號訓令として

「哈爾濱市會ヲ哈爾濱市自治委員會ニ改組セシムル事ハ曩ニ訓令シ置キタリ茲ニ官印哈爾濱市自治臨時委員會ノ鈐記一個ヲ發給ス右使用期日ヲ報告スヘシ」と發布し、同時に哈爾濱市自治臨時委員會通告を發し、斯くて永年の歴史を有せし哈爾濱市會は一片の命令により脆くも解散せらるゝに至つたのであつた。

市自治臨時委員會の成立

註

市自治臨時委員會委員の職氏名左の如くである。

臨時委員會

委員長

傅開成

財政科

穆文煥

教育科

傅開成(兼)

衛生科

徐善梅

建築科

劉敏先

庶務科兼醫科

董鴻輝

監査委員長

委員

劉澤榮

委員

姜鳳聲

委員

王祝三

委員

呂泰

委員

孫福榮

稅率査定委員長

委員

姜汝華

委員

曹文郁

委員

徐廷九

委員

張復生

委員

孫華廷

委員

董天眞

委員

關鴻翼

領事團の態度

在哈領事團の態度

支那側に於ては三月三十日、市自治臨時委員會組織の通告を領事團に發し、翌三十一日、日、英、佛、伊、米の各領事は特別區行政長官張煥相と會見、更に領事會議の結果、三十一日附在哈列國領事團は張長官及濱江道尹蔡運升に對し、支那側が今回強制的に市政權を回收したるは現行市制及一九一四年の英露協定に違反するものにして、在留各國民は現行條約及協定より受くる凡ての權利を留保する旨聲明し、米國領事亦同日附抗議書を提出した。之に對し張長官は英露協約は華府會議及露支協定以前のものにして今日之を以て論ずるは當らず、在留各國民の既得權利に付ては支那の現行法令に牴觸せざる範圍に於て辦法を設け協商するを妨げざる旨答へた。於之四月五日、日、英、佛、伊、米國領事會議の結果、四月八日附、英露協約は露支協定以前に成立したるは事實なるも、締約國の一が他の締約國と商議せずして協約により認められたる權利を無斷廢棄するは不當なるが故に、此場合に於て露國は露支協約に依りて英露協約に規定せられたる自國の有する以外の特權を放棄する能はず即ち英國の同協約による各種特權は依然存在し居るを以て今回の支那の行動は英露協定關係國臣民の特權を侵害せるものであると反駁した。

如斯、何等意見の一致點を見出し難く、特に支那側に於ては本問題に關する正面よりする抗議に對しては痛痒を感ずる事少なく、且關係外國在留民の市納稅額も總額の二割に過ぎざる爲納稅拒否も左程の苦痛を與えず、一方支那側市當局との關係斷絶に依る在留外國人の蒙るべき影響を考ふれば徒に抗議を重ねるも效果無く、何等かの解決を圖るの要に迫られてゐた。

よつて、領事團としては、支那側をして何等かの形式に依り合法的に市會を回收したるが如き形式を探らしめ

市制々定に際し正式に領事側と交渉し得る立場を作らしめんとし、種々奔走の結果、四月二十三日、天羽總領事館邸に於て領事側より日、英、佛、伊、白、米及米國領事、支那側より張行政長官、秘書、通譯出席會見し、張長官は今回支那側の市會に對して採れる行動は四圍の狀勢上已むを得ざるに出でたるものなりと雖之が爲關係列國代表に對し誤解を醸せる事は眞に遺憾なる旨釋明し、外國人の權利は飽迄尊重すべしと言明し、今後市政及新規制定に對する領事團の協調と援助を乞ふ旨述べた。

次いで天羽總領事は支那側に於て領事團に諮る事なく市會を解散したるは遺憾なるも、外國人の權利尊重の保證を言明せられたるを喜とする旨述べ、而して同席上、張長官は新市制規則の大體の腹案を示すところあつた。

「哈爾濱特別市自治試辦章程」の公布

斯くて、支那側に於ては、五月二十二日市制章程の作成審査を了し、六月十四日、市政管理局長儲鎮は各領事を訪問之を手交し、六月十七日、哈爾濱特別市自治試辦章程を、更に七月哈爾濱特別市自治試辦章程施行細則の公布を見たのである。

領事團の抗議

試辦章程公布に對する領事團の抗議

右試辦章程の發布後、六月十九日、天羽總領事は張長官に章程の説明を求むる爲め會見の際、張長官は右章程は支那人に對してのみ適用すべきものにして、外國人の市政參加に關しては新章程附則の如く外國領事に協定を遂げ度き意向にして右協定は新章程施行と同時に實施する様致し度、止むを得ざれば新章程實施の結果を見てなすも可なる旨傳へた。

六月二十四日、日、英、佛、伊、米國領事は非公式に會合意見の交換をなせる結果、新章程は大體自治の精神

を破壊するものにして、外國人の市政參加の餘地なきものと認め、更に一週間後に於て領事會議を開催、張長官の出席説明を求むることとした。

七月一日、日、英、佛、伊、白、米、獨の九國領事と支那側より張行政長官、儲市政管理局長、李副局長等との間に問答あり、此の席上張長官は新章程は支那人にのみ適用せらるゝものなれば之を改正することを得ざるも、附則は外國人に關するものなるに付充分協議を遂ぐる意思あり、尙又將來市税不納により紛擾起ることあらば、こは支那官憲並外國代表相互の責任にして領事團にも一半の責あるも、將來領事團に對しては圓滿なる協調を遂げんことを冀望する旨述べた。斯くて支那側に於て新章程改正の意なき事明瞭となりたる爲、領事團は新章程は外國人市政參加の餘地少なきを以て、市政に關し外國人の有する權利が尊重せられ且市制規則制定に際しては豫め關係國領事と協議を遂げらるゝ様新市制規則を改正することを要求し、尙關係國民は新規則を遵守し若くは市税を納付する義務なきことを述ぶる回答案を決定し、七月八日附、日、英、佛、伊、白、丁各國領事は連署の通告を、米國領事亦同様の意味の抗議文を張行政長官に發するところあつた。

斯くの如く列國との協調遂に成らざりしも、支那側は着々新章程の實行に移り一九二六年九月一日、特別區市政管理局長を哈爾濱特別市々政局長に任命し、市自治臨時委員會の組織を改めて總務科、市業科、財政科、建築科、衛生科を設け税率査定委員會を估捐股として財政科に屬せしめ、教育科は教育股として總務科に屬せしめ監査委員會を行政長官公署に屬せしめた。

更に九月三十日、哈爾濱第一回自治選舉有權者六、六八二名が發表せられ、十月十六日選舉、十月二十一日議員補缺の残り三九名の選舉を終つた。尙十一月一日市自治會の成立を見、會員互選の結果議長張廷閣、副議長馬

市自治臨時委員會の改組

廷喜の當選を見た。斯くて十一月十九日市參事會は第一回の參事會を開き、十二月十五日、自治會は第一回市會を開催し市政規則改正委員會委員の選任を見着々其の實を擧げたのである。

議長 張廷閣

副議長 馬廷喜

佐理員 姜賢亭

佐理員候補 徐亭九 孫華亭

參事員 吳子青 穆文煥

張復生 傅巨川

劉敏先 王錫百

參事員候補 呂泰 紀淋新

道毓峨 郭文遠

王衍森 許永銘

市政局に於ては外國人に納稅せしむべく種々畫策し一九二六年十二月末、哈爾濱市長儲鎮は領事團に對し公文を以て在留外國人の市稅納入を要求し、且つ新章程附則により外國在留民代表を市會並市參事會に参加せしめられたき旨通牒あつた。

領事團の回答

右に對し領事團は協議の結果、一九二七年一月八日附左の如き内容の回答を發したのである。

一、東支鐵道附屬地帯に於ける市政及納稅に關する一九一四年英露協定調印圖若くは加盟團なる數國は自國市民の市稅納入の義務を認むると同時にこれら臣民は當時各地方に實施せられたる市政及其の後施行せられたる各地方市政に對し選舉權及被選舉權を有することゝなつた。即ち、特定外國在留民が市稅を負擔して居るのは實に右の協定に基く。

二、哈爾濱道尹、哈爾濱交涉員兼東三省特別市政管理局局長董志恩氏及黑龍江省鐵路交涉局總辦兼東三省特別區管理局長馬忠駿氏の兩氏は一九二一年二月十二日附公文を以て東三省特別區市政管理局の設立を在哈爾濱領事團に通知したる際に一九一四年の英露協定の條項は依然として實行せられ且つ在留外國人の利益のため又一般市民福祉のため市政改善を計るべく凡ゆる努力を惜まざる旨を聲明してゐる。

三、然るに貴國官憲は一九二六年三月三十一日強力を以て市會並市參事會を解散せられた。右に對しては關係國領事は同年三月三十一日附を以て特別區行政長官張煥相氏に對し並道尹蔡運升氏に對して夫々抗議し置きたるところである。

四、張行政長官は一九二六年四月四日附の公文により且又同年四月二十三日附の領事團會合の席上に於ては外國臣民が市政に關して有する既得權は尊重せらるべく且つ新市制規則制定に當りては關係領事と協議する旨を聲明せられて居る。

五、然るに一九二六年六月中旬關係領事とは何等の協議を遂げずして新市制規則を公布せられた。

六、關係領事の新市政に對する態度は、左の一九二六年七月四日附を以て關係領事より張行政長官に發せる公文抜萃によりて瞭かである。但し該公文に對しては張行政長官よりは未だ何等の回答に接しない。即ち當時の公

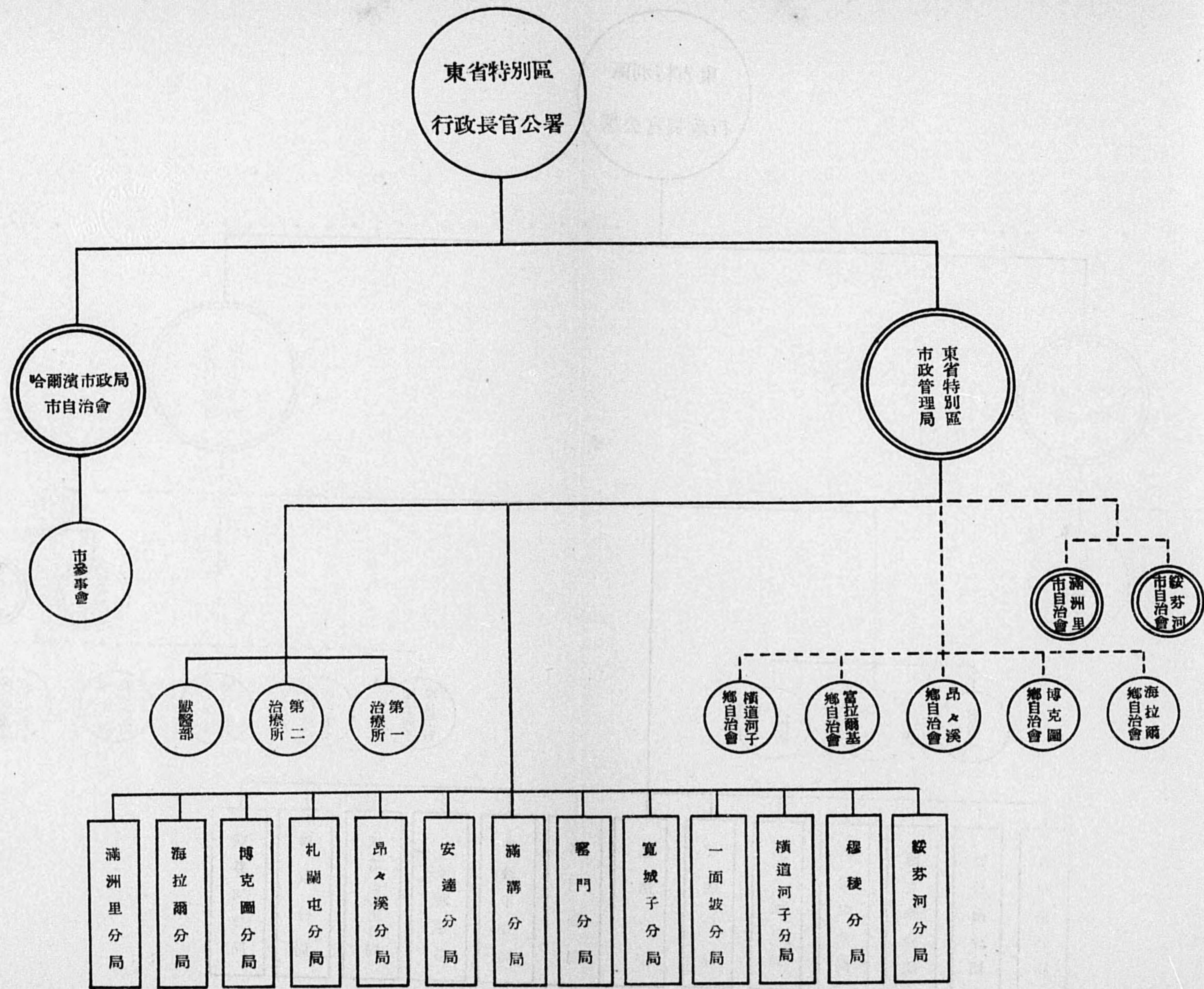
文拔萃は、新市税規則を精讀するに右規則は新市政自治の規則に對し急激なる變化を齎し、爲めに外國在留民は從來通り市政に參與するの餘地なく其結果右規則が實施さるゝ限り哈爾濱市政に關し外國政府は支那政府と協議すること不可能となれり。從來も同様なりしが貴下が現在の市政に關し外國臣民の享有する既得權を尊重し、新市政規則制定に當つては外國人の利害に關する限り、外國領事に協議する事を特に責任となすところなりしを以て吾人は前記の事實及貴下の御留意を希望すると同時に新規則を修正し、從來の市政自治制度を維持し、外國臣民が市政に關して有する既得權を享有し、新規則の制定又は之が將來の修正に當つては關係領事と豫め協議せられる様希望す。申す迄もなく吾人の代表する臣民は吾人の協定なき以上右規則を遵守し又は何等の市税若くは課金を支拂ふ義務なき次第なり。然れ共關係領事に於て貴國官憲竝外國官憲双方に承認し得べき性質の市政規則の制定に關しては何時にても貴國官憲と協議すべきことゝ御諒承ありたし。

前述の通り關係領事に於ては市の福祉増進のため貴國官憲と協調せんことを希望し同時に若し貴國官憲に於て外國臣民の既得權尊重に關する屢々の貴下の聲明を尊重せらると共に外國臣民が受諾し得る性質の市政規則制定さるゝ意思あるに於ては市政に關し常に御協議に應ずるものなることを御諒承ありたし。

斯の如く市會問題は特別區行政當局と哈爾濱領事團との間に確執を生じ、支那側が各國人民の加入し得るものと認めらるゝ新市制を制定せざる限り新市會を承認し難しとなし、在留外國人は市政に参加せず、従つて納税をも拒絶し双方共に相譲らなかつたのである。(露國人及獨逸人は例外にして、新章程附則による代表者を一九二六年十二月自治會に送つた。)

暫定辦法

右の如く市會問題は各國市民にとりても支那側にとりても一大懸案となり居りたるため、兩者共に圓滿なる協



暫定辦法

右の如く市會問題は各國市民にとりても支那側にとりても一大懸案となり居りたるため、兩者共に圓滿なる協

斯の如く市會問題は特別區行政當局と哈爾濱領事團との間に確執を生じ、支那側が各國人民の加入し得るものと認めらるゝ新市制を制定せざる限り新市會を承認し難しとなし、在留外國人は市政に参加せず、従つて納税をも拒絶し双方共に相譲らなかつたのである。(露國人及獨逸人は例外にして、新章程附則による代表者を一九二六年十二月自治會に送つた。)

調方法を見出さんと努めてゐた。恰も一九二七年秋、八木總領事の着任となり翌一九二八年一月以來數回に涉り支那側と非公式に交渉し、一方外務省よりの訓令に基きて六月頃より張行政長官と協議を遂げたる結果、支那側も従來の行き掛りを飽までも固執せず哈爾濱市自治の爲め外國人側の提言を容るゝに吝さかならざる肚裏を示すに至り、八月本問題解決の第一歩とも言ふべき暫定辦法が構ぜらるゝに至つた。

即ち日本側は天羽總領事時代の領事團の交渉と分離し、領事團の名によらず單獨にて本問題の交渉に入り、先づ自治會に日本側代表一名、市參事會に日本側代表二名を送ること、日本側の滞納税は本年四月に遡り之を納付すること等の點に於て具體的に兩者の接近を見た。而して暫定辦法によりて自治會に送らるべき日本側代表に付ては、日本側に於て種々決議を遂げたる結果、市參事會に古澤幸吉氏（正）、加藤明氏（副）、委員會に岩永浩氏（正）、辻光氏（副）に決定し、尙、本來の新章程の改正に就きて更に之を協議するといふ妥協點を見出したのである。

日本側の右の交渉は日本側單獨の行動にして、支那側の市會の獨斷的回收に對する英露協約を基としたる條約上の正式解決手段として爲されたるものに非ずして、領事團と支那側との條約上に於ける市會問題とは別個のものとせられ本問題に關しては更めて協議を進めらるゝ模様である。之が爲め市會問題に對する領事團の步調を亂すに非ざるかとの懸念もあるも、事實に於て今日の市會問題は英、米、佛、伊其の他に波及する所左程大ならず、八木總領事は領事團に對しては事後承諾の形式を採りしものゝ如くであつた。

情勢右の如く本問題は徐々なれ共好轉を見つゝあるが故に近き將來に於て何等かの解決點に達するものと豫想せられる。

第二款 沿線自治機關の回收

市郷自治
臨時委員
會

哈爾濱市制の回收を終つた支那當局は更に東鐵沿線自治機關の回收を企圖し、一九二六年三月三十一日、滿洲里、海拉爾、博克圖、昂々溪、橫道河子、綏芬河等各市町村の自治機關を解散せしめ、市郷自治臨時委員會を組織して、之に代へた。

然るに、一九一四年の英露協定に於ては東鐵沿線附屬地自治制に就きて亦協定に参加せる外國人の參與權を保證し居るを以て、在哈領事は四月六日會合協議の結果、同日附蔡交渉員に對し附屬地自治機關の解散に抗議し列國人民が現行協定により享有せる權利を保留する旨通告した。

其後、六月十九日、張長官は天羽總領事と會見の際、本問題に關しては市政管理局長に於て外國領事と協議すべき旨傳ふる所ありしも、其の後具體的の交渉もなく其儘に自治機關は支那側の手に歸したのであつた。

第二節 特別區自治機關

哈爾濱は特別市として直接特別區行政長官公署の監督を受け、滿洲里其の他の沿線都市は特別區市政管理局を以て直接監督機關、行政長官公署を以て上級監督機關となし、前者は「哈爾濱特別市自治試辦章程」、後者は「特別市郷自治試辦章程」によりて規律せらるゝを以て、今款を分ちて次に記することとする。

第一款 哈爾濱特別市市制機關

哈爾濱は特別市として「哈爾濱特別市自治試辦章程」並同施行細則によりて規律せられる。

哈爾濱特別市に市政局を置き市政一般の管掌事務に當る。

市政局

市政局

市政局長は局長（市長）一名及佐理員二名其の他の各科員より成る（第三十三條、第三十六條）。

市政局長
の權限

市政局長は行政長官の任命にかゝり其の監督の下に市政局員を監督統率し、次の如き權限を有する（第三十四條）。

- イ、市自治會ノ議決シタル一切ノ事項ヲ執行スルコト
- ロ、市自治會ノ選舉ニ關スル事項ヲ處理スルコト
- ハ、議案ヲ市自治會ニ提出スルコト、但シ豫メ市參事會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
- ニ、市ノ財産、營造物及公共設備ヲ管理又ハ監督スルコト
- ホ、市ノ收入及支出ヲ管理スルコト
- ヘ、法令及市自治會ノ議決ニ依リ市ノ自治税、使用料及手数料ヲ徵收スルコト
- ト、監督官署ノ命令ヲ受ケ自治會ノ或事項ニ關スル事務ヲ審査スルコトヲ得

市長は市自治會の議決事項を不適當と認めたるときは五日以内に其の理由を附し之を返送して再議せしむることを得る。而して市自治會が尙之を固執するときは監督官署に之が裁決を申請することを得るのである。

佐理員は市長の命を承け之を補佐して執行事務を分擔し（第三十六條）、市長に疾病其の他の事故あるときは市長の指名により監督官署の認可を得たる上之を代行する（第四十條）。

佐理員中一名は市長に於て市民中より専門の學識ある者を詮衡し監督官署の認可を得て之を任命し、他の一名は市自治會の選舉したる三名中より監督官署之を選任する（第三十六條）。

市政局職員は市自治會の會員を兼任することを得ない（第三十九條）。

市長其の他の職員は總て有給にして、父子又は胞兄弟は各同時に市政局の職員となることを得ない。

哈爾濱特別市市政局職員左の如くである。（一九二九年一月現在）

市政局職員

市長(兼)	何玉芳
佐理員(兼)	董壽彭
同	姜文華
秘書長	孫嘉彥
秘書	勝周同
同	道孚
總務科科长	任亟沅
市業科科长	胡振亞

市の機關は市自治會並市參事會である。

市自治會

市自治會は選舉に依る支那人四十名、露國人以外の外國人七名、露國人三名より成る（第十一條及附則）。

自治會員の選舉權に付ては滿二十歳以上にして哈爾濱市内に二年以上連續居住する中華民國の男子にして左の

資格の一を有する者は選舉權を有する（第七條）。

- イ、一年直接税二元以上ヲ納ムル者
 - ロ、不動産五百元以上ヲ所有スル者
 - ハ、過去ニ於テ公職ニ在リ若ハ教員タリシ者又ハ現在公職ニ在リ若ハ教員タル者
 - ニ、國民學校以上ノ學校卒業者又ハ之ニ相當スル資格ヲ有スル者
 - ホ、本區域内ニ於テ土地ノ長期租有地ヲ有スル者ハ本項ロ款ノ規定ニ依ル所有者ト看做ス
- 自治會々員の被選舉權に付ては滿二十五歳以上にして哈爾濱市内に三年以上連續居住する中華民國の男子にして左の資格の一を有する者は被選舉權を有する。

- イ、一年直接税五元以上ヲ納ムル者
 - ロ、不動産一千元以上ヲ所有スル者
 - ハ、過去ニ於テ公職ニ在リ若ハ教員タリシ者又ハ現在公職ニ在リ若ハ教員タル者、右ハ二年以上其ノ職ニ在リ又ハ在リタルコトヲ要ス
 - ニ、高等小學校以上ノ學校卒業者又ハ之ニ相當スル資格ヲ有スル者
 - ホ、本區域内ニ於テ土地ノ長期租有地ヲ有スル者ハ本項ロ款ノ規定ニ依ル所有者ト看做ス
- 選舉は會員の定數四十名を以て當選とし且つ同數の候補者を選出する（施細第三十六條）。
- 選舉に於ては當選者の定員數四十を以て投票者總數を除し其の得たる數の三分の一を以て當選得票定數となし、得票數が右定數に達せざるときは會員並候補者當選者となることを得ない（施細第三十六條）。

此の場合には得票数の比較的多き者に就き定員不足数の二倍に相當する氏名を掲示して原投票所に於て決選投票をなし當選者を決定する（施行第三十九條）。

市自治會員の任期は三年とし、任期満了したるときは新たに選挙を行ふ。再選せられたる者は重任を妨げない（第十四條）。

市自治會に會長一名、副會長一名を置き記名投票の方法を以て會員中より之を互選し、得票数が投票者總数の半数以上の者を以て當選とする（第十五條施行細五十三條）。

市自治會の會議は通常會及臨時會の二種に分つ。

通常會は毎年二回とし四月及十月を以て開會し市長之を召集する。

臨時會は市長に於て必要な事情ありと認めたるるとき又は會員の四分の一以上の建議あるとき市長之を召集する。

會議は半数以上の出席を以て成立する。

會期は毎回三十日を以て限度とし、事情によりては十日以内を限り會期を延長することを得る（第二十條）。

市自治會の管掌事項左の如くである（第二十一條）。

市自治會の管掌事項

イ、市公約ニ關スル議決

ロ、市内ニ於テ創設改革及計畫スヘキ自治事項ニ關スル議決

ハ、市費ノ豫算及決算ニ關スル議決

ニ、市ノ自治税、手数料及使用料ノ徴收ニ關スル議決

ホ、市ノ公債募集其ノ他負擔ト爲ル契約ニ關スル議決

ヘ、市有不動産ノ賣買其ノ他ノ處分ニ關スル議決

ト、市ノ財産、營造物及公共設備ノ經營及處分ニ關スル議決

チ、市政局職員ノ保證金ニ關スル事項ニ付テノ議決

リ、監督官署宛ノ回申及市政局ノ諮詢ニ對スル回答

又、其ノ他法令ニ依リ市自治會ノ權限ニ屬スル事項ニ關スル議決

市自治會の決議事項は總て監督官署に五日以内に上申すべきものとし、其の認可を経たる上決議事項を市長に送致して之を執行せしめるのである。

市參事會

市參事會

市參事會は市自治會々員中よりの支那人六名、露國人を除く外國人一名、露國人一名並監督官署の任命にかゝる支那人四名より成る（第二十六條及附則）。

參事會員の選挙は記名單記法を用ひ（第五十七條）、其の得票数が投票者總数の半数以上に達したる者を以て當選とする（第五十七條）。自治會員が選挙せられて參事會員となりたるときは會員の職は解かれる。

參事會員の任期は三年である。

市參事會の管掌事項は左の如くである（第三十條）。

イ、市自治會ニ提出スル議案ノ審査

ロ、市自治會ヨリ委託セラレタル事項ノ審査

市參事會の管掌事項

ハ、市規則ノ審査

市參事會は市長を以て會長となし、議事規則は市參事會之を定める。市自治會の會長並會員は市參事會の會議に出席して意見を陳述することを得る。但し議決に参加することを得ない。

註 哈爾濱特別市參事會々員左の如し。(一九二九年一月現在)

會長	何玉芳
參事	丁元秉

楊明理	張復生	吳子青	呂泰	汜沐新	劉敏先	穆文煥	索斯金	古澤幸吉
-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	------

哈爾濱市自治會々員左の如し。(一九二九年一月現在)

會長	張廷閣
副會長	馬廷喜

市の監督機關

本市の監督機關は東省特別區行政長官公署である。

其の權限左の如くである。

市自治會に對しては、自治會に違法、越權又は公益妨礙の行爲ありと認めたるときは一回を限り解散せしめることを得る。而して市長に命じ解散後三箇月以内に新選舉を舉行せしめる。

市政局に對しては

- イ、市長に命じ事務の報告をなさしめ、且つ、文書及帳簿を提出せしめ、又は實地に就き其の出納を檢查することを得る。
- ロ、毎年度末市政局より市の處理狀況を報告せしめる。
- ハ、法令に依り市の負擔すべき費用が豫算に編入せられざる時は理由を説明して其の費用を豫算に編入せしむることを得る。
- ニ、市長其の他の職員に不正其の他法令に違背する行爲ありたる時は法令に依り之を處分することを得る。

附款、市の事業並市財政(本項は「Городские Уданы Е.В.Д.»に依る所多し)

市の事業 上篇哈爾濱市政の項に於て述べたる後次の如き施設をなしてゐる。

註 上篇に於ては一九一七年露國革命迄述べたるが、支那の市役所回收は一九二六年なるが故に支那回收以後のみをこゝに述べべきなれ共、今は前篇に續く一九一八年頃よりの市事業を一括こゝに記することとする。

社會施設

市事業中社會施設として、一九二二年頃迄に次の如き設備をなしてゐる。

病院附屬の傳染病棟其他

五〇、四〇〇留

市營藥局	一三、〇〇〇留
市營浴場	三〇、〇〇〇留
市役所従業員俱樂部	七、八〇〇留
家畜防疫所	八、八六〇留
清潔車庫	一五、五〇〇留
計	八五二、一六〇留

醫務衛生部は著しき發展を見た。即ち市營衛生施設を擴張し市立病院、分娩所、施療所、急救車、消毒隊を設け、市營浴場、簡易宿泊所等を設置した。

市立病院の入院患者数は

一九一七年	一、一八五名
一九一八年	一、二八六名
一九一九年	二、一〇一名
一九二〇年	一、八三八名
一九二一年	二、三二四名

分娩所は、一九一六年十一月十四日の設立にかゝり、其成績は

一九一七年	三二五名
一九一八年	三八二名

市立施療所は一九一〇年八月の設立にかゝり、次の如く患者數激増してゐる。

一九一九年	五〇〇名
一九二〇年	五〇九名
一九二一年	五一四名
一九一九年	三〇、四九三名
一九二〇年	三四、六二三名
一九二一年	三九、三〇〇名

市營藥局は一九一九年二月二十八日の市會にて設置可決され一九二〇年三月開設を見た。其の藥品賣上數は

一九二〇年	處方箋	二、五一七枚
一九二一年	同	二、四三八枚
一九二二年	同	二、八三二枚

此外、市立病院入院患者にも(但し、一部分)藥品を供給し、處方箋四百枚にのぼつてゐる。市營屠畜所は東支鐵道より讓渡を受けて以來、種々増、改築し、次の如き成績を見た。

	牛	羊	豚
一九一五年	二五、七五六	三、六五〇	二一、六六〇
一九一六年	三七、三七〇	四、七一一	三一、九七一
一九一七年	三二、八〇八	六、二〇九	三三、九一五

自1908年 至1922年 哈爾濱市收支豫算 (Исторический Обзор К. В. Ж. Д. に依る)

年次	收入	支出	收入超過	缺損
1908年	149,810.00	198,956.65	—	49,146.65
1909	506,581.00	391,108.16	115,472.84	—
1910	471,322.71	579,493.54	—	108,170.83
1911	543,832.21	646,921.46	—	103,089.25
1912	570,099.39	667,269.05	—	97,169.66
1913	652,308.95	671,457.75	—	109,148.80
1914	663,836.14	637,111.44	26,724.70	—
1915	707,612.63	707,914.03	—	301.44
1916	838,757.00	818,224.90	20,532.10	—
1917	1,082,057.85	1,066,239.10	15,818.75	—
1918	3,174,387.00	2,682,523.00	491,864.00	—
1918	15,066,625.00 ^(註一)	—	—	—
1919	10,420,071.00	25,486,696.00	—	10,420,071.00 ^(註二)
1920	19,118,898.00 ^(註三)	2,010,500.00	—	98,602.00
1921	2,169,852.00	1,937,282.00	232,570.00	—
1922	1,887,675.00	182,672.00	15,003.00	—
計	40,816,725.88	40,372,893.59	919,460.92	475,638.63
豫算面上ニ於ケル收入超過額	443,832.29		443,832.29	

註一、定期收入
 註二、缺損額ハ市債ニテ填補ス
 註三、臨時收入(缺損填補市債額)

市財政

市財政

一九〇八年より一九二二年迄の收支豫算次の如し。

右は尋常小學校なるが、一九一六年高等小學校を設立し、一九二二年度は其の學級數十、生徒數四五〇に達した。

年次	學校數	學級數	生徒數
一九〇八	二	二二	四二七
一九一一	四	二四	九六一
一九一三	五	三〇	一、一七二
一九一六	五	三三	一、四六七
一九一九	七	四五	一、五九五
一九二〇	七	四八	一、六二〇
一九二一	七	四九	一、八一〇
一九二二	七	四九	一、九二〇

教育機關

教育機關に就て記するに

年次	學校數	學級數	生徒數
一九一八年	三四、〇七五	八、五〇九	三七、四〇三
一九一九年	二四、六九八	六、四八五	二四、五二三
一九二〇年	二〇、二二二	六、二五三	一二、二二七
一九二二年	一八、七二五	九、三八五	一四、九八〇

哈爾濱市役所實際收支表 (Исторический Обзор К. В. Ж. Д. による)

年次	收入	支出	收入超過	損
1908年	147,949.35	172,065.31	—	24,195.96
1909	320,244.81	316,776.27	3,568.24	—
1910	402,407.66	484,162.18	—	81,691.52
1911	456,394.38	583,459.90	—	127,065.52
1912	510,586.58	519,757.29	—	9,170.71
1913	553,205.07	643,886.48	—	90,681.41
1914	575,277.65	576,116.53	—	838.28
1915	674,177.70	527,075.55	147,102.15	—
1916	851,762.23	834,690.51	17,071.72	—
1917	954,380.77	1,035,723.21	—	81,342.44
1918	2,724,692.04	2,375,867.38	348,824.66	—
1919	11,028,070.88	21,419,633.00	—	10,391,532.59
1920	1,246,267.30	1,322,103.77	—	75,836.47
1921	2,155,364.33	2,090,550.05	64,814.28	—
計	22,600,826.85	32,901,767.90	581,381.35	10,882,322.40
索引缺損計	10,300,941.05		10,300,941.05	

自1909年至1922年 哈爾濱市歲入 (Исторический Обзор К. В. Ж. Д. による)

年次	租稅、課金		土地家屋稅		市警事業收入		各種非商工業		其他	
	留	%	留	%	留	%	留	%	留	%
1909年	153,844.08	49.0	67,220.56	21.0	712.50	0.2	92,343.05	28.8	2,995.82	1.0
1910	263,721.90	65.5	57,534.52	14.3	9,327.00	2.3	68,859.96	17.1	3,027.28	0.8
1911	233,459.77	51.1	51,905.22	11.3	66,473.05	14.6	90,176.96	19.8	14,289.37	3.2
1912	295,764.29	57.9	47,222.60	9.2	65,536.41	12.8	96,386.62	18.8	3,376.66	0.8
1913	280,196.84	50.6	51,879.32	9.9	98,845.44	17.9	92,571.62	16.7	22,967.20	4.2
1914	335,343.29	58.2	47,933.24	8.4	98,994.11	17.3	84,173.47	14.6	4,875.85	0.8
1915	403,986.87	58.8	53,828.25	7.8	110,053.07	16.1	109,790.77	15.9	7,926.77	1.1
1916	520,581.81	61.2	68,147.56	8.0	109,407.32	12.8	134,855.78	15.8	11,436.02	1.6
1917	591,822.65	62.7	65,591.58	7.0	110,482.05	11.7	151,728.53	16.3	13,142.04	1.4
1918	1,546,951.27	55.8	157,645.90	5.8	388,004.51	14.2	538,453.02	19.7	72,088.64	2.6
1919	5,825,839.77	52.8	538,549.82	4.9	697,617.31	6.4	3,714,837.34	33.7	181,003.07	1.6
1920	581,800.96	46.7	142,222.10	11.4	239,709.06	19.2	293,634.65	16.3	71,997.14	5.8
1921	995,807.28	52.4	161,208.55	8.5	267,409.69	14.1	343,380.44	18.0	113,877.36	6.0
1922	1,085,480.00	57.5	133,000.00	7.9	257,625.00	13.7	338,250.00	17.9	52,600.00	2.8
1913年度 = 對 1922年度指數	388		242		260		364		530	
									229	

自1909年至1922年 哈爾濱市歳出

(Изображение 0630p)
(K. R. Zh. T. 1: 依る)

年次	市役所維持費		拘留管理費		警察維持費		消防費		市社會施設		市企業建築物		教育費		養育費		施療、醫務費		市債 = 對々利子		雜費	
	留	%	留	%	留	%	留	%	留	%	留	%	留	%	留	%	留	%	留	%	留	%
1909	121,100	35.3	151	-	27,044	7.9	52,948	15.4	32,179	9.4	41,799	12.2	31,321	9.1	-	-	31,019	9.0	-	-	5,984	1.7
1910	126,722	24.8	634	0.1	28,724	5.6	46,160	9.0	153,531	30.2	38,756	7.6	38,806	7.6	-	-	66,800	13.1	-	-	10,255	2.0
1911	111,570	22.5	375	0.1	35,579	7.2	38,505	7.8	85,836	17.3	70,858	14.3	52,655	10.6	-	-	58,361	11.8	8,425	1.7	53,174	6.7
1912	128,299	24.9	999	0.2	43,403	8.4	42,903	8.3	76,001	14.8	61,536	12.0	62,912	12.2	-	-	74,807	14.5	9,167	1.8	15,186	2.9
1913	141,139	22.5	3,875	0.6	47,011	7.5	49,914	8.0	79,530	12.7	74,974	12.0	74,730	11.0	631	0.1	96,439	15.4	16,333	2.6	42,129	6.7
1914	129,308	21.2	4,458	0.7	47,274	7.8	44,590	7.3	90,918	15.0	62,106	10.2	81,130	13.3	4,101	0.7	98,753	16.2	19,849	3.3	25,311	4.2
1915	123,106	22.6	4,150	0.8	47,816	8.8	42,206	7.8	58,396	10.7	61,499	11.3	82,343	15.2	5,117	0.9	83,811	15.4	19,892	3.7	15,296	2.8
1916	118,502	17.3	4,276	0.6	48,873	7.1	50,807	7.4	106,228	15.5	86,797	12.7	99,681	14.6	4,691	0.7	118,184	17.3	8,161	1.2	38,243	5.6
1917	149,925	17.9	3,768	0.5	49,000	5.7	64,031	7.7	103,325	12.4	118,529	14.2	123,543	14.8	4,829	0.6	160,435	19.2	12,279	1.5	45,786	5.5
1918	223,335	12.6	16,812	0.9	127,417	6.6	135,551	7.0	205,082	10.6	450,842	23.2	256,326	13.2	10,195	0.5	442,234	22.8	1,432	0.1	60,674	3.1
1919	1,061,353	7.9	62,480	0.5	135,410	1.0	502,956	3.7	928,220	6.9	2,680,244	19.9	1,408,140	7.5	153,194	1.2	6,467,438	48.1	54,556	0.4	397,073	2.9
1920	261,984	16.1	8,066	0.5	54,278	3.3	146,994	9.0	125,011	7.7	268,395	16.5	250,920	15.4	11,087	0.7	445,907	27.4	3,014	0.2	52,410	3.2
1921	292,079	14.9	-	-	146,250	7.5	149,385	7.6	189,247	9.6	232,485	11.9	256,332	13.1	10,559	0.5	534,680	29.9	12,000	0.6	83,200	4.3
1922	292,001	16.6	-	-	47,050	8.4	122,155	7.0	144,337	8.2	201,854	11.5	280,930	16.0	10,155	0.6	442,333	28.2	20,340	1.2	92,530	5.3
1913年 = 對スル 1922年ノ 指數	207		-		313		244		182		269		375		1,635		459		125		220	

一九二五年度に於ける哈爾濱在住各國々民の納稅額 (單位千元)

露國 人	支那 人	東支 鐵道	日 本 人	其他 外國 人	土地家屋稅	商工業稅	住宅稅	計	百分比
二二五〇	八九三	一二四・五	七一・二	六四・七	一一八・三	八五・〇	五三・三	三九六・六	四三・九
支那 人	八五〇	三・五	二八・六	二五・三	一八〇・三	一一八・〇	一〇五・六	二〇〇・三	二〇・〇
東支 鐵道	三・五	三・五	一・八	三・二	一一八・〇	一一八・〇	一一八・〇	一四・二	一四・二
日 本 人	二八・六	二八・六	五・八	一〇五・六	一〇五・六	一〇五・六	一〇五・六	一一・六	一一・六
其他 外國 人	二五・三	二五・三	三・二	九三・二	三・二	三・二	三・二	一〇・三	一〇・三

右國民別納稅者數

露國 人	支那 人	日 本 人	其他 外國 人	土地家屋稅	商工業稅	住宅稅	計	百分比
六五八	四〇五	二五三	七三	一三六五	一七一八	二六〇	三三九五	五・五〇五
支那 人	四〇五	二五三	二六〇	一七一八	二六〇	二六〇	三七九	一一・五〇二
日 本 人	二五三	二五三	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	三七五	八・八八
其他 外國 人	七三	七三	一一二	一一二	一一二	一一二	一〇四	二・八九
計	一三八九	一三八九	三三九五	三三九五	四三三〇	四三三〇	九一八四	九一・八四

哈爾濱市政局の豫算に關しては資料缺如し居るを以て、一九二七年度豫算を示さんに註

收 入 一、八三〇、一九七元
支 出 二、〇〇六、〇六一元

後編 第二章 東省特別區自治制

にして、支出超過額は、一七五、八六四元である。

註 哈運資料「東支鐵道を中心とする露支勢力の消長」七七二頁

註 哈爾濱市稅賦課目的物タル土地、建築物賦課並徵收規程

第一條 下記物件ニ對シテハ評價稅ヲ賦課シ哈市役所ノ所得トス

(一) 市區域内ニアル土地

(二) 同家屋及建造物

但シ哈市役所規則備考第五號ニ記載シタル土地家屋及建造物ハ之ヲ除ク

第二條 第一條記載ノ財産ニ對スル評價稅ハ其物件ノ評價格ニヨリテ徵收シ且家屋及建造物ノ價值ハ其收入ニヨリテ之ヲ定ム若シ其收入額ヲ定メ難キ場合ハ稅額ハ其物件ノ評價格ニヨリテ之ヲ定ム

第三條 評價稅ヲ賦課セラレ居リシ物件カ火災其他ノ異變ノ爲ニ亡失シタル時ハ其亡失ノ時ヨリ翌課稅年度ノ一月一日迄ハ其稅額ヲ變更シ未建築ニ屬スル土地ノ價格ニ比例シテ之ヲ定ム

第四條 課稅年度ノ前半期内ニ新築セラレタル建造物ニハ同年七月一日ヨリ起算シテ課稅ス而シテ後半期ニ建造セラレタルモノニ對シテハ翌年一月一日ヨリ起算ス

第五條 市區域内ノ土地家屋及建造物ノ所有者ハ評價稅ヲ課セラレ居ルト否トニ係ラス必ス七月十五日以前ニ別ニ定ムル形式ニ基キ其物件ノ實價收入額、其所有土地ノ面積ヲ市會ニ届出ツヘシ届出用紙ハ之ヲ調製シ毎年七月一日以前ニ配布ス

第六條 届出用紙ノ配布ヲ受ケサリシ者ハ自ラ市會ニ出頭受領スヘシ

第七條 同一區劃地内ニ數個ノ獨立シタル物件存在シ同一所有者ニ屬スル時ハ一物件ト看做ス

第八條 物件ノ内容ニ變化アリシ時ハ所有者ハ其變アリシ日ヨリ一箇月内ニ文書ヲ以テ市會ニ届出ツヘシ

第九條 本規則第五條ノ届出アリタル時ハ市會ハ其有スル材料ニヨリ之ヲ檢證シ、又必要アル時ハ其公吏ノ一人ニ委嘱シテ實地檢證セシム

第十條 本規則第五條ノ届出ヲ爲ササル人ノ物件ニ對スル評價稅額ハ市會ノ有スル材料ニ基キテ之ヲ定ム

第十一條 物件ノ所有者自ラ之ヲ使用シ又ハ他人ニ無償貸付シ或ハ特別有利ナル條件ニテ貸付シ居ル時ハ其課稅額ハ其物件カ正當ノ收入ヲ得ルモノト假定シ其物件所在地附近ニアリテ普通ノ取扱ヲ受クル同一性質ノ物件ノ實價ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第十二條 製造工場建築物ノ評價ハ其就業所ト機械及其附屬品並ニ其他工事上ノ必要品ニ對シテノミ之ヲ爲シ其生産品貯藏品並ニ資金ニ對シテハ之ヲ行ハス

第十三條 並行シタル兩街ニ跨ル土地ハ其中ノ一街ニ面スル土地ノ平均價格ニヨリテ評價ス角屋敷地ハ其土地方面スル兩街中ノ最高價格ニヨリテ評價ス混合居住(住宅地及商店地)ハ各個ニ付別々ニ評價ス

第十四條 本規則ノ前諸條ニ基キテ市會ハ一覽表ヲ作製シ左記事項ヲ記載ス
姓名、父稱、稱號、物件番號、未建築或ハ未完成建築物ノ敷地面積、評價表ニヨル敷地實價、前課稅年度ニ對シテ定メラレタル額ニ比例スル新課稅額或ハ免除トナル理由

第十五條 評價稅ハ二回納入トシ其時期ハ上半期分二月一日迄、下半期分七月一日迄トス

第十六條 前條記載ノ期日内ニ納入セラレサリシ評價稅ハ未納トシ滯納一箇月ニ對シテ滯納金額ノ一%宛ノ滯納金ヲ加算ス但シ上半期分ヲ二月十五日迄、下半期分ヲ七月十五日迄ニ納入シタル者ニ對シテハ滯納金ヲ課セス、滯納一箇月未滿ノモノモ一箇月ト看做ス

第十七條 納稅人カ徵收告知書ヲ接受セサル場合ト雖モ納期ニ納入セサルノ理由及納入拒絶ノ理由ト爲スコトヲ得ス

第二款 沿線都市自治機關

東省特別區内に於て哈爾濱特別市を除く各地にして人口一萬以上の地を市とし、其の他は郷と定める。市、郷

には各自治會ありて各市郷の一般自治事務の管掌に當る。

市、郷自治機關は中央機關たる東省特別區市政管理局の管轄に屬する。尙、市政管理局は自治制の設定なき地方に對して直接行政に當るものである。

第一項 市政管理局

市政管理局 市、郷自治制の中央機關としては東省特別區市政管理局長がある。

市政管理局長は行政長官に直屬し管轄區域たる特別區に於ける諸般の自治事務を統轄し及び管理局員を指揮監督する。

市政管理局長は其の部下と共に東省特別區市政管理局を構成する。市政管理局には副局長、秘書、科長、科員、技士及翻譯員を置く。

副局長は一名にして局長を補佐し管理局の事務を處理する。

市政管理局に、第一科、第二科及第三科の分科を置く。各科の管掌事項は行政長官之を定むるも、第一科は主として文書の發送、保存、職員の進退等庶務事項に當り、第二科は市、郷自治會よりの請願事項の審査、統計報告の作成等の事務に當り、第三科は交通、勸業、衛生、建築等公企業に關する事務を司掌する。

科長は各科に一名ありて各科事務を分掌し、科員は各科に三名乃至五名あり、科長を補佐す。

技師、翻譯員は技術及翻譯事務に従事する。

右の外、文書の淨寫其の他の爲め管理局は雇員を採用することを得る。

市政管理局は其の地方機關として分局を設置する。現在の分局所在地左の如し。

局長、副局長、秘書、各局長、各科長、技師、翻譯員、會計、名約百餘名

管理局の補助機關

分局

- 一、滿洲里 二、海拉爾 三、博克圖 四、札蘭屯 五、昂々溪 六、安達 七、滿溝 八、窑門 九、寬城子
- 一〇、一面坡 一一、橫道河子 一二、穆稜 一三、綏芬河

各分局は市、郷自治機關の設置しある地に於てはこれが監督に當り、然らざる地に於ては直接行政に當るものである。

分局員は各局四名乃至五名を通常とし稀に二名(滿溝)のところあり。

東省特別區市政管理局職員左の如し。(一九二九年一月現在)

- 局長 何玉芳
- 副局長 董壽彭
- 主任 孫嘉彥
- 第一科長 楊阜
- 第二科長 楊文山
- 第三科長 李斌元

東省特別區市政管理局沿線分局職員左の如し。(一九二九年一月現在)

- 滿洲里市政分局長 劉頌嶽
- 綏芬河同 會祐
- 博克圖同 王春熙
- 長春同 彭鶴齡

穆稜	同	楊步	堉
張家	同	孔廣	宇
滿溝	同	胡慶	善
一面	同	洪維	世
安達	同	王寶	珍

第二項 市鄉自治機關

東省特別區に於て市たるものは滿洲里及綏芬河の二であり、郷は橫道河子、富拉爾基、昂々溪、博克圖及海拉爾の五である。

特別區市鄉自治機關は「特別市鄉自治試辦章程」並施行細則により規律せられる。この外、市郷は住民の權利義務及自治事務に關し試辦章程に牴觸せざる範圍に於て市鄉公約を制定することを得る。

市、郷に市政公所を置き市、郷自治政一般の管掌に當る。市長、郷長は各一名にして市政管理局之を選出し行政長官之を任命する。

其他市鄉市政公所に關しては哈爾濱市政局と大差なく格別記すべきものなし。(註參照)

市郷の機關として、市鄉自治會がある。

市自治會は選舉による支那人十名乃至二十名、外國人二名、郷自治會は支那人六名乃至十二名、外國人一名より成る。

自治會員の選舉權に就ては滿二十歳以上にして市郷内に一箇年以上連續居住する市郷の住民たる中華民國の男

子にして左記資格の一を有する者は選舉權を有する(第八條)。

- イ、一年直接税一元以上ヲ納ムル者
 - ロ、不動産一百元以上ヲ所有スル者
 - ハ、過去ニ於テ公職ニ在リ若ハ教員タリシ者若ハ現在公職ニ在リ若ハ教員タル者
 - ニ、國民學校以上ノ學校卒業者又ハ之ニ相當スル資格ヲ有スル者
 - ホ、本區域内ニ於テ土地ノ長期租有地ヲ有スル者ハ本項口款ノ規定ニヨル所有者ト看做ス
- 自治會々員の被選舉權に就ては滿二十五才以上にして市郷内に二箇年以上連續居住する本市郷の住民たる中華民國の男子にして左記資格の一を有する者は被選舉權を有する。

- イ、一年直接税二元以上ヲ納ムル者
 - ロ、不動産五百元以上ヲ所有スル者
 - ハ、過去ニ於テ公職ニ在リ若ハ教員タリシ者又ハ現在公職ニ在リ若ハ教員タル者、右ハ二年以上其ノ職ニ在リ又ハ在リタルコトヲ要ス
 - ニ、高等小學校以上ノ學校卒業者又ハ之ニ相當スル資格ヲ有スル者
- 選舉權資格第六款の規定は之を被選舉權にも適用する。
- 市郷自治會員の任期は三年とし任期滿了したるときは新に選舉を行ふ。再選せられたるときは重任を妨げない(第十五條)。

市、郷自治會に會長一名、副會長一名を置き、記名投票の方法を以て會員中より之を互選し、得票數が權票總

数の半数以上の者を以て當選とする（第十六條）。

市郷自治會の會議は通常會及臨時會の二に分つ。

通常會は毎年二回とし、四月及十月を以て開會し市郷長之を召集する。

臨時會は市郷長に於て必要なる事情ありと認めたる時若くは會員の二分の一以上の要求ありたる場合市郷長之を召集する、會期は毎回三十日とす。但し十日を限り延期し得る（第二十條）。

市郷自治會の管掌事項左の如し（第二十一條）。

イ、市郷公約ニ關スル議決

ロ、市郷内ニ於テ創設、改革及計畫スヘキ自治事項ニ關スル議決

ハ、市郷經費ヲ以テ支辨スヘキ自治事項ニ關スル議決

ニ、市郷經費ノ豫算及決算ニ關スル議決

ホ、市郷ノ自治稅、手数料及使用料ノ徵收ニ關スル議決

ヘ、市郷ノ公債募集其ノ他負擔トナル契約ニ關スル議決

ト、市郷ノ所有スル不動産ノ賣買其ノ他ノ處分ニ關スル議決

チ、市郷ノ所有する財産、營造物及公共設備ノ經營及處分ニ關スル議決

リ、市郷市政公所員ノ保證金ニ關スル議決

ヌ、監督官署宛ノ上申及市政局ノ諮詢ニ對スル回答

ル、其ノ他場合ニヨリ市、郷自治會ノ權限ニ屬スル事項ニ關スル議決

右議決事項は十日以内に市政管理局に上申したる上其の認可を経て之を執行せしめる。

附款、滿洲里市制機關

滿洲里市制は前記「東省特別區市郷自治試辦章程」の外、「東省特別滿洲里市自治公約」註にて規律せられる市制に就きては格別記すべき事なし。

市事業

市役所事業

教育に就きては、一九〇九年、二學級の小學校を設立、翌年之を四學級に増加した。一九一六年一月十四日以來、中等學校を其の管轄に移し、經費を支出してゐる。

尙市役所内に、一九二二年六月學務課を置き、市參事會長、同課長を兼任してゐる。

一九一〇年には市營病院を設立した。

市の財政

市の財政

滿洲里市役所收支額次の如くである。

年	收入	支出
一九〇八年	三二、四二一・一六	二九、一二四・一三
一九一〇年	七〇、〇〇一・〇二	九四、四六七・一一
一九一三年	九九、二七一・〇三	九六、一四八・二九
一九一六年	一八九、一四六・七八	一四一、一二五・五九

一九一七年 三三一、四四九・五一 三三九、八四三・三九

次に一九二二、一九二五兩年度課税比較左の如くである。

滿洲里市税課税額

一、課税額

(在滿洲里帝國領事館の調査に依る)

國別	年別	納税者數	税種及課税額		計	備考
			住宅税	營業税		
支那人	一九二二	六九九	八〇九・二〇	一五四・二〇	一、三六三・四〇	家三一人、地主一二人、商店六八二戸
支那人	一九二五	四九三	六三一・四五	一四七・六五	一、〇七九・一〇	家三一人、地主一二人、商店三五五戸
露國人	一九二二	四九七	一、三六〇・六九	三〇八・二五	一、六六八・九四	家三一人、地主一二人、商店四三〇戸
露國人	一九二五	五四九	五、八二二・五三	二、〇〇四・七五	七、八二七・二八	家三一人、地主一二人、商店二九戸
日本人	一九二二	九	八・一〇	三・〇〇	一一・一〇	家一一人、地主一人
日本人	一九二五	八	八・一〇	三・〇〇	一一・一〇	家一一人、地主一人
其他國人	一九二二	一四	三〇三・五五	九五・〇〇	三、九八八・五五	家一一人、地主一人
其他國人	一九二五	一八	三三〇・三五	一五四・五〇	四、八四五・八五	家一一人、地主一人
計	一九二二	一、二二八	二、四七三・四〇	一、一五七・四五	三、六三〇・八五	家三一人、地主一二人、商店一、〇〇〇戸
計	一九二五	二、〇六九	六、七七二・四三	三、〇九三・九〇	九、八六六・三三	家三一人、地主一二人、商店一、〇〇〇戸

二、右既納税

國別	年別	納税者數	税種及既納税額		計	備考
			住宅税	營業税		
支那人	一九二二	六九九	六二五・八〇	一三〇・二〇	七五六・〇〇	
支那人	一九二五	四九三	四五一・一〇	九一・五五	五〇二・六五	
露國人	一九二二	四九七	九、二六八・〇八	二、三五一・一五	一一、五七九・二三	
露國人	一九二五	五四九	三、九九八・三〇	一、一六六・五五	五、一六四・八五	
日本人	一九二二	九	八・一〇	三・〇〇	一一・一〇	
日本人	一九二五	八	八・一〇	三・〇〇	一一・一〇	
其他國人	一九二二	一四	一六四・二五	七五・〇〇	二、三九・二五	
其他國人	一九二五	一八	二二五・七五	一一五・〇〇	三、四〇・七五	
計	一九二二	一、二二八	一〇、〇五八・三三	二、五五六・三五	一二、六一四・六八	
計	一九二五	二、〇六九	四、六七五・一五	三、三七三・一〇	七、〇四八・二五	

備考

住宅ハ一九二二年ニハ家賃一千元ニ對シ五元ヲ賦課セルモ、一九二五年ニハ之ヲ三元ニ引下ゲ、尙五百元未滿ヲ免除セリ。

滿洲里商工業企業數 (大正十四年末現在) (在滿洲里帝國領事館の調査に依る)

1	番號	職業別	企業		支業		日業		其他	計
			露	支	日	其他				
藥局及藥店			五	三	三					一一

41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22
帽子製造	機械、縫製	婦人帽及流行品	靴製	裁縫	時計修繕	葉織	美術	兩替店	肉類販賣	石版	石版	カフエ	石炭販賣	新開製	腸詰	鍛冶	皮革及靴販賣	鹽專賣	運送

一 三 二 七 八 二 | 一 | 一 | 二 | | 一 | 一 | 二 六 七 | 一

一 | | 二 九 四 四 | 三 一 二 六 | 一 | 三 〇 | 一 |

| | | | | 一 | | | | | 三 | | | | | | |

| | | | | | | 一 | | | | | | | | | | |

二 三 二 九 七 七 四 二 二 三 二 九 一 一 一 五 六 七 一 一

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
菓子製造販賣	圖書紙類店	仲買業	活動寫真館	麥酒製造業	羊毛加工所	鑄水製造	石鹼製造	煉瓦製造	製革業	旅館業	特等企業	酒類食品販賣	清涼飲料製造	食堂	湯屋	撞球場	銀行	食料品販賣	競賣場

三 四 一 一 一 | 一 一 一 二 七 六 二 四 二 一 二 二 二 四 一

| | | | | 四 一 一 四 | | | 九 九 一 | 四 | | 六 |

一 | | | | | | | | | 二 | 一 | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |

四 四 一 一 一 四 二 二 五 二 九 七 二 四 三 一 六 二 二 〇 一

備考 企業數中、日本人の部は哈調資料「北滿主要都市商工概観」七二五頁「滿洲里日本人營業調」(大正十五年九月現在)に依れり。

後篇 第二章 東省特別區自治制

78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62
寶石時計販賣	茶販賣	居酒屋	パン製	寫眞館	酒精販賣	既製洋服販賣	染料販賣	右製	防寒外套及靴販賣	古物商	雜貨販賣	煙草販賣	運送店	活版印刷業	製鹽業	生皮毛皮類販賣
一九七	二二	二八	三八	三三	三三	三五	三五	五六	五六	六一	六三	六一	一一	一一	一四	
三三六	四	一九	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二五	一										三					
七												一				三
五五五	七二	一九	九八	八一	五二	〇六	一六	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	七

一二九

61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42
飲食店	呉服、雜貨販賣	農具店	燃料店	乾草店	酒精類卸賣	金物、食器販賣	料理店	漁業	支那菓子製造	支那菓子製造	支那ビール醸造	洗濯業	理髮業	宿屋	ビヤホル	製粉場	大工場	菓子製造	建具、桶屋
三五	一五	一一	一一	一一	一三	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
一六	三五	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
						七													
一九	四〇	一八	一三	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

後篇 第二章 東省特別區自治制

一二八

東省特別
區市政管
理局章程

註 1

東省特別區市政管理局章程 (一九二七年十月)

第一條 東省特別區市政管理局ハ行政長官ニ直屬シ特別區ノ市政事務ヲ管掌ス

第二條 市政管理局ニ左ノ各科ヲ置ク

第一科

第二科

第三科

各科ノ管掌事項ハ行政長官之ヲ定ム

第三條 市政管理局ニ左ノ職員ヲ置ク

職名 官等

局長 勅任

副局長 奏任

秘書 同右

科長 同右

科員 同右

技士 同右

翻譯員 同右

第四條 局長ハ一名ニシテ行政長官ノ命ヲ受ケ市政管理局ノ事務ヲ管掌シ及管理局職員ヲ監督ス

第五條 副局長ハ一名ニシテ行政長官ノ命ヲ受ケ局長ヲ補佐シ及市政管理局ノ事務ヲ處理ス

第六條 秘書ハ二名トシ市政管理局長ノ事務ヲ處理ス

第七條 科長ハ各科ニ一名ヲ置キ科ノ事務ヲ分掌ス

第八條 科員ハ各科ニ三名乃至五名ヲ置キ長官ノ命ヲ受ケテ科ノ事務ヲ補佐ス

第九條 技士、翻譯員ハ長官ノ命ヲ承ケ技術及翻譯事務ニ從事ス

前項職員ノ定員數ハ局長ヨリ行政長官ニ申請シテ之ヲ定ム

第十條 科員以下ノ判任官ハ行政長官ノ許可ニヨリ局長之ヲ任命シ内務部ニ上申ス

第十一條 市政管理局ハ文書ノ淨寫其他ノ事務ノ爲メ雇員ヲ採用スルコトヲ得

第十二條 市政管理局ハ分局ヲ設クルコトヲ得分局ノ編制ハ行政長官之ヲ定メ内務部ニ上申ス

第十三條 市政管理局事務規程ハ行政長官之ヲ定メ内務部ニ報告ス

第十四條 本章程ハ公布ノ日ヨリ實施ス

註 2

哈爾濱特別市自治試辦章程 (一九二六年六月公布)

第一章 總 則

第一條 本市ヲ哈爾濱特別市ト稱シ本章程ニ依リ市ニ關スル一切ノ自治事項ヲ處理スルモノトス

第二條 特別市ノ區域ハ現在ノ特別區管轄區域内ノ哈爾濱市固有ノ區域ヲ以テ其ノ區域トス境界不明ナルカ若クハ之カ變更ヲ要スルトキ又ハ異議ノ發生シタルトキハ市自治會ヨリ監督官署ニ上申シテ其ノ審查決定ヲ求ムヘシ

第三條 本市ハ市民ノ權利義務及自治事務ニ關シ市公約ヲ制定スルコトヲ得任シ該公約ハ本章程其ノ他ノ法令ト牴觸スルコトヲ得ス

第四條 本市ハ市公約ヲ執行シ且財產、營造物及公共設備ヲ管理使用スル爲市規則ヲ制定スルコトヲ得

第五條 市公約及市規則ハ監督官署ノ認可ヲ得タル上一定ノ公示方法ニ依リ之ヲ公布スヘシ

第六條 市内ニ居住スル者ハ總テ之ヲ市民ト爲シ本章程及市公約ノ定ムル處ニ從ヒ義務ヲ負擔シ利益ヲ享受スルモノトス

後篇 第二章 東省特別區自治制

哈爾濱特
別市自治
試辦章程

選舉

後篇 第二章 東省特別區自治制

第二章 選舉

第七條 本市ノ選舉ハ左記各項ノ規定ニ從ヒ之ヲ行フ

甲 滿二十歲以上ニシテ本市内ニ二年以上連續居住スル本市ノ住民タル中華民國ノ男子ニシテ左記資格ノ一ヲ有スル者ハ選舉權ヲ有ス

- 一 一年直接稅二元以上ヲ納ムル者
 - 二 不動產五百元以上ヲ所有スル者
 - 三 過去ニ於テ公職ニ在リ若ハ教員タリシ者又ハ現在公職ニ在リ若ハ教員タル者
 - 四 國民學校以上ノ學校卒業者又ハ之ニ相當スル資格ヲ有スル者
 - 五 本區域内ニ於テ土地ノ長期租有地ヲ有スル者ハ本項第二款ノ規定ニヨル所有者ト看做ス
- 乙 滿二十五歲以上ニシテ市内ニ三年以上連續居住スル本市ノ住民タル中華民國ノ男子ニシテ左記資格ノ一ヲ有スル者ハ被選舉權ヲ有ス

- 一 一年直接稅五元以上ヲ納ムル者
- 二 不動產一千元以上ヲ所有スル者
- 三 過去ニ於テ公職ニ在リ若ハ教員タリシ者又ハ現在公職ニ在リ若ハ教員タル者右ハ二年以上其ノ職ニ在リ又ハ在リタルコトヲ要ス

四 高等小學校以上ノ學校卒業者又ハ之ニ相等スル資格ヲ有スル者

前項第五款ノ規定ハ被選舉權ノ資格ニ之ヲ準用ス

丙 左記ノ一ニ該當スル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス

- 一 公權ヲ褫奪セラレ未タ復權セサル者
- 二 禁治產、準禁治產又ハ破產ノ宣告ヲ受ケ未タ取消ナキ者

三 文字ヲ解セサル者

四 僧侶道師其ノ他ノ宗教々師

五 現役軍人

六 市稅ヲ滯納セル者

七 阿片吸飲者

丁 左記ノ一ニ該當スル者ハ其ノ被選舉權ヲ停止ス

- 一 現在本地方ノ官吏タル者
- 二 現在警察官吏、司法官吏及官吏タル者

第八條 左記ノ理由ノ一アル者ニ在ラサレハ當選ヲ拒絕シ又ハ任期内ニ辭任スルコトヲ得ス

- 一 疾病アルコト確實ナル者
- 二 他ニ職業ヲ有シ區域内ニ常住スルコト能ハサルコト確實ナル者
- 三 年齡六十歲以上ノ者
- 四 三回以上重任スル者
- 五 其他ノ事由ニヨリ特ニ市自治會ノ承認ヲ得タル者

第九條 前條ニ掲タル理由ノ一ナクシテ當選ヲ拒絕シ又ハ辭任ノ申出ヲ爲シタル者ハ市自治會ノ決議ニ依リ一年以上三年未滿其ノ選舉權及被選舉權ヲ停止スルコトヲ得

第十條 選舉規則ハ施行細則ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 組織

市自治會

第一節 市自治會

第十一條 本市ニハ自治會ヲ設ケ之ヲ議決機關ト爲ス其ノ會員ノ數ハ四十名ヲ超ユルコトヲ得ス

後篇 第二章 東省特別區自治制

第十二條 市自治會會員ハ第七條第二項ニ定ムル資格ニ從ヒ之ヲ選舉ス父子又ハ胞兄弟(父ヲ同ウスル兄弟)ハ同時ニ各會員ト爲ルコトヲ得ス右ノ者カ同時ニ當選シタルトキハ子ハ父ノ爲メニ之ヲ辭退スヘク胞弟ハ胞兄ノ爲メニ之ヲ辭退スヘシ

第十三條 市自治會會員ハ之ヲ名譽職トス但シ會期中數ニ應シテ手當ヲ支給スル事ヲ得但該手當ノ額ハ自治會之ヲ定ム

第十四條 市自治會ノ會員ノ任期ハ三年トシ任期滿了シタルトキハ全部之ヲ改選ス再選セラレタル者ハ重任スルコトヲ得

第十五條 市自治會ニ會長一名副會長一名ヲ置キ記名投票ノ方法ヲ以テ會員中ヨリ之ヲ互選ス互選規則ハ市自治會之ヲ定ム會長及副會長ノ任期ハ三年トシ任期滿了スルモ再選セラレタルトキハ重任スルコトヲ得但シ三回ニ限ル

第十六條 會長ハ秩序ヲ維持シ議事ヲ整理シ市自治會ヲ代表ス

第十七條 會員ノ缺員數カ定員ノ三分ノ一ヲ超エ且候補當選人モ補充シ盡シタルトキハ遲滞ナク之カ補缺選舉ヲ爲スヘシ補缺選舉セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘期トス

第十八條 會長カ事故ニ因リ缺員トナリタル時ハ直ニ副會長ヲ以テ之ニ充ツ其ノ任期ニ關シテハ前條ノ規定ヲ準用ス

第十九條 市自治會ハ會長ノ裁量ニ依リ雇員ヲ採用シ文書、會計及庶務ニ關スル一切ノ事項ヲ處理セシムルコトヲ得其員數及俸給ハ市自治會之ヲ定ム

第二十條 市自治會ノ會議ハ通常會及臨時會ノ二種ニ分チ其ノ議事規則ハ市自治會之ヲ定ム

通常會ハ毎年二回トシ四月及十月ヲ以テ開會シ市長之ヲ招集ス臨時會ハ市長ニ於テ必要ナル事情アリト認ムルトキ又ハ會員ノ四分

ノ一以上ヨリ之カ要求アリタルトキ市長之ヲ招集ス但シ市長ニ關スル事情アルトキハ會長之ヲ招集ス會期ハ毎月三十日ヲ以テ限度トス必要アルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得但シ十日ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十一條 市自治會ハ左ノ權限ヲ有ス

- 一 市公約ニ關スル議決
- 二 市内ニ於テ創設、改革及計畫スヘキ自治事項ニ關スル議決

三 市費ノ豫算及決算ニ關スル議決

四 市ノ自治稅手数料及使用料ノ徵收ニ關スル議決

五 市ノ公債募集其ノ他負擔トナル契約ニ關スル議決

六 市有不動産ノ賣買其ノ他ノ處分ニ關スル議決

七 市ノ財産、營造物及公共設備ノ經營及處分ニ關スル議決

八 市政局職員ノ保證金ニ關スル事項ニ付テノ議決

九 監督官署廻リ回申及市政局ノ諮詢ニ對スル回答

十 其ノ他法令ニ依リ自治會ノ權限ニ屬スル事項ニ關スル議決

市自治會ハ監督官署ニ議決ノ後五日以内ニ上申シタル上其認可ヲ經テ議決事項ヲ市長ニ送致シテ之ヲ執行セシム

第二十二條 市自治會ハ市自治事務ト關係アル地方行政事項ニ付監督官署ニ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十三條 市長、佐理員又ハ參事員ハ總テ市自治會ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ニ參加スルコトヲ得

第二十四條 市自治會ハ市政局ノ執行スル事務ヲ審査ス權限ヲ超エ、法令ニ違背シ又ハ公益ニ妨アルモノト認メタルトキ全會員ノ三分ノ二以上ノ出席アル場合ニ於テ之ヲ提議シ出席會員ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ議決シタル上理由ヲ記載シテ監督官署ニ之カ審査處理ヲ申請スルコトヲ得

市參事會

第二節 市參事會

第二十五條 本市ニ參事會ヲ設ケ之ヲ市政事務執行ノ補助機關トス

第二十六條 參事員ノ定員ハ十名トシ市自治會其ノ他會員中ヨリ六名ヲ選舉シ其ノ他ハ監督官署之ヲ任命ス其ノ任期ハ三年トス

會員カ選舉セラレ參事員トナリタルトキハ會員ノ職ヲ解クモノトス

第二十七條 參事員ニハ適宜手當ヲ支給スルコトヲ得手當ノ額ハ市自治會之ヲ定ム

第二十八條 市參事會ハ市長ヲ以テ會長ト爲シ其ノ議事規則ハ市參事會之ヲ定ム

第二十九條 參事員ハ常任トシ任期中職ヲ去ル者アルトキハ市長ハ監督官署ニ之ヲ申請スヘク監督官署ハ法ニ從ヒ夫レ夫レ補充スヘシ

前項ニ依リ補充セラレタル參事員ノ任期ハ前任者ノ殘期トス

第三十條 市參事會ハ左ノ職務ヲ有ス

- 一 市自治會ニ提出スル議案ノ審査
- 二 市自治會ヨリ委託事項ノ審査
- 三 市規則ノ審査

第三十一條 市自治會ノ會長及會員ハ市參事會ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ニ參加スルコトヲ得ス

第三十二條 第十九條及第二十二條ノ規定ハ市參事會ニ之ヲ準用ス

第三節 市 政局

市政局

第三十三條 本市ニ市政局ヲ設ケ市政局長(略シテ市長ト稱ス)一名ヲ置キ全市ノ行政事務ヲ執行セシム

市長ハ監督官署監督シテ之ヲ任命ス

第三十四條 市長ハ左ノ職務權限ヲ有ス

- 一 市自治會ノ議決シタル一切ノ事項ヲ執行スルコト
- 二 市自治會ノ選舉ニ關スル事項ヲ處理スルコト
- 三 議案ヲ市自治會ニ提出スルコト但シ豫メ參事會ノ同意ヲ經ルコトヲ要ス
- 四 市ノ財産、營造物及公共設備ヲ管理又ハ監督スルコト
- 五 市ノ收入及支出ヲ管理スルコト
- 六 法令及市自治會ノ議決ニ依リ市ノ自治稅、使用料及手数料ヲ徵收スルコト
- 七 監督官署ノ命令ヲ受ケ自治會ノ或事項ニ關スル事務ヲ審査スルコトヲ得

第三十五條 市長ハ市自治會ノ議決事項不適當ト認メタルトキハ五日以内ニ其ノ理由ヲ附シ之ヲ返還シテ再議セシムルコトヲ得市自治會カ尙ホ前議決ヲ固執スルトキハ監督官署ニ之カ裁決ヲ申請スルコトヲ得

第三十六條 市政局ニ佐理員二名ヲ置キ市長ノ命ヲ受ケ市長ヲ補佐シテ執行事務ヲ分擔ス

佐理員中一名ハ市長ニ於テ市民中ヨリ專門ノ學識アル者ヲ詮衡シテ監督官署ノ認可ヲ經タル上之ヲ任命ス他ノ一名ハ市自治會ノ選舉シタル三名中ヨリ監督官署之ヲ選任ス

第三十七條 市政局ニハ事務執行ノ爲秘書處並總務、財政、工程、教育及衛生ノ各科ヲ設ケ市長ニ於テ專門ノ學識又ハ相當ノ經驗アル者(市ノ住民タルコトヲ要セス)ヲ詮衡シテ之ニ配置ス但シ監督官署ニ之カ届出ヲ爲スコトヲ要ス市政局ノ組織及執務細則ハ市公約ヲ以テ之ヲ定ム

前項ニヨリ設置セラルル各科ハ市長本市ノ事業發展ノ爲市自治會ノ同意ヲ經タル上之ヲ増設スルコトヲ得又參事員中ヨリ二名ヲ以テ之ヲ兼任セシムルコトヲ得

第三十八條 市政局出納員ハ市參事會會計ニ關スル專門ノ學識及經驗ヲ有スル者ヨリ之ヲ選舉シ監督官署ニ其ノ任命ヲ申請ス出納員ハ保證金ヲ納ムルコトヲ要ス

第三十九條 市政局職員ハ市自治會ノ會員ヲ兼任スルコトヲ得ス

父子又ハ胞兄弟ハ各同時ニ市政局ノ職員ト爲ルコトヲ得ス

第四十條 市長ニ疾病其ノ他ノ事故アルトキハ市長ハ佐理員ヲ指名シ監督官署ノ認可ヲ得タル上其ノ職務ヲ代行セシムヘシ

第四十二條 市長其ノ他ノ職員ハ總テ有給トス

第四章 財 政

財政

第一節 經費 公債

第四十二條 本市ノ經費ハ左記各款ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 本市有財産ノ收入

二 市自治税

三 本市ノ公企業ノ收入

四 手数料及使用料

五 過怠金

六 其他市ノ一切ノ收入

第四十三條 市内ニ於ケル市有ノ土地、山林其ノ他ノ不動産ハ基本財産トシテ永久ニ之ヲ保有シ其ノ收入ヲ市自治經費ニ充當スヘシ

第四十四條 個人又ハ團體ノ申出アルトキハ審附ヲ收納スルコトヲ得

第四十五條 市ノ營造物其ノ他ノ公共設備ヲ使用スル者ヨリ使用料ヲ徵收スルコトヲ得

第四十六條 市民ノ請求ニヨリ事務ヲ執リタルトキハ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第四十七條 本市ハ必要ナル公共事業ヲ創設スルノ目的ヲ以テ市自治會ノ議決ヲ得タル上監督官署ノ許可ヲ得テ市公債ヲ募集スルコトヲ得

前項ノ市公債ノ利率並募集及償還ノ方法ニ付テハ監督官署ノ認可ヲ經ルコトヲ要ス

第四十八條 市ノ財産ニシテ個人ノ寄附ニ係リ且ツ其ノ用途ノ指定アルモノハ之ヲ他ノ用途ニ使用スルコトヲ得ス但シ右指定事業ニシテ法令ニ依リ之カ變更又ハ廢止ヲ要シ且市自治會ノ議決ヲ經タル上監督官署ヨリ其ノ認可アリタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二節 豫算及決算

第四十九條 市政局ハ每一會計年度前ニ經費ノ收支ニ關スル豫算案ヲ作成シ之ヲ毎年四月ノ通常會開會前ニ市自治會ニ提出スヘシ

第五十條 市ノ經費ヲ以テ處理スル事件ニシテ當該年度内ニ完了スルコト能ハサルモノ又ハ其ノ費用カ當該年度ノモノヲ以テ支出スルコト能ハサルモノアルトキハ市自治會ノ議決ヲ經タル上豫年限ヲ定メ繼續費ヲ設クルコトヲ得

第五十一條 豫算ニハ通常費ノ外豫備費ヲ設クルコトヲ得但シ市自治會ノ否決シタル事件ノ費用ニ充ツルコトヲ得ス

第五十三條 豫算ハ市自治會ノ議決ヲ得タル後市政局監督官署ノ審査ヲ經タル上之ヲ公布ス

第五十四條 市長ハ會計年度ノ終了後決算表ヲ作成シ一切ノ證據書類ヲ添附シ之ヲ毎年十月ノ通常會ニ於テ自治會ニ提出シテ審査ヲ求ムヘシ

前項ノ決算ハ市自治會ノ承認ヲ得タル後監督官署ノ審査ヲ經タル上公布ス

第五章 監督

第五十五條 本市ハ特別區行政長官公署ヲ以テ監督機關トス

第五十六條 監督官署ハ市自治會ニ違法、越權、又ハ公益妨礙ノ行爲アリト認メタル場合ニ於テ必要アルトキハ之ヲ解散セシムルコトヲ得但シ右解散ハ一回ニ限ル監督官署ハ市長ニ命シ解散後三月以内ニ新選舉ヲ舉行セシメ之ヲ召集セシムヘシ

第五十七條 監督官署ハ市長ニ命シ事務ノ報告ヲ爲サシムルコトヲ得且文書及帳簿ヲ提出セシメ又ハ實地ニツキ其ノ出納ヲ検査スルコトヲ得

第五十八條 毎年度末ニ於テ市政局ハ市ノ處理狀況ヲ監督官署ニ報告スヘシ

第五十九條 法令ニ依リ市ノ負擔スヘキ費用カ豫算ニ編入セラレサルトキハ監督官署ハ理由ヲ説明シテ其ノ費用ヲ豫算ニ編入セシムルコトヲ得

第六十條 市長其他ノ職員ニ不正其ノ他法令ニ違背スル行爲アリタルトキハ監督官署ハ法令ニ依リ之ヲ處分スルコトヲ得

第六章 附則

第六十一條 本章程ノ施行細則及施行期日ハ別ニ之ヲ定ム

附 件

市内ニ居住スル居留民ハ一律ニ市税ヲ納ムヘク露國籍ニ屬セサル居留民ハ其ノ中ヨリ代表七名ヲ推舉シ監督官署ヲ經由シテ市自治會ニ參加セシメ代表ノ總員中ヨリ代表者一名ヲ推舉シテ市參事會ニ參加セシムヘシ露國ノ國籍ヲ有スル居留民ハ前項ノ規定ニ依リ代表

ヲ推舉シテ市自治會ニ參加スヘキモ前項ノ定員ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス此ノ場合ニ於テモ代表ノ總員中ヨリ一名ヲ推舉シ市參事會ニ參加セシムヘシ將來別段ノ協定成リタルトキハ本附件ハ之ヲ無効トス

註³ 哈爾濱特別市自治試辦章程施行細則 (一九二六年七月)

第一條 本特別市自治試辦章程ノ施行ハ本細則ノ規定ニ依リテ之ヲ行フ

第二條 市自治章程第二條ニ掲クル固有ノ區域トハ前哈埠市公議會固有ノ區域ヲ指ス

第三條 市自治章程第三條ニ掲クル事務ハ市ノ管轄區域内ノ左記ノ各項ニ限ル

一、市内ニ施設ヲナスヘキ一切ノ建築工事及其修理並營造物及公共設備ノ査定

二、市内ノ公共衛生及公共娛樂場ノ管理並取締ニ關スル事項

三、市内ノ火災消防及水患ノ救済ニ關スル事項

四、市内ノ教育及慈善事業ニ關スル各事項

五、市内ノ交通及獨占事業ノ經營取締ニ關スル事項

六、市内ノ戸口調査及商業登記ニ關スル事項

七、其他法令ニ依ル自治ニ屬スル事項

第四條 市自治章程ノ施行以前ニ本市ノ處理シタル地方公益ニ關スル事項ニシテ細則第三條ノ各項ノ範圍ニ合スルモノハ尙ホ繼續シテ之ヲ處理スヘシ

第五條 市自治章程ノ施行以後市ノ管轄區域内ニ屬スル一切ノ施設及計畫ニ就テハ隨時監督官署ニ之ヲ上申スヘシ

第六條 市自治章程ノ施行以前ヨリ本市有財產及其ノ徵收シタル經費ニシテ現在其ノ用途カ自治事務ヲ處理スルコト確實ナルモノハ尙ホ繼續シテ之ヲ支出スルコトヲ得

第七條 市自治章程ノ施行以後從來ノ各種課金ニシテ本市管轄區域内ニ屬スルモノハ現在其ノ用途カ自治事務ヲ處理スルコト確實ナ

ルモノハ尙ホ繼續シテ之ヲ徵收スルコトヲ得

第八條 市自治會員及參事員ノ任期ハ總テ當選ノ日ヨリ起算ス其監督官署ノ任命ニカカル參事員ノ任期ハ當該期ニ選舉シタル參事員ト同シ

第九條 市自治會員ノ選舉規則ハ市自治章程第十條ノ規定ニ依リ本細則ニ於テ之ヲ定ム

第十條 市自治會員ノ選舉ハ毎回會員ノ任期滿了前六箇月以内ニ市政局ニ於テ選舉籌備處ヲ設ケ選舉ニ關スル一切ノ事務ヲ處理シ市長ヲ以テ選舉監督トナス

其ノ第一回ノ選舉ハ行政長官公署ヨリ吏員ヲ派遣シテ之ヲ行フ

第十一條 選舉期日ハ選舉監督之ヲ決定シ監督官署ニ其公布ヲ申請ス

第十二條 選舉事務處理員ハ選舉監督之ヲ詮衡シテ監督官署ニ其ノ任命ヲ申請ス處理員ハ總テ名譽職トス但シ適宜手當ヲ支給スルコトヲ得處理員ハ其ノ選舉區内ニ於テハ其ノ被選舉權ヲ停止ス但シ監察員ハ此限ニ在ラス

第十三條 選舉監督ハ調査員ヲ派遣シテ區域ヲ分チテ調査セシメ市自治章程第七條甲乙二項ニ定ムル資格ニ依リ調査ニ合格シタルモノニ付テ各別ニ選舉人名簿及被選舉人名簿ヲ作成スルコトヲ得

調査細則ハ選舉監督之ヲ定ム

第十四條 選舉人名簿及被選舉人名簿ニハ姓名、年齢、原籍、住所、居住年限及市自治章程第七條甲乙二項ニ定ムル資格ヲ記載スヘク選舉期日ノ四十二日前ニ全部之ヲ作成シ一定ノ場所ニ備ヘ置キテ公衆ニ公示シ且監督官署ニ上申スヘシ

第十五條 選舉人名簿及被選舉人名簿ノ公示ハ十日間ニ限ル本人ニ於テ遺漏又ハ錯誤アリト認メタルトキハ公告期間内ニ其證據ヲ提出シテ選舉監督ニ變更ヲ請求スルコトヲ得右期限ヲ過キタルトキハ直ニ確定シタルモノトス

前項ノ變更ノ請求アリタルトキハ選舉監督ハ十日以内ニ之ヲ査定スヘシ査定ヲ經テ變更サレタルトキハ直チニ再ヒ之ヲ公示スヘク且名簿ニ付キ監督官署ニ上申スヘシ其不服ナル者ハ監督官署ニ對シ十日以内ニ査定セムコトヲ請求スルコトヲ得

第十六條 選舉人名簿ノ確定後各選舉人ニ選舉證ヲ配布スヘク別ニ副本ヲ作成シテ各投票所及開票所ニ備ヘ置キ且監督官署ニ提出シ

テ之ヲ保管セシムヘシ

第十七條 選舉人名簿ノ確定後當該期間ニ於テ若シ改選又ハ補選ヲ爲ス場合アルトキ其選舉人名簿及被選舉人名簿ハ尙ホ該名簿ヲ以テ標準トス

第十八條 選舉人名簿及被選舉人名簿ヲ公示スルトキハ同時ニ選舉通告ヲ頒布スヘシ記載事項左ノ如シ

一、選舉期日

二、投票所及開票所ノ地點

三、投票方法

四、當選人ノ定員

第十九條 被選舉人名簿中姓名ノ相同シキ者アルトキハ其ノ同姓名者ニ付キ各別ニ之ヲ書面ニ記載シ且年齢、原籍及住所ヲ記入シテ

各投票所ニ配布シ投票ノ際各選舉人ヲシテ之ニ注意セシメ若シ同姓名者ヲ選舉スヘキ場合ニハ投票用紙ニ年齢及住所ヲ記入シテ區別ヲ示スヘシ

第二十條 選舉監督ハ地方ノ狀況ニ應ジ全市ヲ區劃シテ若干ノ投票區ト爲シ各區ニ投票所一個ヲ設ケ第一、第二等ノ文字ヲ冠セシムヘシ

前項ノ投票區ハ選舉期日ノ六十日前ニ選舉監督之ヲ決定シテ監督官署ニ上申スヘシ

第二十一條 各投票所及開票所ノ地點ハ選舉監督之ヲ定メ且管理員及監察員若干名ヲ派遣シテ各別ニ投票及開票ニ關スル一切ノ事務ヲ管理並監察セシム但監察員ハ當該區ノ選舉人ニ限ル

第二十二條 各投票所ニハ該所ノ職員及選舉人ヲ除クノ外妄リニ人ノ立入ルコトヲ禁ス投票所ノ參觀人ハ參觀入場券ヲ受領スヘク若シ人數多キニ過キ收容スルコト能ハサル處アルトキハ券數ヲ制限スルコトヲ得

第二十三條 各投票所ノ開門時間ハ午前八時ヨリ午後六時迄ヲ以テ限度トス但必要ノ場合ハ之ヲ延長スルコトヲ得

第二十四條 各投票所及開票所ハ事務完了ノ後當選者及當選候補者カ總テ定員ニ滿チ再ヒ決選又ハ補選ヲ爲スノ要ナキトキハ直ニ之

ヲ撤廢スヘシ

第二十五條 投票所及開票所ノ執務細則ハ選舉監督之ヲ定ム

第二十六條 投票所及投票箱ハ監督官署之ヲ制定シ選舉期日ノ二十日前ニ選舉監督ニ交付シテ各投票所ニ轉付セシム

前項ノ投票紙ハ選舉監督之ニ捺印シテ封緘スヘク選舉期日ニ至ルニ非サレハ開封スルコトヲ得ス投票箱ハ投票ノトキヲ除クノ外嚴重ニ之ニ封印ヲ施スヘシ

第二十七條 選舉監督ハ各投票所ノ選舉人數ニ應ジテ各別ニ投票簿ヲ作製スヘシ

前項ノ投票簿ニハ選舉人ノ姓名、年齢、原籍及住所ヲ記載シ且選舉人ノ署名スヘキ欄ヲ豫備スヘシ

第二十八條 選舉監督ハ選舉期日ニ監督官署ニ吏員ノ派遣ヲ申請シテ投票所ニ臨場監視セシムヘシ

第二十九條 投票者ハ該投票所ノ投票簿ニ姓名ヲ記載サレタル者ニ限り期日ニ至リ自身投票所ニ出頭シテ選舉證ヲ差出シ投票簿ニ記載サレタル本人ノ姓名ノ下ニ署名シテ投票紙一枚ヲ受領シ無記名單記法ヲ以テ被選舉人一名ヲ記入シテ(自己ノ姓名ヲ記入スルコトヲ得ス)投票紙ヲ箱ニ投入シ直チニ退出スルモノトス

第三十條 投票者ハ投票所内ニ於テハ投票ノ方法ニ關シ職員ト問答スルコトヲ得ル外他人ト談話ヲ交フルコトヲ得ス若シ他人ノ姓名ヲ用ヒ其他法令ニ違反スル行爲ヲ爲シタルトキハ管理員ヲシテ之ヲ退出セシムルコトヲ得

第三十一條 投票所ノ管理員ハ投票ノ願未ニ付キ監察員ト會同シテ報告ヲ作成シ投票箱ト共ニ投票完了ノ翌日之ヲ開票所ニ移シ且選舉監督ニ報告スヘシ

第三十二條 選舉監督ハ各投票箱ノ全部ノ送達アリタル翌日開票時刻ヲ定メテ之ヲ公示シ其ノ時刻ニ至リ自身開票所ニ臨席シ職員ヲ督令シテ開票シ即日之ヲ公示スヘシ

第三十三條 檢票ノ際ハ投票數ト投票簿ヲ對照スヘシ若シ投票數ト投票者ノ數トカ符合セサルカ又ハ選舉權ヲ放棄シタル等ノ事情アルトキハ別冊ニ之ヲ記載スヘシ

第三十四條 左記各款ノ一アルトキハ該選舉票ハ之ヲ無効トス

- 一、記載ノ方式ニ欠缺アルトキ
 - 二、他事ヲ記入シタルトキ但被選舉人ノ年齢、原籍及住所ヲ記載シタルトキハ此限ニアラス
 - 三、字跡不明ニシテ認識スルコト能ハサルトキ
 - 四、投票所ノ交付シタル投票紙ヲ用キサルトキ
 - 五、選舉シタル者カ被選舉人名簿ニ記載ナキトキ
- 第三十五條 開票所ノ管理員ハ開票ノ順末ニ付監察員ト會同シテ報告書ヲ作成シ同票完了ノ翌日之ヲ選舉監督ニ提出スヘシ
- 第三十六條 本選舉ニ於テハ市自治章程第十一條ノ規定ニ依リ會員ノ定數四十名ヲ以テ當選者トシ且同數ノ候補者ヲ選出ス
- 本選舉ニ於テ選舉スヘキ當選者ノ定員(即チ四十名)ヲ以テ投票者ノ總數ヲ除シ其ノ得タル數ノ三分ノ一ヲ以テ當選得票定數ト爲シ得票カ右定數ニ滿タサル者ハ會員並候補當選者ト爲スコトヲ得ス
- 第三十七條 當選者ノ順位ハ得票ノ多少ヲ以テ順序トシ得票數同シキトキハ抽籤ニヨル
- 第三十八條 得票カ當選得票定數ニ滿ツルモ會員ノ定員ニ因リ當選スルコト能ハサル者ハ候補當選者トス其順位ハ前條ノ規定ニ依ル
- 第三十九條 當選得票定數ニ滿タサルニ因リ會員又ハ候補當選者ノ定員ヲ充スコト能ハサルトキハ選舉監督ハ得票數ノ比較的多キ者ニ就キ定員不足數ニ相當スル姓名ヲ記載シテ直チニ之ヲ揭示シ開票後ノ第三日ニ原投票所ニ於テ姓名ヲ記載サレタル者ノ中ニ就テ選舉投票ヲ爲シ得票ノ比較的多キ者ヲ以テ當選トス
- 第四十條 當選得票定數ニ因リ當選者又ハ候補當選者ノ定員ヲ充スコト能ハサル場合ニ於テ姓名ヲ記載シテ選舉ヲ爲スヘキモノナキカ又ハ姓名ヲ記載シテ決選ヲナスコトヲ得ルモ尙ホ定員ヲ充スコト能ハサルトキハ豫メ定員不足ノ數ヲ揭示シ開票後第三日ニ原投票所ニ於テ定員不足數ニ就キ再ヒ選舉ヲ爲スヘシ此場合ニ於テモ得票ノ比較的多キモノヲ以テ當選トス
- 第四十一條 當選者確定後選舉監督ハ當選者ノ姓名及得票數ヲ揭示シ且明細書及選舉順末報告書ヲ作成シテ選舉用紙ト共ニ監督官署ニ之ヲ提出シ並ニ之ヲ當選者ニ通知スヘシ
- 第四十二條 當選者ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ通知ノ日ヨリ七日以内ニ選舉ニ應スヘキ旨届出ヲ爲スヘシ其期限ヲ超ユルモ届出ヲ爲サス且正當ノ理由ナキトキハ當選ヲ拒絕シタルモノト看做ス當選ヲ拒絕シタル當選者ニ付テハ選舉監督ニ於テ市自治暫行章程第八條及第九條ニ依リテ處理スヘシ
- 第四十三條 當選ニ應シタル者ハ市自治會員トシ監督官署ヨリ當選證書ヲ交付ス
- 會員ノ缺員ヲ補缺シタル場合モ亦同シ
- 第四十四條 左記各款ノ事情ノ一アルトキハ其選舉ハ之ヲ無効トス
- 一、選舉人名簿及被選舉人名簿ニ付キ不正アリタルニ因リ全體ノ者ニ涉及シ確定裁判ヲ經タルトキ
 - 二、選舉ノ處理法令ニ違反シ確定裁判ヲ經タルトキ
- 第四十五條 左記各款ノ事情ノ一アルトキハ其當選ハ之ヲ無効トス
- 一、當選ノ拒絕
 - 二、死亡
 - 三、被選舉資格ヲ具備セス確定裁判ヲ經タルトキ
 - 四、當選得票數カ不正ニシテ確定裁判ヲ經タルトキ
- 第四十六條 當選無効ナルトキハ候補當選者ヲ以テ之ヲ補缺スヘシ既ニ證書ヲ交付シタル場合ニ於テハ之ヲ返還セシメ且當選無効者ノ姓名及其理由ヲ公示スヘシ
- 第四十七條 左記各款ノ事情ノ一アルトキハ改選ヲ行フヘシ
- 一 會員ノ任期カ滿了シタルトキ
 - 二 選舉カ無効トナルトキ
- 第四十八條 候補當選者ヲ順次ニ全部補缺シタル場合ニ於テ會員ノ定員カ尙ホ其三分ノ二ノ不足アルトキハ補選ヲ行ヒ會員ノ缺員ヲ充タス尙同時ニ全會員ト同數ナル候補當選者ヲ選出スヘシ
- 第四十九條 改選及補選ニ關スル事務ハ總テ本規則ノ規定ニ依リテ之ヲ行フ

第五十條 選舉人ニ於テ選舉事務處理員ニ不正其他法令ニ違反スル行爲アリト認メタルトキハ開票後ノ五日間ニ限り特別裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

第五十一條 選舉人ニ於テ當選人カ其ノ資格ヲ具備セサルカ又ハ票數カ不正ナルコトヲ認メタルトキ及落選者ニ於テ順位ニ錯誤アリト認メタルトキハ總テ前條ノ規定ニ依リ訴ヲ提起スルコトヲ得

第五十二條 選舉訴訟事件ハ選舉訴訟ヲ處理シタル裁判所ニ對シ特ニ之ヲ先ニ裁判スルコトヲ請求スルコトヲ得

第五十三條 市自治會ノ會長及副會長ノ選舉ニハ記名單記法ヲ用ヒ得票カ全投票者數ノ半數以上ノ者ヲ以テ當選トス

第五十四條 會員ノ開會時ニ於ケル席次ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第五十五條 會員半數以上ノ出席アルニ非サレハ開議スルコトヲ得ス

第五十六條 會員カ故ナク缺席スルコト引續キ五回以上ニ及ヒタルトキハ之ヲ除名ス

第五十七條 參事員ノ選舉ニハ記名單記法ヲ用ヒ得票カ全投票者數ノ半數以上ニ達シタル者ヲ以テ當選トシ定員ニ足ラサルトキハ定員ニ達スルマテ再投票ヲ行フヘシ

第五十八條 參事員ヲ選舉スルトキハ同數ノ當選者候補ヲ選出スヘシ其ノ當選得票數ハ前條ノ規定ニ依ル得票カ當選得票數ニ充ツルモ當選者ノ定員ニ因リ當選スル能ハサルトキハ之ヲ候補當選者トス但シ候補當選者ニ對シテハ會員ノ職ヲ解カサルモノトス

第五十九條 參事員ノ選定後監督官署ニ於テ之ニ證書ヲ交付シ當選就任ヲ希望セサル者ハ候補當選者ヲ以テ之ヲ補缺スヘシ

第六十條 參事員ニ缺員アルトキハ缺員數ヲ審查シ會員ヨリ選出シタル候補當選者ヲ以テ之ヲ補缺シ且監督官署ヨリ證書ヲ交付スヘク監督官署ヨリ委任シタル者ハ尙ホ監督官署ニ委任ヲ申請シテ之ヲ補充スヘシ

第六十一條 會員ニシテ監督官署ノ委任ヲ受ケ參事員ト爲リタル者ハ尙ホ市自治章程第二十六條第二項ノ規定ニ依ルヘシ

第六十二條 市政局各科職員任用規則ハ監督官署ニ於テ命令ヲ以テ之ヲ行フ

第六十三條 佐理員ノ選舉ハ無記名連記法ヲ用ヒ每票ニ權トシ得票數比較的多數ナル者ヲ以テ當選トス但得票數ハ總投票數ノ四分一以上ナルコトヲ要ス

特別市鄉自治試辦章程

註4 特別市鄉自治試辦章程（一九二七年三月）

第一章 總則

第一條 本特別區域内ニ於テ哈爾濱特別市範圍内ヲ除ク其ノ他ノ各地ニシテ人口一萬以上ノ地方ハ之ヲ市ト定メ其ノ他ハ概ネ鄉トナス

市、鄉ノ設立セサル地方ニシテ若シ市、鄉ヲ設クル必要アラハ市政管理局ヨリ行政長官公署ニ申請シテ處理ス

第二條 市、鄉ノ區域ハ本特別區各市鄉固有ノ區域ヲ以テ其ノ區域トナス

若シ市、鄉區域ノ判明セサル場合ニハ市政管理局ニ於テ地方ノ狀況ヲ參酌シテ之ヲ定ム市、鄉ニ變更ヲ行フヘキ場合或ハ異議ノ生シタル場合ニハ市、鄉自治會ノ議決ヲ經タル後市政管理局ニ申請シテ之ヲ定ム

前記二項ノ行政處分ニ不服アル場合ニハ行政長官公署ニ上申シテ處理スルコトヲ得

第三條 市鄉自治會ハ法人トナス市政管理局ノ監督ヲ受ケ法令ノ範圍内ニ於テ自治ニ關スル各項事務ヲ處理ス

第四條 市、鄉ハ其住民ノ權利義務及ヒ自治事務ニ關シ市、鄉公約ヲ制定スルコトヲ得但シ市鄉公約ハ本章程及他ノ法令ト抵觸スルコトヲ得ス

- 第五條 市、鄉公約ヲ執行シ市、鄉ニ屬スル財產、營造物及公共設備ヲ管理使用スルタメニ市、鄉規則ヲ制定スルコトヲ得
- 第六條 市、鄉公約及規則ハ監督官署ニ上申詮議ノ上一定ノ公告方式ニ依リ之ヲ發布ス
- 第七條 凡ソ市、鄉内ニ居住スル者ハ總テ當該市、鄉住民トナス市鄉民ハ本章程及ヒ各當該市、鄉公約ノ定ムル處ニ依リ權利ヲ享有シ義務ヲ負擔ス

選舉

第二章 選舉

第八條 各市、鄉ノ選舉ハ左記各項ノ規定ニ從ヒ之ヲ行フ

甲 滿二十歲以上ニシテ市、鄉内ニ一年以上連續居住スル市、鄉ノ住民タル中華民國男子ニシテ左記資格ノ一ヲ有スル者ハ選舉權ヲ有ス

- 一、一年直接稅一元以上ヲ納ムル者
 - 二、不動產一百元以上ヲ所有スル者
 - 三、過去ニ於テ公職ニ在リ若ハ教員タリシ者若ハ現在公職ニアリ若ハ教員タル者
 - 四、國民學校以上ノ學校卒業者又ハ之ニ相等スル資格ヲ有スル者
 - 五、本區域内ニ於テ土地ノ長期租有地ヲ有スル者ハ本項第二款ノ規定ニヨル所有者ト看做ス
- 乙 滿二十五歲以上ニシテ市、鄉内ニ一年以上連續居住スル本市、鄉ノ住民タル中華民國ノ男子ニシテ左記資格ノ一ヲ有スル者ハ被選舉權ヲ有ス
- 一、一年直接稅二元以上ヲ納ムル者
 - 二、不動產五百元以上ヲ所有スル者
 - 三、過去ニ於テ公職ニ在リ若ハ教員タリシ者又ハ現在公職ニ在リ若ハ教員タル者、右ハ二年以上其ノ職ニ在リ又ハ在リタルコトヲ要ス
 - 四、高等小學校以上ノ學校卒業者又ハ之ニ相等スル資格ヲ有スル者

前條第五款ノ規定ハ被選舉權ノ資格ニ之ヲ準用ス

丙 左記ノ一ニ當ルモノハ選舉權及被選舉權ヲ有セズ

- 一 公權ヲ褫奪セラレ未タ復權セサル者
- 二 禁治產、準禁治產又ハ破產ノ宣告ヲ受ケ未タ取消ナキ者
- 三 市、鄉稅ヲ滯納セル者
- 四 僧侶、道士其ノ他ノ宗教師
- 五 現役軍人
- 六 文字ヲ解セサル者
- 七 阿片吸飲者

丁 左記ノ一ニ該當スル者ハ被選舉權ヲ停止ス

- 一 現在本地方ノ官吏タル者
- 二 現在警察官吏、司法官吏及稅務官吏タル者

第九條 左記ノ事由ノ一アル者ニアラサレハ當選ヲ拒絕シ又ハ任期内ニ辭任スルコトヲ得ス

- 一 疾病アルコト確實ナル者
- 二 他ニ職業ヲ有シ區域内ニ常ニ居住スルヲ得サルコト確實ナル者
- 三 年齡六十歲以上ノ者
- 四 三回以上重任スル者
- 五 其ノ他ノ事由ニ依リ特ニ市鄉自治會ノ承認ヲ得タル者

第十條 前條ニ掲グル事由ノ一ナクシテ當選ヲ拒絕シ又ハ辭任ノ申出ヲ爲シタル者ハ市鄉自治會ノ決議ニ依リ一年以上二年未滿其ノ選舉權及被選舉權ヲ停止スル事ヲ得

市郷自治

後篇 第二章 東省特別區自治制
第十一條 選舉規則ハ市政管理局之ヲ定ム

第三章 市郷自治會

第十二條 市、郷ニ自治會ヲ設ケ之ヲ議決機關ト爲ス其會員ノ定數ハ市自治會ニ於テ八十名乃至二十名トシ郷自治會ニ於テハ六名乃至十二名ト爲ス右定員數ハ市政管理局カ其地方ノ狀況ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第十三條 市、郷自治會ノ會員ハ之ヲ名譽職トス

但シ開期中ハ日數ニ應ジテ手當ヲ支給スル事ヲ得該手當ノ額ハ各市、郷自治會之ヲ定ム

第十四條 父子又ハ胞兄弟ハ同時ニ自治會會員タルコトヲ得ス

右ノ者カ同時ニ當選シタル時ハ子ハ父ノ爲メニ之ヲ辭退スヘク胞弟ハ胞兄ノ爲メニ之ヲ辭退スヘシ

第十五條 市、郷自治會會員ノ任期ハ三年トシ任期滿了シタルトキハ全部之ヲ改選ス

再選シタル者ハ重任スルコトヲ得

第十六條 市、郷自治會ニ會長一名及副會長一名ヲ置キ記名投票ノ方法ヲ以テ會員中ヨリ之ヲ互選ス投票總數ノ半數以上ノ得票者ヲ以テ當選者ト爲ス

互選規則ハ別ニ之ヲ定ム

會長及副會長ノ任期ハ各三年トシ任期滿了スルモ再選セラレタルトキハ重任スルコトヲ得但シ三回ニ限ル

第十七條 會員ニシテ缺員アル時ハ候補當選人ヲ以テ順次補充ス

補充會員ノ任期ハ前任者ノ殘期トス會員ノ缺員數カ定員ノ三分ノ一ヲ超エ且ツ候補當選人モ補充シ盡シタルトキハ遲滞ナク之カ補充選舉ヲ爲スヘシ但シ次期選舉迄三月ニ足ラサルトキハ此限ニアラス

第一項候補會員補充ノ規定ハ之ヲ補缺選舉會員ノ場合ニモ准用ス

第十八條 會長カ事故ニ依リ缺員ト爲リタルトキハ直ニ副會長ヲ以テ之ニ充ツ其ノ任期ニ關シテハ前條ノ規定ヲ准用ス

副會長補缺選舉ハ第十六條ノ規定ニ依ル

第十九條 市、郷自治會ハ會長ノ裁量ニ依リ雇員ヲ採用シ文書、會計及庶務ニ關スル一切ノ事項ヲ處理セシムルコトヲ得其ノ員數及俸給ハ各自治會之ヲ定ム

第二十條 市、郷自治會ノ會議ハ通常會及臨時會ノ二種ニ分チ其ノ議事規則ハ各自治會之ヲ定ム通常會ハ毎年二回トシ四月及十月ヲ以テ開會シ各市、郷長之ヲ召集ス臨時會ハ各市、郷長ニ於テ必要ナル事情アリト認ムルトキ又ハ會員二分ノ一以上ヨリ之カ要求アリタルトキ各市、郷長之ヲ召集ヘ但シ市、郷長ニ關スル事項ニ就テハ自治會長之ヲ召集ス

會期ハ毎回三十日ヲ以テ限度トス必要アルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得但シ十日ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十一條 市郷自治會ハ左ノ權限ヲ有ス

- 一、市、郷公約ニ關スル議決
- 二、市、郷内ニ於テ創設、改革及計畫スヘキ自治事項ニ關スル議決
- 三、市、郷經費ヲ以テ支辨スヘキ自治事項ニ關スル議決
- 四、市、郷經費ノ豫算及決算ニ關スル議決
- 五、市、郷ノ自治稅、使用料ノ徵收ニ關スル議決
- 六、市、郷ノ公債募集其ノ他負擔トナル契約ニ關スル議決
- 七、市、郷ノ所有スル不動産ノ賣買其ノ他處分ニ關スル議決
- 八、市、郷ノ所有スル財産、營造物及公共設備ノ經營及處分ニ關スル議決
- 九、市、郷市政公所職員ノ保證金ニ關スル議決
- 十、監督官署宛ノ回申及市政局ノ諮詢ニ對スル回答
- 十一、其ノ他法令ニヨリ市、郷自治會ノ權限ニ屬スル事項ニ關スル議決
- 市、郷自治會ハ議決ノ後十日以内ニ市政管理局ニ上申シタル上其ノ認可ヲ得テ議決事項ヲ市長又ハ郷長ニ送致シテ之ヲ執行セシム
- 第二十二條 市、郷自治會ハ第二十一條第三款第七款ヨリ第九款ノ議決事項ヲ市、郷自治公所ニ依託シテ之ヲ處理スル事ヲ得

第二十三條 市、鄉自治會ハ地方行政ト市、鄉自治ト關係アル事項ニ關シテ監督官署ニ意見ヲ上申スル事ヲ得

第二十四條 市長及市董、郷董ハ市郷自治會ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

但シ議決ニ參加スルコト得ス

第二十五條 市、鄉自治會ハ市郷市政公所ノ執行事務ヲ審査ス權限ヲ超エ法令ニ違背シ又ハ公益ニ妨アルモノト認メタルトキハ之ヲ提議シ理由ヲ記載シテ市政管理局ニ之ヲ審査處理ヲ申請スルコトヲ得前項ノ行政處分ニ不服アル時ハ行政長官公署ニ審査ヲ申請シ得

市郷市政公所

第四章 市郷市政公所

第二十六條 市、郷ニ市郷市政公所ヲ設ケ市長或ハ郷長一名ヲ置ク市、郷長ハ市政管理局之ヲ選出シ行政長官ニ申請シテ任命ス

第二十七條 市長、郷長ハ左ノ職務權限ヲ有ス

一 市、郷自治會ノ議決シタル一切ノ事項ヲ執行スルコト

二 市、郷自治會ノ選舉ニ關スル事項ヲ處理スルコト

三 市、郷自治會ニ議案ヲ提出スルコト

四 市、郷ノ財産、營造物及公共設備ヲ管理又ハ監督スルコト

五 市、郷ノ收入及支出ヲ管理スルコト

六 法令及市、郷自治會ノ議決ニ依リ市、郷ノ自治稅、及使用料及手数料ヲ徵收スルコト

第二十八條 市長或ハ郷長ハ自治會ノ議決事項ヲ不適當ト認メタルトキハ五日以内ニ其ノ理由ヲ附シ之ヲ返送シテ再議セシム又自治會カ尙前議決ヲ固執スルトキハ市政管理局ニ之ヲ裁判ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ行政處分ニ不服アル時ニ行政長官公署ニ陳述スルコトヲ得

第二十九條 市、郷ニ市董或ハ郷董一名ヲ設ケ市長或ハ郷長ノ命ヲ承ケ市、郷長ヲ補佐シテ事務ヲ執行ス

市董、郷董ハ自治會員中學識經驗アル者ニ就テ二名ヲ詮衡シ市政管理局ノ認可ヲ經タル上之ヲ任命ス

第三十條 市、郷市政公署ニ出納員一名ヲ設ケ市、郷自治會ニ於テ會計ニ關スル專門ノ學識及經驗ヲ有スル者ヨリ選舉シ市政管理局ニ其ノ任命ヲ申請ス

出納員ハ保證金ヲ納ムヘシ

第三十一條 市、郷市政公所ハ事務執行ノ爲メ執務員ヲ配置ス執務員ハ市長或ハ郷長ニ於テ專門學識アル者ヲ詮衡ス市、郷市政公所

ノ組織及執務規則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十二條 市、郷市政公所職員ハ自治會ノ會員ヲ兼任スルコトヲ得

若シ市、郷自治會員ニシテ公所職員ニ選任サレタル時ハ自治會員ノ職ヲ辭任スヘシ

父子又ハ胞兄弟ハ同時ニ市、郷市政公所職員タルコトヲ得ス

第三十三條 市長或ハ郷長ニ事故アル場合ハ市董或ハ郷董ニ於テ之ヲ代行ス

第三十四條 市長或ハ郷長及其他市、郷市政公所職員ハ總テ有給トス其俸給額ハ市、郷公約ニテ之ヲ定ム

第三十五條 市長或ハ郷長ハ雇員ヲ適宜採用シテ文書、翻譯會計及一切ノ事務ヲ處理セシムルコトヲ得雇員ノ俸給ハ市長或ハ郷長ニ

於テ之ヲ定ム

第五章 經費

第三十六條 市、郷自治ノ經費ハ左記各款ヲ以テ之ニ充ツ

一 市、郷有財産ノ收入

二 市、郷自治稅

三 市、郷公企業ニヨル收入

四 手数料及使用料

五 過怠金

六 其ノ他市、郷ノ一切ノ收入

後篇 第二章 東省特別區自治制

- 第三十七條 市、郷ノ土地、山林及其他ノ不動産基本財産トシテ永久ニ之ヲ保有シ其收入ヲ市、郷ノ自治經費ニ充當スヘシ
- 第三十八條 市、郷ニハ災害救済或ハ公企業營業ノ爲メ國家ニ於テ補助費ヲ支給スルコトヲ得
- 第三十九條 市、郷稅ノ關稅ニ附屬シテ徵收スルモノニ關シテハ其稅則及徵收方法ハ行政長官公署ニ於テ之ヲ定ム
- 第四十條 市、郷ノ營造物其ノ他ノ公共設備ヲ使用スル者ヨリ使用料ヲ徵收スル事ヲ得
- 第四十一條 市、郷民ノ請求ニ依リ事務ヲ執リタルトキハ手数料ヲ徵收スルコトヲ得
- 第四十二條 使用料及手数料ノ徵收ハ市、郷規則ヲ以テ之ヲ定ム又十元以下ノ過怠金ヲ徵收スルコトヲ得
- 第四十三條 市及人口二千以上ノ郷ニ在リテハ公共事業ヲ創設スル必要上監督官署ノ許可ヲ得テ市、郷公債ヲ募集スルヲ得

第六章 豫算、決算

- 第四十五條 市、郷市政公所ハ每一會計年度前ニ經費ノ收支ニ關スル豫算案ヲ作成シ之ヲ毎年四月ノ通常會開會前ニ市、郷自治會ニ提出スヘシ
- 事務報告書及財産ニ關シ張簿ヲ作成シ右ト同時ニ之ヲ提出スヘシ
- 第四十六條 市、郷經費ヲ以テ處理スル事件ニシテ當該年度内ニ完了スルコト能ハサルモノ又ハ其ノ費用カ當該年度ノモノヲ以テ支出スルコト能ハサルモノアルトキハ市、郷自治會ノ議決ヲ經タル上豫算年限ヲ定メ繼續費ヲ設クルコトヲ得
- 第四十七條 豫算ニハ通常費ノ外豫備費ヲ設クルコトヲ得
- 但シ市郷自治會ノ否決セル事件ノ費用ニ充ツルコトヲ得ス
- 第四十八條 市、郷長カ當該年度ノ豫算ニ對シ追加又ハ變更ノ必要アル場合ハ事前ニ之ヲ市、郷自治會ニ提出シテ其ノ議決ヲ得ルコトヲ要ス
- 第四十九條 市、郷ハ公共事業ノタメ特別會計ヲ設クルコトヲ得
- 第五十條 豫算ハ市、郷自治會ノ議決ヲ經タル後市、郷市政公所、市政管理局ノ審査ヲ經タル上之ヲ公布ス

監督

第七章 監督

- 第五十一條 市、郷長ハ會計年度終了後決算表ヲ作成シ一切ノ證據書類ヲ添附シ之ヲ毎年十月ノ通常會ニ於テ市、郷自治會ニ提出シテ審査ヲ求ムヘシ
 - 前項ノ決算ハ市、郷自治會ノ承認ヲ經タル後市政管理局ニ報告シ審査ヲ經且ツ行政長官公署ニ報告スヘシ
 - 第五十二條 市長或ハ郷長ノ發セル支拂命令ニシテ市、郷公約或ハ豫算ニ違反スル時ハ出納員ハ其支出ヲ拒絕スヘシ
- 第八章 附 則
- 第五十三條 市、郷ハ市政管理局ヲ以テ直接監督機關トナシ行政長官公署ヲ以テ其ノ上級監督機關トス
 - 第五十四條 直接監督官署ハ監督ノ必要上市、郷ニ命令ヲ發シ又處分ヲナスコトヲ得
 - 市、郷ニシテ前項命令又ハ處分ニ對シテ不服アル時ハ行政長官公署ニ陳述處理ヲ申請スルコトヲ得
 - 第五十五條 直接監督官署ニシテ市、郷自治會ニ違法越權ノ行爲アルヲ證明セルトキハ上級監督官署ハ詮議ノ上之ヲ解散セシムルコトヲ得
 - 此ノ場合ニハ市長或ハ郷長ヲシテ三月以内ニ新選舉ヲ舉行シ之ヲ召集セシムヘシ
 - 第五十六條 直接監督官署ハ監督ノ必要上市長或ハ郷長ヲシテ事務ノ報告ヲナサシメ且文書及帳簿ヲ提出セシメ又ハ實地ニツキ其ノ出納ヲ検査スルコトヲ得直接監督官署ハ各市、郷ノ改革スヘキ事項及其處理狀況ヲ隨時行政長官公署ニ報告スヘシ
 - 第五十七條 法令ニ依リ市、郷ノ負擔スヘキ費用カ豫算ニ編入セラレサルトキハ直接監督官署ハ理由ヲ説明シテ其ノ費用ヲ豫算ニ編入セシムルコトヲ得
- 第五十八條 市長、郷長或ハ其他市、郷市政公所ノ職員ニシテ不正又ハ其他法令ニ違反セル行爲ノアリタル時ハ市政管理局長ハ左記處分ニヨリテ之ヲ懲戒スルモノトス
- 解職、減俸、過記(過失ヲ記録ニ留ム)及戒飭
- 前項ノ處分ニ對シテ不服アルモノハ行政長官公署ニ訴願シ裁決ヲ請フヲ得

第五十九條 市、郷ニ區分ノ必要アル時ハ市、郷自治會ノ議決アリタル後監督官署ニ之カ協議認可ヲ申請シ並ヒニ行政長官公署ニ届出テテ後法ニヨリテ設ク

第六十條 市、郷間彼我ノ利益或關聯シ聯合シテ處理スル事ヲ必要トシ市、郷ノ協議ニ依リテ市、郷組織ノ必要アリトスルハ監督官署ニ之カ協議認可ヲ求メ行政長官公署ニ届出テタル時法ニヨリテ組織スヘキモノトス

第六十一條 本試辦章程施行細則ハ別ニ之ヲ定ム

第六十二條 本試辦章程施行期日及試行區域ニツキテハ市政管理局ヨリ行政長官公署ニ申請認可ノ上公布スヘシ

附 件

市、郷區域内ニ居住スル外國在留民ハ總テ市、郷稅ヲ納付スヘシ

市郷在留外人中ヨリ代表者一名ヲ推舉シ郷區在留外國人ヨリ代表者一名ヲ推舉シ監督官署ヨリ之ヲ市郷自治會ニ參加セシメ並ニ行政長官公署ニ之ヲ上申ス

市郷自治試辦章程施行細則

註⁵ 市郷自治試辦章程施行細則 (一九二七年三月)

第一條 本特別市、郷自治章程ノ施行ハ本細則ノ規定ニヨリ之ヲ行フ

第二條 市、郷自治章程第二條ニ稱スル固有ノ區域トハ特別區各驛前公議會所定ノ區域ヲ言フ

第三條 市、郷自治章程第三條ニ稱スル事務トハ市、郷區域内ニ屬スル左記各款ニ限ル

一、市、郷ノ施設スヘキ一切ノ工程建築及住民ノ土木工程ニ關スル審査取締事項

二、市、郷ノ公衛生及公共娛樂場ノ管理取締事項

三、市、郷ノ火災消防水患救済等ノ公共事項

四、市、郷ノ教育及慈善事業

五、市、郷ノ交通及獨占事業ノ經營取締事項

六、市、郷ノ戸口調査及商業登錄事項

七、其他法令ニ依リ自治ニ屬スル事項

第四條 市、郷自治章程施行以前其ノ市、郷ノ處理セル地方公共事項ニシテ本細則第三條ノ各項ノ範圍ニ合スルモノハ依然繼續處理スヘキモノトス

第五條 市、郷自治章程施行以後市、郷區域内ニ屬スル一切ノ施設計畫ニツキテハ市政管理局ニ報告認可ヲ經行政長官公署ニ上申スヘシ

第六條 市、郷自治章程施行以前其ノ市、郷ノ有スル公金、公産ハ其用途ニシテ確實ニ自治事務ヲ處理スルモノナラハ依然繼續支出ヲ許可ス

第七條 市、郷自治章程施行後市、郷ノ以前ヨリ有スル各種公益課稅ニシテ其ノ市、郷區域内ニ屬スルモノハ依然繼續徵收スヘシ

第八條 市、郷自治會會員ノ任期ハ當選ノ日ヨリ起算ス

第九條 市、郷自治章程第八條甲乙兩項ニ稱スル直接稅トハ第三十六條ノ自治稅ヲ指スモノナリ

第十條 市、郷自治章程第八條ニ稱スル公職トハ地方法定團體ノ職員ヲ指ス

第十一條 市、郷自治章程第八條ニ稱スル其他地方官吏トハ市、郷區域内ノ官吏ヲ指ス

第十二條 市、郷自治章程第八條丁項ニ稱スル現任警察官トハ警官、警士ノ總稱ナリ

第十三條 市、郷自治章程第三十六條第二項ニ稱スル自治稅トハ固定ノ地方稅ヲ指スモノニシテ例ヘハ建物稅、土地稅、營業稅ノ類ニシテ其他徵收ノ公益稅、慈善稅ハ第六項内ニ包括ス

第十四條 臨時會期ハ二十日ヲ超ユルコトヲ得ス

第十五條 市、政公所人員ノ任用規則ハ市政管理局ヨリ命令ヲ以テ之ヲ行フ

第十六條 市、郷公約及規則ノ公告方式ハ自治會之ヲ定ム

第十七條 市、郷各項規則ハ市政公署ヨリ自治會ニ交付議決シ監督官署ニ報告認可ヲ經タル上公布シ並ニ行政長官公署ニ上申ス

- 第十八條 市、郷自治章程第五十八條ニ稱スル職員ノ不正事件トハ法令違反又ハ刑事犯ノ範圍ニ互ラサルモノヲ云フ
- 第十九條 市、郷自治會或ハ市政公所ノ公文書ハ直接監督官署或ハ上級監督官署ニ對シ「呈」ヲ用フ
- 第二十條 直接監督官署或ハ上級監督官署ノ公文書ハ市、郷自治會或ハ市政公署ニ對シ「令」ヲ用フ
- 第二十一條 市、郷自治會或ハ市政公署或ハ其他自治機關相互間ノ公文ハ執レモ公函ヲ用フ
- 第二十二條 市、郷自治會或ハ市政公所ノ印鑑ハ市政管理局ヨリ發刊シ並ニ行政長官公署ニ上申ス
- 第二十三條 市、郷自治選舉經費ハ選舉監督ヨリ豫算ヲ編成シ市政管理局ニ報告認可ヲ經タル上本市、郷市政公所選舉經費ノ項目ヨリ支出シ並ニ行政長官公署ニ上申ス
- 第二十四條 本細則ハ公布ノ日ヨリ施行ス

滿洲里市自治公約

註6

東省特別區滿洲里市自治分約

(一九二八年六月十九日)

第一章 總 則

- 第一條 本市自治事項ニ關シテハ自治試辦章程及ヒ其他法令ニテ特別規定シアルモノヲ除ク他本公約ノ規定ヲ適用ス
 - 第二條 本市自治區域ハ別ニ附圖ヲ以テ之ヲ定ム
 - 第三條 自治事項ニ關シ自治會ハ開會時ノ審議決定ヲナス他常任委員會ヲ組織シテ事件ヲ討論或ハ審議シ並ニ市内ノ産業及ヒ資金ヲ檢査スルコトヲ得
 - 前項ノ常任委員會並稅捐委員會規則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第二章 市民ノ權利義務
- 第四條 市民ハ本市區域内ニ居住自由ノ權利ヲ有ス

- 第五條 市民ハ本市區域内ニ於テ商業經營ノ權利ヲ有ス
 - 第六條 市民ハ本市ニ於ケル公共ノ設備ニ對シ其ノ利益ヲ享受スル權利ヲ有ス
 - 第七條 市民ハ本市ノ權限ニ屬スル事項ニ關シ市政公署ニ證明ヲ請求スル權利ヲ有ス
 - 第八條 市民ハ本市ノ自治事項ニ關シ市自治會ニ請願スル權利ヲ有ス
 - 第九條 市民會社又ハ組合ニ勤務シ利益ノ配當ヲ受ケ又ハ損失ヲ分擔スルモノハ
 - 第十條 市民ガ所有或ハ長期貸貸セル不動産ハ市政公署ノ認可ヲ經ルニアラサレハ之ヲ移轉スルコトヲ得ス
 - 第十一條 市民本市ニ於テ營造物ノ建築或ハ修繕ヲナスニハ其圖面ヲ市政公署ニ提出シテ認可ヲ經ルニアラサレハ工事ニ着手スルコトヲ得ス
- 建築事項ニ關シテハ市政管理局ノ發布セル規則ニヨリ之ヲ處理ス
- 第十二條 市民ハ自治稅納付ノ義務ヲ有ス
 - 第十三條 自治稅ノ種類左ノ如シ
- 一 土地稅
 - 二 建物稅
 - 三 市内不動産移轉並ニ長期貸貸登記稅
 - 四 營業稅
 - 五 公共娛樂場稅
 - 六 家屋收益稅
 - 七 道路稅
 - 八 動產賣賣稅

九 車輛稅

一〇 醫院稅

一一 鐵道運轉稅

一二 屠殺稅

一三 採石稅

第十四條 自治稅徵收規則ハ別ニ之ヲ定ム

前項ノ規定ハ自治會全會員三分ノ二以上ノ出席アリ出席會員ノ三分ノ二以上ノ贊成ヲ以テ可決トス

新稅ノ設定及ヒ増加、舊稅ノ取消ニハ前項ノ規定ヲ準用ス

第十五條 現有財產又ハ資金及ヒ收入額ノ評價ニ基ク自治稅ハ稅捐査定委員會ニテ評定シ自治會ニ提出シテ之ヲ議決スヘシ

第十六條 市民納付スヘキ自治稅ニ對シ異議アル時ハ通知ニ接シタル時ヨリ一ヶ月以内ニ市自治會ニ決議變更ノ申請ヲナスコトヲ得

第十七條 前條ノ場合ニ於テモ納稅ノ義務ハ中止セス

第十八條 自治試辦章程第四十條第四十一條規定ノ使用料、手数料ノ徵收規定ハ自治會ノ決議ヲ俟テ之ヲ行フ

第十九條 自治稅、使用料、手数料ヲ滯納セルモノハ延滯利子ヲ納入スヘシ

前項利率ハ各該徵收規則中ニ別ニ之ヲ定ム

第二十條 自治稅ヲ滯納セル市民ハ之ヲ全納スルニアラサレハ本市内ニ於テ不動産ヲ讓受タルコトヲ得ス

第二十一條 自治稅ヲ滯納スルトキハ競賣處分ニ附シテ之ヲ徵收ス

第二十二條 使用料、手数料ヲ滯納スルトキハ延滯利子或ハ三十元以下ノ過怠金ヲ徵收ス

第二十三條 本公約或ハ其他ノ規則ニテ命令スル各種義務ニ違背シ督促ヲ受ケ尙之ニ從ハサル者ニハ二十元以下ノ過怠金ヲ徵收ス

第二十四條 市民ハ本公約及ヒ市規則ヲ遵守スル義務ヲ有ス

第三章 自治事務

第二十五條 本市ハ公共衛生ノ爲左記各項ノ事務ヲ處理スルコトヲ得

一 醫院

二 施療所

三 保姆院

四 藥局

五 獸醫檢査所

六 獸醫治療所

七 屠殺場

八 救急車

九 防疫所

一〇 衛生檢査所

一一 汚物所

一二 溝渠

一三 排水井戸

一四 其他公共衛生ニ關スル設備

第二十六條 本市ハ公共衛生ノ爲左記各項ノ業務ノ管理並ニ取締ヲナスコトヲ得

一 醫師

二 藥劑師及藥局

三 助産婦

後篇 第二章 東省特別區自治制

後篇 第二章 東省特別區自治制

一六二

四 公共娛樂場

五 飲食店

六 旅館

七 妓館

八 其他公共衛生ニ直接關係ノ事務

第二十七條 本市ハ市ノ公益並ニ天災火災ノ救済ノ爲左記事務ヲ處理スルコトヲ得

一 消防隊

二 保衛團及商、工團

三 相互保險

四 燃料廠

五 給水塔

六 公園

七 生産消費並物價ノ調査或ハ施設

八 市商人公平取引ノ監視

九 其他市ノ公益ニ關スル必要ノ設備

第二十八條 本市ハ市ノ教育行政上左記事項ヲ處理スルコトヲ得

一 中學校

二 小學校

三 幼稚園

四 新聞閱覽所

五 圖書館

六 博覽會

七 宣講所

八 盲啞院

九 職業教習所

十 自治會指定ニ係ル市内私立學校經費ノ補助

十一 其他教育ニ必要ノ事項

第二十九條 本市ハ左ノ如キ慈善事業ヲ處理スルコトヲ得

一 宿泊所

二 共同墓地

三 貧民救済

四 其他慈善事業ニ必要ナル事項

第三十條 本市ニテ經營或ハ取締リ得ル交通並獨占事業左ノ如シ

一 電話

二 電燈

三 水道

四 車廠

五 檢車所

六 道路、橋梁、埠頭及其他建築物ノ修理

七 其他交通及獨占事業ニ關スル一切ノ事項

後篇 第二章 東省特別區自治制

一六三

前項中官署經營ノ事業ニ於テハ各該官署ニ於テ之ヲ取締ルヘシ

第三十一條 本市ノ戶口調査並商業登記事項ニ關シテハ官署ト獨立シテ之ヲ行フコトヲ得

第三十二條 本市ニテ經營シ得ル公共營業左ノ如シ

- 一 市立商場
- 二 銀行、質店及各種金融事業
- 三 鐵工場
- 四 電燈會社
- 五 其他ノ公共營業

第三十三條 本章規定事務施行規則ニ關シテハ市自治會ニ於テ之ヲ議決ス

第四章 市政公署ノ組織

第四十四條 市政公署ハ市長一名、市董(市助役)一名ヲ置ク

第四十五條 市政公署ノ設置スヘキ科屬左ノ如シ

- 一 總務科
 - 二 財政科
 - 三 秘書處
- 總務科ハ股ニ分テ左ノ事務ヲ行フ
- 一 總務股、法規官印、文書收發及他股ニ屬セサル事務
 - 二 工務股、建築及技術一切事務
 - 三 衛生股、市内一切ノ衛生事務
 - 四 翻譯股、翻譯事務

財政科ハ股ニ分テ左ノ事務ヲ行フ

- 一 捐務股、徵稅及課金調査
 - 二 會計股、會計事務
 - 三 庶務股、庶務
 - 四 市業股、市有財產及營業一切事務
- 秘書處ハ文書及機密事項

第三十六條 市政公署ハ市長、市董及出納員ヲ除ク外別ニ左ノ職員ヲ有ス

- 一 科長二名 市長ノ命ヲ受ケ各科事務ヲ分掌ス
- 二 秘書二名 市長ノ命ヲ受ケ秘書處ノ事務ヲ處理ス
- 三 法律顧問一名 市長ノ命ヲ受ケ訴訟其他ノ法律事務ヲ處理ス

第三十七條 市政公署ノ前條規定ノ重要職員ヲ除ク其他ノ職員ハ市長カ事務ノ繁簡ニヨリ豫算ノ範圍内ニテ規定ヲ酌量シ市政管理局ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第五章 市政公署執務細則

第三十八條 市政公署ハ一切ノ經費ノ支出ニ關シ豫算ニ定ムルトコロノ用途ヲ變更シ又ハ流用スルコトヲ得ス

第三十九條 市政公署ノ處理スル左記事項ハ自治會會員總數ノ三分ノ二以上ノ出席アリ出席會員三分ノ二以上ノ可決ヲ經ルヲ要ス

- 一 市有不動産ノ得喪變更
- 二 市公債ノ募集

第六章 附 則

第四十條 本公約ハ會員三分ノ一以上ノ提議ニヨリ會員四分ノ三以上ノ出席會員三分ノ二以上ノ可決ヲ經テ之ヲ改正スルコトヲ得

第四十一條 本公約ハ監督官署ノ認可ヲ經公告ノ日ヨリ之ヲ施行ス

後篇 第二章 東省特別區自治制

民國十七年六月十九日

市長 畢 榮 光

滿洲里市自治會估捐委員會規則

註7

東省特別區滿洲里市自治會估捐委員會規則

第一條 本會ニ估捐委員會ヲ設ケ各種捐款事項ヲ處理ス

第二條 委員會職務左ノ如シ

一 家屋及土地ニ關スル課稅規定ハ三年毎ニ之ヲ定メ商工業稅並其他ノ課稅規定ハ毎年一回之ヲ定ム

二 臨時課稅查定

三 商工業、建築物ノ新設及閉鎖ニ關スル租稅額ノ增加並減免

四、市民ノ租稅ニ關スル請願事項ノ審議

第三條 委員會カ設定セル各種ノ課金ハ隨時大會ニ報告シ議決ノ上市政公所ニ送達シ之ヲ執行スヘシ

第四條 委員會ニテ市長ノ申請セル審議ノ案件ハ若シ原案カ復雜ナル場合ハ市政公所財政科ニ詳細調査セシメ記錄及意見書ヲ添ヘ委員會ニ送り查定セシメ大會ノ議決後市政公所ニ送り之ヲ執行セシム

但シ委員會ハ情勢重大ナルカ或ハ財政科ノ調査ニ對シ疑義ヲ認ムル時ハ委員ヲ派シ之ヲ調査ス

第五條 委員會カ審查セル市民申請ノ案件ニシテ必要アラハ申請人ヲ會ニ出頭セシメ面前ニテ解釋ヲナサシム又申請ノ案件ニシテ當面ノ釋明ヲ必要トスル場合モ亦委員會ノ認可後ト雖モ委員會ニ要求シ本人ニ通知出頭ヲナサシメ理由ノ陳述ヲナサシム

第六條 委員會ニハ委員五人ヲ設ケ大會ヨリハ會員中ヨリ三人ヲ推舉シ其餘ノ二人ハ市政公所財政科及捐務科長ヲ以テ之ニ充ツイツレモ義務職トス

第七條 委員會ニハ委員長一人ヲ設ケ委員中ヨリ之ヲ推舉ス

第八條 委員ノ任期ハ市自治會ノ任期ニ同シ

第九條 委員長若シ事故アル時ハ委員中ヨリ代理一人ヲ推舉シ委員事故アル時ハ市自治會ヨリ代理一人ヲ推舉ス

第十條 委員會ノ開會ハ委員三分ノ一以上ノ出席アルヲ要シ出席委員過半數ノ票決ニテ成立ノ可否ヲ決ス同數ノ場合ハ委員長ノ一票ニヨル

第十一條 委員會ノ捐務會議事件ニ關シテハ議事録ヲ作製シ副本ト共ニ大會ニ送達シ議決後市政公所ニ送付スルモノトス

第十二條 委員會ハ每週最少二回會合シ若シ事件多忙ノ場合ハ隨時會議ヲ召集ス

第十三條 本規則ハ市自治會ノ議決ヲ經監督官署ニ申請シ認可後之ヲ施行ス

第十四條 本規則ニテ若シ不備ノ點アラハ前條ノ規定ニ準シ隨時之ヲ改ム

第三章 東省特別區土地管理

第一節 總 說

支那側の東支鐵道附屬地に於ける行政諸權の回收は着々進捗を見たが、其等諸權は何れも多額の支出を要するものゝみにして、財政窮乏の支那側にとりては可成り苦痛とする處であつたのである。

此の時に當り、支那は逐年収入の増加を見つゝあつた東鐵土地課（附屬地貸下に依る収入一九二三年度豫算實に百七十三萬留）に着目し、之が回收に全力を傾注するに至つた。

かくて時の東省鐵路護路軍參謀長張煥相は右附屬地收入に着目し土地課の事務を一手に收めんため、東支鐵道督辦王景春及東省特別區行政長官朱慶欄を誘ひ東三省保安總司令張作霖に之が回收方を建議するところあつた。

一九二三年七月二十八日張作霖は王景春並に朱慶欄に對し、東省特別區地畝管理局の新設並に張煥相の同管理局長兼任を命ずると同時に「鐵道敷設條約には『土地ノ主權ハ支那官憲ニ屬ス』と規定しあるにかゝはらず現在

東省特別區地畝管理局の設置

土地課の事務は該條約に違反し支那の主權を侵害するものである。尙、一九二〇年一〇月二日の追加取極第六條には「會社ノ權利及義務ハ以後總テ商業上ノ事項ニ限ラルヘク政治上ノ行動及職務ハ全ク之ヲ禁止ス之カ爲支那國政府ハ如何ナル種類ナルカヲ問ハス隨時制限的措置ヲ執ルノ權利ヲ保留ス」とあり、而して土地課事務は多く行政事務なるが故に直接鐵道の業務範圍に屬せざる土地の事務一切を新設の地畝管理局に移管すべきことを命ずる」旨の發令をなした。而して張煥相は七月三十一日地畝管理局長の資格を以て、東鐵管理局長オストロウモフに、右八月一日を以て布告し即日之を實施すべき旨告ぐるところあつたが、オストロウモフは「附屬地は東支鐵道の特權に屬し設立の際一千萬留を提供せしものにして移管を要求せらるゝ理由なく、尙かゝる重要問題は理事會の命令に非ずんば應ずる事不可能なる」旨を答へ斷乎と拒絶したのであつた。

之より先、露亞銀行極東支配人ブチヒューゲナンは北京にありて土地課撤廢の機運支那側に動きつゝあることを察し、七月三十日急遽哈爾濱に赴き東鐵露國側要人と會見し、地券を支那側に引渡さざる事、重役會議以外の決議には服従せざる事等申合せた。かくて七月三十一日支那側より土地移管の要求あるや、一九二〇年一〇月二日の續訂契約に署名したる露亞銀行の代表者」として抗議文を朱行政長官に發し、一方在哈山内總領事に援助方を依頼するところあつた。

領事團の
會合

七月三十一日午前十時三十分、山内總領事は英、米、佛三國領事と其の官邸に緊急會議を開き意見を交換せる結果

- 一、支那今回の要求は重大問題にして地方官憲に於て決定し得る性質のものに非ざること
- 二、土地を期限經過前に回收せんとするは一八九六年の條約に違反すること

三、尙今回の支那側の行動は、各國の承認する正當政府が露國に成立する迄は東鐵は現状を維持せざるべからずといふ各國代表者と支那代表者との間に決議署名せられたる華府會議に於ける東鐵に關する取極に反する事

等の理由に依り、東鐵會社の權利擁護の爲め支那官憲に抗議をなし、若し聽かざるに於ては適當の手段を執るべき旨決議した。會議後、午前十一時二十分四國領事は朱慶欄を護路軍司令部に訪ねて其の意見を傳へ、東鐵管理局に向つた。時恰も張煥相は管理局長オストロウモフに對し事務引繼要求の最中であつたが、米領事は支那語に堪能なる處より山内總領事に代つて四國領事團の意見を述べ、支那側に抗議するところあつた。これに對し、朱、張共たゞ上官よりの命令を遂行するものなれば問題の性質に就きては與り知らずと答へ何等要領を得ず、張煥相は明八月一日事務引繼の爲め再び來るべきを言ひ殘して同所を去つた。

翌八月一日張煥相は管理局長に對し土地課事務引繼を強硬に要求したるも、領事團の後援を有するに至つた東鐵幹部の態度頗る強硬となり、重役會議の決議によるに非ずんば一切の要求に服せずと言明したのである。

尙、當時地券其の他の重要書類は東鐵管理局に保管しありたるが、支那側は之を押收し兼ねまじき状態なりしを以て、東鐵側の陳情により右文書の書庫に對し官印を以て封印を施し嚴重保管することゝなつた。

さて四國領事團の態度により土地課問題も行惱みの状態となり支那側は何等かの方法によりて局面轉回策を講ぜんと思慮し、張煥相は八月二日午前、午後の兩回にわたり日本總領事館に於て四國領事と會見、東鐵は一商會社なるにかゝらず行政事項たる土地事務を管掌するは明かに違法なるにより右行政事務に限り之を東省特別區行政長官の管轄となし、鐵道營業に直接關係ある土地は東鐵管理局の管轄下に置くべきものなることを強調し、

さきの朱慶欄の土地課を廢止すべしとの命令に比し可成り妥協讓歩したのであつた。尙、中國銀行、哈爾濱商務會、濱江商務總會及交易所の代表も各領事を訪問、支那側の體面を保ちつゝ解決點を發見せんと努めたるも領事團の態度依然強硬にして如何とも方法がなかつた。

地畝管理
局職員の
任命

張煥相は朱慶欄の命により八月二日以後地畝管理局長の事務を執るべき旨布告し、續いで八月七日朱長官より地畝管理局長張煥相、第一次席アファナシェフ、第二次席鄂双全任命の旨の發表があつた。

支那側の態度右の如くであり、且在哈領事團よりの報告に接し、北京駐在日、英、米、佛各國公使は外交總長に對し支那今回の行動は國際條約に違反し華府會議の精神を沒却するものなることを警告し、尙、在奉天各領事に對し張作霖の本件に對する意思を聽取すべき旨命じた。在奉天各國領事の質問に對し張作霖は

- 一、露支間の原契約には鐵道業務は商業の範圍に限られ居るに露國は植民地を設定し居ること
- 二、土地の貸下は期限付なるに拘らず、外人に對しては該期限を超過して貸付け居れり。こは將來土地回收の場合紛擾を生ずべきにより今整理斷行の要あること

三、鐵道が人民の土地を強奪する結果人民は非常なる苦痛を感じ居れり。故に鐵道と附屬地住民との感情の融和を畫るため本問題を今に於て解散せざるべからざること
等の辯明をなし、支那側今回の要求の合理的なる事を主張した。

尙在北京米國公使シユルマンは實狀視察の爲め哈爾濱に來り、九月六日東鐵の招宴席上、支那側の不法を責め朱行政長官又之に辯明する等のことがあり、本問題は依然未解決の儘に推移したのである。

一方支那側は地畝管理局の開設と共に一切の土地事務は地畝管理局に於て取扱ひ、東鐵との從來の土地貸下契

約を無効とし、尙附屬地貸下料金は爾後同管理局分局に於て徵收する旨布告し、他方沿線各地に於ては極端に東鐵土地課員壓迫の態度をとつたのである。

かゝる際に於て東鐵理事會は數次會議を開催しこれが對策を講ぜるも、露支兩國理事の意見不一致なるは當然であり、且つ東鐵理事は露支兩國各々五名にして議決には少くも理事七名の賛成必要なる爲め本問題に就きては意見の一致を見る事到底不可能にして、連日に渉る會議も何等の歸着點を見る事能はず其儘に過ぎたのである。

かくて土地問題の前途渾沌として解決の見込なきに至れる爲め、支那側に於ては朱慶欄、孫烈臣、張煥相等奉天に張總司令と會し種々協議の結果、各國領事團並に支那側双方の體面を維持する爲め如何にもして何等かの妥協點を發見するに決し、先づ張總司令は一九二三年九月二十日附朱行政長官並に王督辦等在哈支那官憲に對し、東鐵附屬地中鐵道用地として必要なる土地幾許なるか、用地以外の土地幾許なるかを明確に調査すべき旨命ずるところあつた。

在哈支那官憲は右の命令に依り東鐵側に附屬地調査の提議をなした。

東鐵側は十月初旬理事會を開催

- 一、附屬地問題中、支那の主權侵害の件には會社の權限外なれば觸れず、たゞ附屬地は敷設契約に違反せざること立證すること
- 二、土地關係書類を王督辦に提出して調査に便ならしむること
- 三、支那側の土地課事務移管の要求は不明瞭なる點あるを以て、王督辦と支那官憲と打合の上一定の要求範圍を明確にしたる後再び理事會の審議に附し、株主總會に報告すべきこと

土地問題
調査委員
會の設置

を決議したのである。

王督辦は右の決議を朱行政長官に報告するところあり、支那側に於ては行政長官公署及督辦公所職員より成る土地問題調査委員會を設置することとなつた。同委員は十一月十三日東鐵土地課にゴンダツチを訪問し、

- 一、滿洲里より綏芬河に至る東鐵沿線土地面積
- 二、鐵道に必要な土地面積
- 三、未拂下土地面積
- 四、拂下既墾土地面積及同圖表

の各項に就き回答あり度き旨申出でたるも、ゴンダツチは右四項の何れにも答へ難き旨述べ、其後數次の要求に對しても何等の回答を與へなかつた。こゝに於て調査委員會も格別の實績を擧ぐるを得なかつたのである。

かくて一九二四年一月二十九日朱行政長官、王督辦、俞會辦等奉天に赴き于冲漢、張宗良、王永江等と會議を開き土地問題を議し議論沸騰せるも、結局鐵道附屬地の回收は暫く措き行政權のみ回收することに決し、東支鐵道本社に對し

- 一、鐵道直接使用の土地竝建築物以外の都市、村落の區劃設定及建築に關する計畫竝一切の行政事項は支那官憲に於て之を掌ること
- 二、會社は土地の貸下げ或は不動産の權利移轉の場合は支那官憲に之を申告することを要し、右登記を以て始めて效力を發生するものとし、其の已に拂下、貸下をなせる土地も登記の要あること
- 三、支那官憲が其の地の發達竝に維持の目的を以て爲せる行政上の規定及税金に對しては所有主又は管理人は

服従の義務あること

等通牒を發するところありたるも、之に關して東鐵側と何等具體的の細則も成立せず、依然土地問題は全然未解決の中に在つたのである。

かゝる間に一方北京に於ては一九二四年五月三十一日、カラハン、顧維均間に露支協定の成立を見、同協定第九條第一項には

- (一) 兩締約國政府ハ東支鐵道カ純然タル商業的企業ナルコトヲ宣言ス
- 兩締約國政府ハ東支鐵道直接ノ管理ノ下ニ在ル營業ニ屬スル事項ヲ除キ支那共和國ノ中央政府及地方政府ノ權利ニ影響スル一切ノ他ノ事項例ヘハ司法事項並民政、軍政、警察、市制、課税及土地(該鐵道ノ必要トスル土地ヲ除ク)ニ關スル事項ノ如キハ支那國官憲ニ依リ處理セラルヘキコトヲ相互ニ宣言ス

とありて、東支鐵道附屬地中鐵道營業以外の土地は支那側之を回收するに決し、次いで細目協定の成立するあらば土地問題も愈々解決すべきことを豫想せらるゝに至つた。

右の如く形勢支那側に有利となるや、附屬地住民の地代を地畝管理局に納付する者激増し、爲に東鐵土地課の該収入は非常なる減少を見たのである。

- 一九二四年一〇月八日更に奉露協定の成立するあり、同第一條第一項に
- (二) 兩締約國ハ東支鐵道會社ハ純然タル商業的企業タルコトヲ聲明ス
- 兩締約國政府ハ東支鐵道ノ直接監視下ニアル營業ニ關スル事項ヲ除キ其ノ他一切ノ事項ニシテ司法事項、民政事項、軍政事項、警察、市制、課税及土地(東支鐵道會社自體ノ所要土地ハ之ヲ除ク)ノ如キ支那共和國

支那側形
勢有利と
なる

ノ中央及地方政府ノ權利ニ影響ヲ與フルモノハ支那國官憲之ヲ處理スルコトヲ聲明ス
とあり、さきの露支協定と同様支那側有利の立場を保持し、一層細目協定の成立を期待せられたのである。

尙、奉露協定の成立に依り東鐵に勞農露國代表者參加するに至れる爲め、九月二十九日、日、英、米、佛四箇國領事は東鐵管理局に至り土地課長ゴンダツヂ及副管理局長オツフェンベルグ立會の下に、さきに（一九二三年七月三十一日）封印せる土地課重要書類の封印を解除した。

奉露協定の成立並領事團の封印解除は支那側の立場を益々有利に導き、支那側は細目協定の成立を俟たず着々附屬地回収の實を擧げんと欲し、「東省特別區第一地畝管理局分局布告」、「地畝分局地代直接徵收取扱法」等の諸布告を出したのである。

八區問題

然るに一九二四年十二月、所謂八區問題勃發し、こゝに又新たな紛糾を見、土地問題解決の前途頗る遠きを思はしむるに至つた。

抑々八區とは哈爾濱埠頭區と之に隣接する支那街傳家甸との間に位置する工業地帯にして、之に敷設せる延里數二十五露里半に達する引込線使用者に對し突如引込線使用料の他に貨車配給料一輛に付三元、手数料一輛に付五元計八元の新料金を徵收せんとしたるに起因せるものである。

右料金徵收に就きて會社側の見解は、抑々八區引込線延長二十五露里半中支那商人の敷設したるもの僅々半露里に過ぎず、巨額の建設費は總て會社の支出にかゝり、加之該引込線と東鐵との間には緊要なる關係あり、八區は實に「鐵道營業上必要なる土地」に該當するものなるが故に地代は當然東鐵土地課に納入すべきものにして、貨車配給希望者にして之れを納入せざる者に對しては地代補填の意味を以て貨車配給料を課するは至當なりと爲

すに在る。

支那側に於ては、右八區は直接鐵道營業に必要な土地に非ざるが故に會社側が之を「鐵道營業上必要なる土地」と認むるは明かに露支、露奉兩協定に違反するものであり、且斯かる重要問題を會社理事會に附議せず管理局長の一存にて決定するは是亦前記兩協定に違反するものと抗辯した。

右の如く兩者の意見一致せず、鐵道當局は目的貫徹の手段として、若し支那商民にして之を納付せざるに於ては貨車配給の停止を斷行するといふ策に出でたのである。

時恰も特產物出廻最盛期なりしたため、支那商民の憤慨甚しく總商會を中心として鞏固なる結束を以て反對運動を起し、貨物の積出を中止し、荷馬車會社（大東公司）を組織し、貨物を直接長春に馬車輸送するの牽制策を講ずると共に右諸税の徵收を停止せしむべく各方面に陳情書を提出した。即ち、第一回陳情書は十二月二十日張總司令、鮑東鐵督辦、朱特別區行政長官に宛て、第二回陳情書は一月三日北京交通部張總司令、鮑東鐵督辦、朱特別區行政長官に宛てたるも、何等の反響も無かりし爲め、更に總商會、油房公會、火磨公會、糧業公會、雜貨公會等は一月四日附を以て第三回の陳情書を前回打電先及カラハンに打電するところあつた。

右陳情書を受理せる朱行政長官は、之を東鐵督辦公所に移牒して問題の即決を求むると同時に、各公會代表は東鐵理事と折衝の結果、ボズヂエーエフ副理事長の承認に依り貨車配給料及手續料の徵收を一月六日迄停止せるも、再び一月九日より右料金徵收復活カラハンより命令ありたる旨發表せる爲め、問題は哈爾濱に於て解決する事困難なる迄紛糾し、朱行政長官、袁東鐵理事長代理は奉天に急行し、イワノフ、ボズヂエーエフ、ジーキー等亦北京に赴き事態の急なるを思はしめたのである。

尙、一月十三日東鐵商業部は支那商民との間に諒解を求めんとして主なる代表者を招待したるも一人の出席者もなく、斯くて同日東鐵管理局は八區に於ける諸課税に對し「今後一週間は現金を徴收せず之れが後拂を許可し、若し一週間以内に本問題を解決する能はざる時は現金を徴收する事とし之れに應ぜざれば全然貨車の配給を停止する」旨布告し、更に一月二十日支那商民代表は管理局副局長エイスマンドを訪問し貨車配給料の引下方交渉したるに對し、料金引下の要求には應じ難きも料金徴收延期に對しては交渉に應ずる餘地ある旨答へ、遂に妥協點を見出す能はず、鐵道管理局は斷然交渉を中止するの態度を採るに決し、左記要領の命令を發するところあつた。

東支鐵道理事會は八區倉庫主に對し八區貨車廻入料金協定のため七日間の猶豫期限を與へ同期限内に鐵道管理局と該問題を協議解決せん事を提議したるに拘らず支那商民は該提議に應ぜざりしに依り本職は左の如く指令す

一、一九二五年一月十二日附商業部八區貨車廻入料後拂許可に關する命令は一月二十日を以て效力を喪失するものとす

二、一月二十日より八區貨車廻入料は前年十二月六日附商業部命令に従ひ實施すべきものとす

右の指令に依り支那側に於ては即日八區貨物取扱所に突如警官を出張せしめ料金拂込を嚴禁する一方、會社側は八區の貨車廻入を全然停止し貨車全部を貨物線内に集中し、料金未拂貨物の取卸を許さざるの處置に出でた。これに對し支那側は武力的行動に出で、即ち同日午後三時頃支那警官の一隊は強制的に貨物線内に闖入し鐵道従業員を押除け貨物の取卸を開始し、十一輛の荷卸を敢行するに至つた。

かくて、今や兩者對抗の形勢を馴致したが、斯る中に一方日露交渉成立したる結果露國側の態度は益々硬化し、遂にカラハンは

一、哈爾濱支那官憲は東鐵の事業を妨害せざること

二、土地區劃委員を任命すること

三、支那商民に對し東鐵管理局と協議する様諭告すること

四、東支鐵道理事長を速かに實務に着かしむること
を張作霖に提議した。

露國側の態度右の如く硬化せるため支那官憲も讓歩の立場を採り來り、又寶隆洋行が先に支那商民に注文したる大口豆粕は既に歐洲向積出の期日到來し、支那商民は自己の信用に關するを以て飽迄其の主張を貫徹する能はざる事情等あり、こゝに商民側の態度も漸次軟化し、一月二十八日頃より鐵道側に屈服して貨物の積込を始むる者出で、又一月二十九日張作霖は本問題を奉天に於て高交渉署長と露國總領事の間に交渉解決せしむるに決し、地畝管理局長宛に商民團の輕舉妄動を防ぐ様訓示すべき旨電命したのであるが、商民側は奉天に於ける交渉の長引かんことをおそれ、取あえず従前通り配車すべく鐵道に交渉し、遂に商民側は鐵道側の要する貨車配給料を支拂ひ、二月一日より貨物の積込を爲すに至り、事實上、本問題は一段落を告げた。

かくて、支那官憲對會社側の交渉は奉天より更に哈爾濱に移り、濱江道尹蔡運升の斡旋に依り五月下旬漸やく配車料を一元に變更する事として解決を見たのである。

右八區問題以後格別の事件も起らざりしが、未だ露支、露奉兩協定の細目協定成立の機運なく、従つて地畝管

理局と東支鐵道土地課との關係は未決定の状態に置かれ、土地問題は依然未解決の儘に推移した。然るに一九二七年一月、東省特別區不動産登記法中第五條改正に關聯して、又々列國との間に紛争を惹起するに至つたのである。

これより先、支那側は一九二五年一月、不動産登記法を施行し、同法第五條に於て不動産に關する物權の得喪及變更は其の登記を爲すに非ざれば之を以て第三者に對抗することを得ざる旨規定し、且つ、一九二三年八月一日以後は地畝管理局が土地管理に當り居るものなれば東鐵土地課の交付したる舊地權を有する者は地畝管理局の書替を経たるものに非ざれば其の登記を拒絶することとした。

然るに登記實施後二年を経過するも其の實績甚だ舉らず、哈爾濱のみにても登記を経たるもの十分の四に及ばず、かくて東省特別區高等審判廳は北京司法部の指令を奉じて一九二七年一月上記第五條の登記對抗主義を、不動産に關する物權の得喪變更は其の登記を爲すに非ざれば其の效力を生ぜずとの登記要件主義に改め登記を爲さざる不動産物權を無効となす旨布告した。而して二月十一日附高等審判廳より右の修正を四月一日より實施すべく、四月一日以前に東省特別區地方審判廳に登記をなさざる地權は有效と認めず中外人民一律に之れを適用する旨の布告をなしたのである。

右に對し哈爾濱領事團主席天羽總領事は關係國領事團を代表し、支那官憲より發せられたる布告は治外法權國民に對して關係國政府の承認なき限り適用せられず、従つて高等審判廳の布告も亦是等治外法權を有する諸外國人を拘束し得ざるものと認むるが故に、支那法院の今回の行爲により治外法權國民が損害を蒙りたる時は其の責任支那側に在る旨哈爾濱交渉員蔡運升に通告した。これに對し支那側は條約上の領事裁判權は各本國臣民の民刑

不動産登記法第五條改正問題

地畝管理局第五十一號通告問題

事件の裁判に關するものにして不動産に關する物權登記と同一に論ずべからざる旨回答し、四月二十一日天羽總領事は之に對して再抗議をなすと共に之れを支那と各關係國政府との討議に俟たんと主張した。これに對し支那側は司法部の意見としても領事裁判權は民、刑事事件の裁判を以て内容となすものにして不動産登記は之れと同一に論ずべからざるものなる旨述べ、今治外法權國民が登記を要する事項に對し任意に登記を爲さずして他日之れが爲に損害を蒙ることあるも中國政府は何等の責任を負ふべきものに非ずと回答したる爲、本問題は何等解決を見ず、更に同年（一九二七年）十二月地畝管理局布告第五十號並第五十一號に關聯して、又々紛糾を惹起するに至つたのである。（註参照）

右の兩布告に於て、借地權の契約期日を長期三十年、短期十年の二種に分てるは、今日迄諸外國人の有せる長期地券の一九八三年迄に至る有効期限認容せられざる事となり、又借地權を獲得し得る者は善良なる國民にして支那の法律に従ふものに限るとあるも、之に依れば治外法權國民は土地を借り得ざる事となる。これ明かなる條約違反である。

こゝに於て、在哈領事團は十二月二十日午後三時、日本總領事館邸に日、英、米、佛四箇國領事相會して協議し、更に、日、英、米、佛、伊、丁、和、白、葡、九箇國領事團は一月六日附を以て支那側今回の布告の條約違反を責め、東支鐵道土地課と東省特別區地畝管理局との間に何等かの辦法的協定成立せざる限り東省特別區地畝管理局を認めず、従つて同局の布告を認容せざる旨の共同抗議を張煥相に致したのである。

然るに地畝管理局は各種布告を相續ぎて出し、着々として地上權の回收を企圖し、右領事團の抗議に對して張煥相は露支協定第九條により東鐵の營業に屬する事項以外の行政的事項は支那國官憲に依り處理せらるべきもの

なるが故に土地事務も當然支那官憲の管掌下にあるべき旨主張し、之れに對し九箇國領事は二月七日附共同抗議を發する等の事あり、かくて本問題を北京に移すに決し、八木總領事は九箇國領事の承認を経て二月九日北京外交團主席公使宛本問題の顛末を報告し、其結果、本問題は一方哈爾濱領事團と東省特別區當局、他方北京公使團と北京政府外交部との間に交渉を見ることとなつた。

かくて、日、英、米、佛公使の大元帥府への二月九日覺書の提出となり、其後哈爾濱に於ても領事團より支那側の不法に對する抗議を發する等の如きことありしも何等解決を見ず、更に一九二九年六月、地畝管理局より哈爾濱領事團に對し、

哈爾濱の新市街並に埠頭區の鐵道附屬地は奉露協定により支那が完全に回收せるものなるが故に該地域一帯は條約上の商埠地に非ず。而して四家子、傅家甸も全然條約上の商埠地に非ず。哈爾濱に於ける商埠地として開放せられ居るは支那公園より下流圈兒河を中心としたる一帯に過ぎず。

と通告し、領事團又之れに對し抗議せんとせる等のがあつた。

武力に依る土地に依る回收斷行

然るに、こゝに一九二九年七月十五日午前十時、支那は突如武力を以て東支鐵道土地課回收の舉に出でたのである。地畝管理局の東鐵管理局に發せる文書左の如くである。

管理局土地課の閉鎖命令は既に久しき以前に發せられたるに拘らず今日に至る迄ソウエート側の履行せざりしところなり。こゝに於て當管理局は即時土地課の閉鎖を命ずるものにして東支鐵道に、直接關係ある土地のみを東鐵管理局に委す。右は支那主權の發動なれば即時實行し事務を地畝管理局に移管すべし。

此度支那側は附屬地總面積十萬五千デシヤチン中、鐵道營業用地二萬七千デシヤチンを殘し、七萬八千デシヤ

チンを完全に回收したることとなる。内譯左の如し。(單位デシヤチン)

	總面積	東鐵營業用地と確認せらるるもの	地畝管理局に屬するものと確認せらるるもの
哈爾濱	一一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇
沿線	三〇,〇〇〇	一四,〇〇〇	一六,〇〇〇
其他	六四,〇〇〇	一一,〇〇〇	五二,〇〇〇
合計	一〇五,〇〇〇	二七,〇〇〇	七八,〇〇〇

支那今回の舉に對しては露國も東鐵管理局問題に對する強硬なる態度より見るも容易くこれに屈服するものは考へられない。然も本問題をして徒に未解決の儘に推移せしめ從來の紛争を續くるは露支双方の不利なるを以て、來るべき露支交渉を機として土地問題調査委員會を組織し露支兩國より委員を出し、鐵道營業用地と其の他の土地との區劃其の他の諸事項を調査し、以て露支、露奉協定に於て成らざりし細目協定の成立に資し本問題の根本的解決を圖るものと豫想せらる。

尙、今回の舉に對し領事團の方針は依然地畝管理局が從來の態度を改めざる限り其の管理に服さざるべく、右露支間の協定成立と共に更に本問題に關して列國と交渉を開始し何等かの妥協點を見出すに非ざるやと考へられる。(一九二九年七月末記)

註 東省特別區地畝管理局布告第五十號 (一九二七年十二月十五日)

地畝管理局布告第五十號

本局成立後既ニ數年ヲ經タリ從前東支鐵道ヨリ貸付ケタル長期及短期ノ土地權利書ハ總テ露文ノ契約ニシテ現在ニ於テハ既ニ適用セス本局カ地畝管理機關トナリテヨリハ自ラ別ニ正式ノ租照ヲ發行スヘキモノナリ既ニ其ノ辦法及租照ノ樣式ヲ定メ長官公署ニ上申

後篇 第三章 東省特別區土地管理

シ其ノ認可ヲ經タリ茲ニ明年一月一日ヨリ本局ハ從來發行交付シタル借地權利書ト共ニ一律ニ租照ト交換スヘキモノトス即チ左記辦法ニヨリ期限内ニ本局ニ至リ交換スヘク時期ヲ遅延シ權利ヲ失フコトナキ様注意スヘシ此ニ布告ス

租照簡章十條

- 一、凡ソ本局管轄區域内支、外國人長期並短期土地借受人ハ本規則ニヨリ發行スル租照ヲ以テ借地權ノ證トスヘシ
- 二、支、外國人長期土地借受人ニ對シテハ借地料完納ノ場合ニ於テノ租照ヲ發行交付ス毎年借地料ヲ分納スルモノニシテ未タ完納ニ至ラサルモノニ對シテハ先ツ租照副本及租地圖面ヲ交付シ借地料完納後正式ノ租照ト交換ス
- 三、支、外國人短期土地借受人ニ對シテハ期限迄ノ借地料ヲ完納シタル場合短期租地證明書及租地圖面ヲ交付ス年限ノ長短ニカカハラス期限迄ノ借地料ヲ完納セルモノヲ有效トス期限滿了後繼續借地スル場合亦同シ
- 四、疊ニ東支鐵道土地課トノ契約ニヨリ長期貸付土地ヲ有スル支、外國人ニシテ舊契約書記載ノ借地料ヲ完納シタル者及未完納者ニシテ本局ニ金額ヲ納付セルモノハ長期租照ヲ交換交付ス短期貸付土地ニ對シテハ新規貸付料及舊債共完納セルモノニハ短期租地證明書ヲ交付シ其ノ借地期限ハ總テ從前通りトス
- 五、長官公署民國十二年第六號布告ハ引續有効ナリ
- 五、本局ノ新規貸付土地ハ三十年以内ノモノヲ長期トシ十年以内ノモノヲ短期トス租照ハ一通ニ付作製料大洋二元、印紙大洋二角ヲ要ス
- 短期租地證明書及長期租照副本ハ一通ニ付作製料大洋一元、印紙一角ヲ要ス疊ニ東支鐵道土地課カ貸付シタル長期及短期ノ土地ニシテ新規ノ租照ヲ交換セシモノニ對シテハ東支鐵道會社ノ長、短期貸付土地規定ニヨル作製料ヲ要ス
- 六、租照發行交付後ハ從前東支鐵道會社ニテ發行セル借地契約書ノ正、副本及契約書ト同等ノ效力アル一切ノ證書類並ニ既ニ本局カ發行セル各種ノ證明書ハ總テ回收シ無効トス諸種ノ原因ニヨリ回收シ難キモノモ亦再ヒ效力ヲ生スルコトナシ
- 七、租照發行交付後ハ長、短期貸付土地共移轉並名義變更ニ關シテハ本局ノ定メタル移轉規則ニヨリ處理スヘシ

- 八、長、短期土地借受人ハ其ノ租地圖面ヲ受クルニハ長、短期共其ノ作製料大洋一元ヲ要ス
- 九、租照交換期限ヲ十七年六月迄トス借地人特別ノ事情アリテ本局ニ届出テタル者ノ外期限内ニ舊借地契約書ヲ本局ニ持參セサル者ハ審判廳ニ通知ノ上無効ヲ宣告スヘシ
- 十、本規則ハ長官公署ニ上申認可ヲ受ケタル日ヨリ實施ス本規則ニ不備ノ點及變更ヲ要スル個所アルトキハ隨時申請ノ上之ヲ變更スルモノトス

民國十六年十二月

局長 張 煥 相

東省特別區地畝管理局布告第五十一號 (一九二七年十二月二十日)

地畝管理局布告第五十一號

長官公署達第一六七號ノ訓令ニ依レハ特別區ノ土地ハ其ノ他ノ商埠地ト同一ニ非ス長、短期租借地ニ對シテハ元來制限ヲ有スルモノニシテ地畝局開設ノ始ニ於テ既ニ規定セル如ク借地權ヲ移讓スル場合ハ其ノ新舊借地人ハ總テ先ツ地畝局ニ届出テ審査ヲ經タル上登記シ始メテ名義ヲ變更シ得ヘキモノナリ從來右ノ手續方法ニヨリ處理シ來リタルモ其ノ規定ヲ審查スルニ未タ實行ノ便宜ヲ圖ルヘキ詳細ノ規定無シ依テ本公署ハ借地人土地移讓規則ヲ審查制定シタリ爾後支、外人ノ別ナク土地租借權ノ移讓ヲ申請セントスル者ハ必ス先ツ地畝局ニ報告シ地畝局ハ本規則ニヨリ審査ノ上規則ニ違反セサルモノト認メタル場合名義變更ヲ許可スルモノトス未タ登記ヲ爲ササルトキ私カニ授受シタルモノハ無効トス法院ニ於ケル競賣ハ長、短期租借地及家屋ノ競賣確定シタルトキハ先ツ臨時競賣確定證書ヲ發行交付シ競賣人ヨリ該證書ヲ地畝局ニ提出シ競賣許可ノ審査ヲ受ケテ許可證書ノ受領ニヨリ法院ハ始メテ正式競賣確定證書ヲ交付スルモノトス公文ヲ以テ特別區高等審判廳ニ訓令達示スル外速ヤカニ規定發布ノ上地畝局ハ即時定ムルトコロニ從ヒ處理シ本公署ニ報告スヘシ此ニ訓令ス

此ノ訓令ニヨリ公文ヲ以テ法院ニ即日實行スヘキコトヲ達示スル外茲ニ審査事項ヲ制定シ借地權ノ移讓規定ノ條文ヲ左ニ告示ス租借權ヲ移讓セントスルモノハ總テコレニ從フヘシ此ニ布告ス

左記

第一條 租借權ヲ移讓シ名義ヲ變更セントスル者ハ必ス本規定ニヨリ地畝管理局ニ報告シ審査ヲ受ケテ許可セラレタルトキハ移讓規則